

平成17年第3回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成17年12月20日(火)午前9時開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第10号 川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第11号 川根本町若者定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第12号 平成17年度川根本町一般会計本予算
- 日程第 6 議案第13号 平成17年度川根本町国民健康保険事業特別会計本予算
- 日程第 7 議案第14号 平成17年度川根本町老人保健特別会計本予算
- 日程第 8 議案第15号 平成17年度川根本町介護保険事業特別会計本予算
- 日程第 9 議案第16号 平成17年度川根本町簡易水道事業特別会計本予算
- 日程第10 議案第17号 平成17年度川根本町温泉事業特別会計本予算
- 日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第12 常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 追加日程第1 議案第18号 川根本町過疎地域自立促進計画の策定について
- 追加日程第2 議案第19号 工事請負契約の変更について
(平成17年度北部簡易水道配管布設工事)
- 追加日程第3 議案第20号 工事請負契約の変更について
(平成16年度公営住宅整備事業町営住宅沢脇団地2・3・5号棟建築工事)

出席議員（14名）

1番	山本信之君	2番	中田隆幸君
3番	小藪侃一郎君	4番	原田全修君
5番	澤畑義照君	6番	杉本道生君
7番	高畑雅一君	8番	久野孝史君
9番	森照信君	10番	板谷信君
11番	鈴木多津枝君	12番	芹澤徳治君
13番	中澤智義君	14番	佐藤公敏君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	杉山嘉英君	教育長	澤村迪男君
総務課長	山本眞一君	総合支所長	森紀代志君
管理課長	羽倉範行君	企画環境課長	森下睦夫君
企画観光課長	羽根田泰一君	税務課長	鈴木一男君
健康増進課長	小坂泰夫君	保健福祉課長	小澤明弘君
町民課長	藤田至君	住民課長	的場徹君
産業課長	岩田利文君	建設課長	山田俊男君
事業課長	中村裕君	出納室長	小坂進君
教育総務課長	筑地秀昭君	生涯学習課長	柴田光章君

事務局職員出席者

議会事務局長 西村太一

開議 午前9時00分

開 議

議長（佐藤公敏君） ただいまの出席議員は14名で定足数に達しておりますので、会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

なお、説明員は12月8日と同様ですので、御了承願います。

日程第1 諸般の報告

議長（佐藤公敏君） 日程第1、諸般の報告を行います。

12月9日、12日、13日、16日の4日間、また16日には平成17年度の現場視察をしていただき、平成17年度の一般会計、各特別会計の予算特別委員会を、15日には常任委員会を開催し、終日熱心に御審議をいただきました。誠にありがとうございました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 一般質問

議長（佐藤公敏君） 日程第2、一般質問を行います。

通告制により通告された質問者は、原田全修君、澤畑義照君、杉本道生君、高畑雅一君、板谷信君、鈴木多津枝君、森照信君、久野孝史君であります。順番に発言を許します。

再質問については、議会運営の申し合わせにより一問一答方式とします。なお、許された質問時間は30分ですので、的確に質問、答弁をするようお願いいたします。

原田全修君、発言を許します。4番、原田全修君。

4番（原田全修君） おはようございます。原田でございます。

新町が誕生しまして初の定例議会に、初めての一般質問として最初に発言がいただけることを光栄に思いますが、まず、新町誕生といっても、9,000人に満たない小さな町が誕生したわけですが、住民としては期待とともに不安が折り合っているともわれまして、その中で本日、私、一般質問させていただくわけですが、住民の関心が相当なものがあるかと思われまして。質問には誠意を尽くしていきたいと思っておりますが、どうか誤解や偏見がある場合には、御指弾をいただくとともに御容赦をいただきたいと思いますと思っております。

今次の合併を振り返ってみますと、文言として、これは新町建設計画の序論に掲載されておりますが、「2町は合併することによって、行政サービスの向上や事務事業の効率化、財政基盤の強化等を図り、2町の資源を一体的に活用したまちづくりを進め、地域の活性化を目指す」、こういう必要性があるということと同時に、これも合併説明のときの資料等にありますように、

「2町が合併しても（交付税をかなり厳しく見積もっても）財政的にはやっていける」と、このような見通しの上に成り立った合併でございます。

しかるに、昨年示されました新町の平成17年度から27年度の「基金・起債残高の推移」等の財政シミュレーション、これを見たときに、あるいは現在中央政府の方で進められております三位一体改革の本丸と言われる地方交付税の抑制策が実施されたような場合には、私どものこの町のように自主財源の小さな町におきましては、数年後には極めて厳しい財政状況になるということも、想定のうちにとらえておく必要があるかと思えます。

そういった認識をもとに、昨年示されました新町建設計画、これを進めるに当たっての対応についての質問を4つの事項について行いたいと思えますので、どうかよろしく願いいたします。

まず、1番であります、新町建設計画、財政計画の見直しについて、これをどのようにとらえるかをお伺いしたいと思います。4つの事項についての質問すべて町長にお願いをしたいと思えますが、この今の質問でございますが、新町建設計画、財政計画を進めるに当たりまして、どのように状況が推移をすると想定をされておられるのか、もしその想定によって新町の建設計画、財政計画を今後も見直す必要があるかどうか、この点を伺いたいと思えます。

次に、行財政改革の推進ということでございますが、先進的な自治体の間では、厳しい財政環境到来への備えとして、外部の有識者の参加を得た「行財政改革」審議機関等の設置の動きが増してきております。当町としましても同様の取り組みが必要かと思われませんが、今後の財政改革の推進策についてのお伺いをしたいと思います。

3つ目でございます。まちづくりということで、地域活性化への事業展開についてお伺いしたいと思います。当町のまちづくり、地域の活性化策、これには明確なコンセプトが必要ではないかと思われ。それには、森林、お茶、温泉、川、SL、トロッコ鉄道等の資源を生かした「環境、健康、観光」、こういったビジネスの創設がふさわしいというように私は思います。国の環境、健康、観光施設、例えばエコツーリズムだとかビジットジャパン、森林セラピーといったような、こういった国の施策とタイアップした町としての事業展開が必要だと思われ。所信を伺いたいと思えます。

最後に、自治体再編の動きへの対応ということでお伺いしたいと思います。私どもは、未来永劫に「川根は一つ」というような信念で来ております。県の推進する小規模自治体再編への動きに、川根地域住民の関心が現在また燃え出しておりますが、当町の新町建設計画推進との密接な関係があるかと思われ。今後どのように対応していこうとしているのか、所信をお伺いしたいと思います。

なお、過日実施されております県の合併推進審議会の意向調査で町長はどのような回答をされたのか、その回答の根拠は何であったのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

議長（佐藤公敏君） ただいまの原田全修君の質問に対し、町長の答弁を求めます。

町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 原田議員の質問にお答えいたします。4つの論点があったかと思えますので、順を追って、新町建設計画の財政計画についてお答えをいたします。

財政シミュレーションについては、作成する時点での制度や最新の決算数値等をもとに試算しております。当然、社会情勢の変化により財政状況も変化していきますので、毎年作成する必要があると考えております。

前回示した財政シミュレーションは、平成15年度の決算数値をもとに、新町建設計画による主要事業として、若者定住促進住宅整備事業、公営住宅整備事業、総合支所建設事業、移動系防災行政無線整備事業、同報系防災行政無線整備事業、地域ブロードバンド整備事業を実施した場合の財政状況を考察する観点から、投資的経費として事業費を計上し、平成16年7月に作成しております。

しかし、これはあくまでも不確定要素の多い中での一例であり、当然、議会あるいは町民との議論の中で、事業規模、実施時期等の検討、あるいは状況の変化によっては事業実施の有無等もさまざまな検討が必要かと考えております。そうした時点で新町建設計画も当然、財政状況との関係の中で見直す場合もあろうかと考えております。

また、財政シミュレーションは、将来の決算額を当てるものではなく、町の総合計画、事業計画等の策定などまちづくりのための基礎資料として考察、活用するためのものであると考えております。

現在の財政状況は極めて厳しい状況ではありますが、町が自助努力をすることにより、合併による経費削減、行政改革の推進など成果を発揮することが可能であり、健全な財政運営を目指す指標として財政シミュレーションを活用していきたいと考えております。そのためにも、財政シミュレーションの見直しは必要不可欠であり、毎年作成し、最新の状況を示していきたいと考えております。

質問の中に、数年後に厳しい状況になるという御指摘もありましたが、現在、財政当局、あるいは町当局といたしましては、現在までの町の財政運営状況、あるいは合併と旧法による合併が成立したこと、そういったことを考え、短期間に急速に悪化するという認識は持っておりません。

しかしながら、今申し上げたように、厳しい状況、あるいは交付税の改革は今後も進んでいきますので、行政改革等、あるいは経費の削減等、幅広い改革を進めていかなければならないと考えております。

質問2の行政改革であります。

現在の質問ともダブる部分がありますけれども、現在、総務省において「今後の行政改革の方針」、これは平成16年12月24日に閣議決定されたものです、に基づき、新たな地方行政改革指針が策定されました。平成17年3月29日に策定されております。さらなる行政改革の推進が求められており、川根本町においても新たな指針に基づき、平成18年9月までに「川根本町行政改革大綱」及びおおむね5年間の具体的な取り組みを明示した「集中改革プラン」及び「定員管理の適正化計画」を策定することが必要となっております。

「川根本町行政改革大綱」等は、行政内部の組織として行財政事務改善委員会を設置し、調査、検討した後、識見者を委員に加えた「川根本町行政改革検討委員会」を設立し、策定していくこととしております。また、平成18年度において「川根本町総合計画」の策定に着手することも予定しておりますので、相互に整合性を図りながら、行財政改革の推進を盛り込んだ計画としてい

くことが必要と考えております。

新町建設計画の意図、あるいは方向性を継続しながら「川根本町総合計画」を設立し、その過程で、先ほど申し上げました行財政改革、あるいは住民と一緒に進むまちづくり、そういったものをこの「川根本町総合計画」に盛り込んでいきたいと考えております。

厳しい財政状況は十分認識しておりますが、この地域の資源、あるいは人材を活用することによって、人々が住みよい、あるいは住み続けられる地域の建設が可能と考えております。

地域活性化への事業展開という御質問であります。

私も、こうした、ここでしかできない、あるいはここしかないという地域の特性を生かした、あるいはこの自然条件、地理的条件を生かした有効策をしたまちづくりをしていくことが大事かと思っております。とするならば、当然、お茶、温泉、大井川、SL、あるいはアプト式鉄道、そしてそれを取り巻く森林というようなこの資源を生かすまちづくりが必要と考えております。

先ほども申し上げたように、総合計画等にこうした基本的なプランを盛り込み、住民の方々と、あるいは広域の連携の中で、あるいはこれから整備されていきます静岡空港、あるいは第二東名との連携づけた地域づくりが必要だと考えております。

議員御指摘のように、森林セラピーという新しい考え方も活用した地域づくりも行われております。「森林浴」という言葉が十分浸透してまいりましたけれども、それを心のケアという幅広い概念でとらえ、医療的な部分も兼ね備えたまちづくりをしていこうという、そうした取り組みが全国で始まっております。当然、そうしたものが可能なら、そうしたところに早く名乗りを上げることも必要な部分かと思えますけれども、いずれにしろ、新しい考え方でありますので、十分この地域がそれに適しているか、それにたえ得るか、そういったことも検討してまいりたいと考えております。

それから、ビジットジャパンという御指摘もございましたけれども、私もこれから静岡空港の開港とともに、この南アルプスの自然をしっかりと東アジアの方々に楽しんでいただく、それを通じて交流人口を増やし、ひいては地域産業の茶業、あるいは森林の活用につなげていければと考えております。私もビジットジャパンの構想には大変関心を持って、今後取り組んでいければと考えております。

いずれにしても、この地域しかない自然を生かす、例えば来年予定されておりますカヌーというのは、こうしたカヌー競技場がなければなかなかできない競技でございますので、接岨湖を利用したこうしたカヌー、あるいは大井川の流れを利用したカヌー、そうしたものも地域の活性化の一つの大きな手段、あるいは住民参加を得てまちづくりを進める手段と考えております。

以上、幅広い質問でありましたけれども、こうしたことを基本的に、今後、川根本町の中で総合計画との兼ね合いを持ちながら計画を進め、あるいは実現を目指していきたいと考えております。

自治体再編の動きについて、川根町との関係でございます。

私はかねがね、この川根地域の先ほど申し上げた地域資源を生かすためにも、これからここで我々が住み続けていくためにも、地域課題が共通している川根地域は連携していくことが大事だと申し述べてきました。また、必ず今後来る第2波の地方自治の再編の波を受けとめるためにも、

川根地域は一体となった取り組みが必要と考えております。

過日の県合併推進審議会の意向調査では、このような観点から、川根地域の一体性の必要性を委員の方に申し述べたところであります。具体的に合併する可能性はという問いに対しては、現時点では、川根町が望むなら川根町との合併が新法の中での合併の相手ということを申し述べましたが、現時点、川根本町が合併したばかりであり、新法の中での合併論議は議会、町民とまだしておりませんので、中川根町での議論の延長、あるいは私の個人的な見解ということを申し添えてあります。

以上、4つの質問にお答えをさせていただきました。

議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

4番（原田全修君） それでは、一問一答ということでございますので、まず初めの質問、新町財政計画、建設計画の見直しの件でございますが、昨年つくられたというこの当町の財政シミュレーションを見てまいりますと、平成17年から26年までですか、これがまたカーブでわかるような絵にもなっておりますが、17年度末の地方債の残高、これをこのグラフでおおよそ推定してみますと、63億円ぐらいのものが26年度にいきますと、10年後になりますと84億円に膨らむというカーブになっております。これに対して基金残高というのが17年度末、約20億円ぐらいに見えますが、これは26年度末で4億円に減少している。相当なマイナスのカーブになっておるわけなんです、ということになりますと、27年には財政的にピンチになる、財政破綻に転じるというようなカーブになっている、こんなふうなことが、このカーブから見られます。

このカーブは、10年間は何とか町がもつよというような感じのカーブになっているということは、新町の建設計画とはほど遠いなという印象をまず受けました。そして、最近の内閣府の示すような、これからの財政的な面で地方交付税の相当な減額が考えられていると、こういったような概数を入れていきますと、この当町の財政シミュレーションというのは相当急激に悪化していく、そんなふうに感じられるということで、さきの質問になったわけです。

そんなようなことから、新町の主要プロジェクトとして載っております本川根振興センター、仮称となっておりますが、これらの整備とあわせて実施するという新防災システムの構築、あるいは地域の光ネットワークの整備、こういったようなことが考えられているようなんですが、多分、相当大規模な投資になるかと思います。これにつきましては相当慎重にリスク評価を行って、規模や時期、システムの内容、相当な慎重な対応が求められると思います。こういった面からの具体的な言葉も出しましたが、町長のお考えをもう一度伺いたいと思います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 先ほどの質問の中で、財政シミュレーションそのものは、決算を確定するものではないと、現時点でのさまざまな要素を折り込んだ、それこそシミュレーションであるということで、まず御理解をしていただきたいと思います。

それから、大変厳しい26年度、27年度の試算が出ておりますが、これはあくまでも、先ほど申し上げました地域ブロードバンド事業等、現時点では大きな予算規模を想定している事業を計画どおりに行った場合はこうしたシミュレーションになる、それをもとに、例えばそれがこうした厳しい状況になっても、住民の方がこうした事業が欲しいんだよ、その厳しさにはまた別な意味

で耐えていくんだという考えをするのか、いや、そこまで厳しい状況なら、こうした地域ブロードバンド事業が想定しているようなことよりも、我々はもう少し暮らしの方にそのお金を回していただきたい、そういったいろんな議論ができるかと思っております。

そういう意味では、このシミュレーションの計画どおりにやった場合はこうなるということを示しながら、議論を高めていきたいと思っております。当然、その期限というのは、総合計画が設立される18年度中の議論というのが重要かと思っております。

また、全般的な財政状況の認識でありますけれども、これから当町に限らず団塊の世代等の定年退職等を迎えております。そうした中で、採用人員というのはある程度計画的に行っていくことにより、人件費の抑制というのが可能であると。もちろんそれは採用を減らしていくわけですので、どう仕事をワークシェアリングしていくかという問題も出てきますけれども、とにかく人件費等の総枠の削減を図られる。あるいは先ほど公債費のことも指摘ありましたけれども、当然公債というのは、特にうちの場合は有利な地方債の中でも過疎債といったものを充当するようにしてまいりましたので、その交付税の充当率も高いということの中での町債の残高でありますので、十分、額としては大きいわけですが、それに対する財源も当て込んであるというようなことも御理解していただきたいと思っております。

また、その公債そのものも、他町、他地域、これは特定できませんけれども、箱物等も限られたものでありますので、その公債というのも決してむだなものがたくさんあるという状況ではございませんので、公債費についてもある程度の減額が望まれると。

そういった財政状況そのものも、決して悲観材料ばかりではないというふうに認識しております。先ほど言ったように、これをもとに行財政改革をしていければ、こうした投資的な経費に向ける余力も十分維持できるだろうと思っております。

移動系の防災無線、あるいはブロードバンド事業等、こうしたIT関係の事業というのは大変経費もかかってまいりますので、逆に技術的にも日進月歩の世界であります。そうしたものも新しい技術を取り入れることによって経費も削減できる場合もありますので、そういったことも住民の方、議会に提供しながら、こういった事業規模でいつ行うかというのを精査しながら、健全な財政運営を目指していきたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

4番（原田全修君） もう少しこの点について質問させていただきますが、具体的にブロードバンドシステムというようなことを言われましたけれども、これが地域光ネットワークの整備というものと合うものじゃないかと思うんですが、実はこの光ネットワークというのは、かなり相当な投資をしないとこのシステムはできないんじゃないかという感じがしております。こういったところに投資をするような余力といたしますか、力があるとするならば、ぜひこれから人口減少、過疎化、生産労働人口、こういったものがあーっと進む中で、特に福祉関係、高齢者福祉、あるいは子育て支援、こういったところへ手厚い保護がされるよう、こちらへの投資の方を重視するような、そういった考え方に方向を変えていただきたいというふうにも思っております。

この光ネットワークというのは、これは技術の進展を見ていきますと、無線系のLANを使うとか、もっとほかの技術を使っていくことが可能ではないかというふうにも思われます。

どうか高額投資をする場合には慎重な対応をお願いしたいということで、質問1についての質問を終わらせてもらいますが、次の行財政改革の推進、これにつきましても、町長がお答えになりましたような18年9月までに行財政集中化プラン策定という、こういう仕事があるということをお聞きしました。

ぜひこの検討委員会、一生懸命やっていただきたいというふうに思いますが、この行財政改革のこのプラン策定に当たっての検討委員会のメンバー、こういったところには、相当行政、財政に通じた、長じた人材の適用が必要かと思っております。これにつきまして、行財政改革集中化プラン、これについてのどのような検討委員会、どのような人材といえますか、充て込んでいこうとされているのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 1点、先ほどの質問で、大事なことですので、申し述べてつけ加えていきたいと思えます。

先ほど地域ブロードバンド事業に関して、こうしたお金がかかるので、福祉、あるいはそういったものに投資したらという御意見でありましたけれども、この地域ブロードバンド事業の目指すところは、こうした過疎地域、あるいは人口が分散している地域のこれからの暮らしを守るという意味、あるいはこれからも新しい産業を起こしながら地域資源を活用するためには、こうした情報通信網が必要だろうということで、この事業を整備しております。単なる通信情報網の整備だけを念頭に置いたものではございません。

ただし、先ほど言ったように、無線系を使ったとしても相当な経費もかかりますので、なかなかすぐというわけにはいかない事業でありますけれども、目指すところは、地域の方々に情報を提供することによって暮らしを守っていこう、あるいは行政サービスを向上していこうというものであります。

例えば医療に関しても、このブロードバンド事業によって医者、あるいは患者というか高齢者の方々が情報をやりとりし、健康管理をする。あるいは分散型のこの資源をこのブロードバンド事業の情報ネットワークを使って、ある程度の量をまとめた中で次の日の出荷計画を立てる。あるいは各温泉郷とか、あるいは市場からのこうしたものがあす欲しいというときに、それにすぐ対応できるシステムができれば、我々が家庭の中、あるいは家庭菜園、あるいは地域の中で埋もれている農産物等も活用できるのではないかと考えております。また、行政施設がこのブロードバンド事業で結ばれることによって、どこに行っても同様のサービスが受けられる、そういったことも可能になると考えております。

また、今後、5年後にはアナログ放送が中止になりますけれども、そうした場合、本当にこれから若い人たちがここに住んでいくためには、そうした放送等の充実も必要であろうと。仮にデジタル放送が見られない地域ができたというときには、やはり精神的にも非常に大きな影響を与えるだろうと。

そういう意味では、こうしたことを通じながら、暮らし、あるいは情報系を確保することが必要と考えている多方面に使うブロードバンド整備事業と考えておりますので、議員御指摘のとおり、福祉、あるいは生産、そういったものにも結びつける汎用性の広い、あるいは効果の上がる

事業としてとらえております。

それから、川根本町行政改革検討委員会でありますけれども、あるいはマクロ的にこうした行政改革をする場合には、その行政の専門家、あるいは理論的な学者さん等の参入も必要かと思えますけれども、暮らしに密着する市町村行政の中での行政改革というのは、もちろん専門的な検討も必要でありますけれども、それが町村の場合は直接住民の方に影響する部分が多々ありますので、やはり住民の方、どちらかという、毎日の暮らしをどう守れるか、そういった視点で意見を述べられる方の参画も必要ではないかというふうに思っております。そうすると、なかなか議論が集約しない場合も想定されますけれども、そういったことを乗り越えて合意形成を図ることが、こうした町では必要じゃないかと思っております。

私は、行政は身近に必要なだということで、こうした合併方向を推進しましたけれども、そういったことも、こうした行財政検討委員会の中にそういったいろんな立場の方が入って検討して、時間をかけても合意形成をしていく、そういうことが必要ではないかと思っておりますので、具体的にはこうしたメンバーまでまだ確定はしておりませんが、議員おっしゃるように、専門的な見地、あるいは財政のプロ、そういったこととともに、そうした住民の声というのもここに反映していきたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

4番（原田全修君） 質問1番の項目と2番の項目は、かなりつながりがありますので、行ったり来たりしてしまう部分がありますが、町長がお答えになりましたその地域ブロードバンドにつきましては、町長の考え方はわかりましたけれども、しかし、そういう方向でこのシステムをつくっていかうとしますと、私も実はこういった関係のビジネスといいますか、そういったところを少しかじった人間でもありますので、相当高額な投資が必要だということが考えられます。ですから、目的がはっきりすれば、それに応じたシステムの構築が必要だろうと思えますし、先ほど言いましたような福祉というようなところをやはり相当意識したシステムにしていくべきではないかというふうに思っております。

そして、こういったようなものを評価するに当たっては、2番目の質問に出させていただきます、行財政改革の専門検討機関、こういった中に、今私が申し上げましたようなブロードバンド、あるいは光ネットワーク、こういったようなものもわかると思いますか、こういったようなことを考えていくと財政的にどうなっていくのか、行政的にどうなっていくのか、こういったものがわかるような人材が必要だろうということで、そういうメンバーの登用が必要かと思えます。どうしてもこれは外部の有識者の参加も必要ではないかというふうに思っておりますので、どうぞその点を配慮の上に集中化プランの策定をお願いしたいというふうに思っております。

時間がなくなってまいりますので、質問の3の方に移らせてまいります。

町長のお答えの中にありました、この当町のまちづくり、実は私の感覚と相当一致している部分がありまして、安心をしております。

今後、こういったまちづくりにつきましては、この行政主導だけではなくて、実は町内にも、環境とか健康とか、こういったものをテーマにしたまちづくりをするために自分の力を出してみたい、提供したい、NPOを立ち上げてみたい、こういったような声を私、最近かなり耳にして

おります。ぜひ彼らの登場することにチャンスを与えてもらいたいなというふうに思っております。

そのためには、先ほど申し上げましたようなまちづくりの地域の活性化についてのしっかりしたコンセプトが必要だろうと思っております。このところを押さえないと、総花的になっていってしまう危険性があります。

実は東名牧ノ原インターチェンジから470号線を北上してまいりますと、看板がたしか2カ所、川根本町をPRする看板がありますが、「ヤンバイです川根本町へ」と、こういう紹介がありません。都市部の方がこの看板を見たときに、川根本町ってどういう町かというのが全くイメージができない。ですので、ぜひこういったような看板にも、堂々とこの川根本町がPRできるようなもの、コンセプトですね、こういったものが必要だろうと思います。

先ほど少し出ておりました森林セラピーという、これにつきましても、私、兎辻のハイキングコースだとか、あるいは寸又峡へ行く道路だとか、これは寸又川の右岸林道、こういったところは、今手を入れないと人が歩けるような状態ではありませんが、セラピーロードとしてこれを出していける資源ではないかというふうにも思っております。接岨湖周辺、寸又峡周辺、こういったところをもっともっとPRする、そのためにもセラピーというような、こういったキーワードを使ったまちづくりの構想が必要じゃないかと、こんなふうにも考えております。

もう一度確認をしますが、こんなような私の提案について、町長はどうお考えでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 住民の参加を得ながら地域資源を活用して地域活性化を図るという、議員の御指摘のとおりだと私も思っております。そうした一つの例として、先ほどから言っているカーヌーを使ったもの、あるいは来年予定しております全国のお茶まつりに係る品評会関連事業、そして、きのうも全国の実行委員会がありましたけれども、長島ダムの森と湖に親しむ循環の行事、そういったものを地域の方々の参加を得ながら、またそういった事業を地域のそれぞれの立場の方が、自分たちの暮らしに役立つ、そういった方向で事業を展開する。もちろん町が用意した、町というか、イベントであります、そういったことをきっかけをつくって、次の例えば農家の農家民宿とか、あるいは先ほど言いましたように森林セラピーを利用したウォーキングロードの整備とか、そういったものに活用していただければなというふうに、動機づけはやはり行政のやる部分の大きな一つ、それを活用するのは住民の方かと思っております。

また、森林セラピーに関しては2つ、私は思いがあって、どうせやるなら先に手を挙げた方がいいなという思いと、また森林セラピーに関しては、免疫効果に関してはまだ確定的な数値は出ておりません。林野庁の外郭団体等が今その効果等について実証しようとしておりますけれども、もともと多分に精神的な面がありますので、実際数値的な効果が出るかどうかというのは、まだ非常に未確定な部分がありますけれども、森林浴が免疫機能の回復やリラクゼーション効果が高いというのはだれもが承知しておりますので、そういったものを活用したまちづくりというのは大事かなと。県内でも下田というか、河津町が取り組んでおりますし、過日は北海道の上士幌町でそうした取り組みをしております。杉の花粉の避難地というツアー、そういったことを上士幌は、杉がないという北海道の利点を生かしてしております。

そういったいろいろな発想の中で森林を活用することも大事なかなと思っておりますので、十分検討していきたいと思っております。

議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

4番（原田全修君） この点で、NPOを立ち上げるというような動きに、そういう希望があった場合に、町としてはどのように対応するのかということをお願いしたいと思います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） これからのまちづくりにNPOが大きな力を発揮するだろうというのは、私も認識しております。そしてまた、この地域にNPOがないということも承知しております。今後、これはどちらかという住民主導というか、行政が立ち上げを支援しても、主体となる方々がそういった気持ちがあれば長続きしませんので、そうしたやる気のある住民団体を支援する、そういう立場でやっていきたいと思っております。

例えば私たちがこういったNPOをつくりたいんだというような意向があれば、例えば県内の優秀な事例でありますグランドワーク三島の事務局長を呼んでくるなり、そうした先行事例の方々を紹介しながら手法を検討していただく。また、そういった団体を設立することによって、プラスの面もありますけれども、また運営上大変な面も出てくる。そういったことも十分研究していただきながら、この地域にいろんなNPOができ、地域づくりに参加することを私は期待したいと思っております。

議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

4番（原田全修君） ただいまの町長の答弁で了解をいたしました。ぜひそのような取り組みをお願いしたいと思います。

最後の項目であります自治体再編の動きへの対応ということでございます。

実は皆さん、けさの新聞で県の合併推進審議会が南伊豆1市5町静岡優位、この合併の組み合わせを承認したという記事が載っておりました。そして、島田・川根地区の組み合わせ案につきましては、年が明けてから推進審議会の方へ見通しを示すというような記事になっております。

この川根は、だれが見ても私たち住民みんなが、未来永劫に川根は一つでありたいと願っているわけでありまして。そんなことから、これからということになりますが、残念ながら川根町が島田市の方へ行くということで、川根はしばらくの間は行政的には分断されるということになります。しかし、いずれは一緒になるときが必ず来るはずでありますので、私どもは今からまたそれへ向けての準備をしていかなければならない、そんなふうに思っております。

再編問題がいずれ浮上してくるときに慌てることのないように、体力のあるうちに今からの準備が必要であるというふうに思いますが、町長としてはどのようにお考えかお伺いします。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 現在の認識というのは、川根町が島田に協議を申し入れたということでありまして。これから川根町の将来構想や地域づくりについて、あるいは住民の暮らしを守るためにさまざまな協議をした上で最終的な方向が決まるだろうと思っております。我々も、この川根地域は一体であり、共通課題を抱えておりますので、先ほど川根地区の一体性、あるいは一体となる必要があるという考えは、これからも私自身は変わらないと思っております。

また、隣の町の川根本町の行政の長として、今後とも川根地域の将来像を見据えた協議、あるいは地域の課題解決に向けての協議は、川根町としていきたいと考えております。川根の方々の最終的な決断は、それは尊重しなければなりませんけれども、そこに至るまで川根地域の将来像を話すことで、川根地域は一体であるという認識を川根町にも十分伝えていきたいと考えております。

それから、将来を見据えてというよりも、私は将来を見据えている、将来のいろいろな対応に、我々がまちづくりができるようにするには、今、この川根本町のまちづくりをしっかりと同時に進めていくことが大事だと思っております。それをすることによって、将来のいろいろなさまざまな、先ほど言いました地域再編の第2波をしっかりと受けとめることができる、あるいはそれを乗り越えることができると考えております。川根町との協議を続けながら、先ほど言いました総合計画等を中心に、川根本町のまちづくりを議会、町民の方々の御理解を得ながら進めてまいりたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

4番（原田全修君） 今度の発言で私、最後にしたいと思っておりますが、先ほど来からも申し上げております、その川根というのは一体だということは、これからの川根本町の新町建設計画、これにも大きく影響してくるはずであります。先ほどのブロードバンド構想にしてもしかり、それからこの流域を貫いております大井川鉄道、あるいはその川、すべてこの生活環境の中には、この川根は一体でなければならない、こういうふうに思います。

これからの新町建設計画を具体的に進めるに当たっては、どうかこの川根本町という小さなエリアの中をどうしようかということだけではなくて、少なくとも川根地域、あるいは大井川流域というところを意識に置いた施策を進めていくよう、それらと連携が将来的にもしっかりできるような形の新町計画の具体的な推進をお願いしたい。そのようにお願い申し上げて、すべての質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（佐藤公敏君） これで原田全修君の一般質問を終わります。

澤畑義照君、発言を許します。5番、澤畑義照君。

5番（澤畑義照君） 澤畑でございます。私は大きく分けまして2点質問をさせていただきます。

まず、1点目でございますが、皆さんも御存じのように税法の改正があって、保育料の関係で、配偶者特別控除が廃止されて、保育料は所得税額によって決められていくわけでございますけれども、そうしますと、大変、その算定基準もありますけれども、一気に保育料が上がってきていると、こういう現状でございます。

したがって、私は担当課長に御質問するわけでございますが、川根本町のその中でも旧本川根、そして旧中川根の算定基準が違っていると思うんですが、その点についてどのようにこれからはそれを調整していくか、これについて、まず第1点目でございます。

そして、非常に高額なその徴収額によって、一気に若い家庭の保護者の方々は、署名をとって私のところへ来ておりますけれども、非常に残念で、何とか減額をしてほしいと、こういう訴えが参っております。これについてまず御答弁をお願いしたい、こう思っております。

2点目は、川根本町の教育の方針、施策でございます。

この川根本町の心に残る景色づくり、おらの町なんだ、おらの学校なんだというその教育理念のもとに、川根地域の歴史、伝統あるつましい生き方をしてきた祖先がいっぱいいるわけでございまして、その風土を根源とした教育をつくり出していきたい、このように私は考えております。

したがって、そのような風土を根源とした教育をつくり出していきたいと考えているわけで、川根本町としてそのような教育課程にどのように位置づけていくか、これについて担当課長に御質問いたします。

それに伴って、つましい教育の理念から発想的に出てきます「三粒の教育」、これをどのように川根本町のこれからの教育に組み込んでいけるかどうか、この点についても担当課長に御質問をいたします。

大きく分けて2点、そしてもう一つ教育関係ですが、御存じのように、広島県、栃木県、そして最近では京都の塾のああいう事件、次々と痛々しい事件が起きております。なぜだろうか。それに対して川根本町の教育委員会等々、我々を含めてどのように対策を講じてきているか、またしようとしているか。

過日、回覧板で回ってきました黄色いプリントが、これについては御協力をいただきたいというふうな内容でありまして、当然であります。しかし、さらに具体的に、子供たちがどこからどのように通学し、どういう危険な場所があるのか。低学年は午前中で帰る場合もあります。何時に子供たちが、どの子がどう帰っていくのかというふうな具体的な例を求めます。

以上、大きく1点、2点について御質問いたしました。よろしく願いいたします。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 担当課という御指摘もございましたけれども、全町的なことでありますので、私の方からまずお答えをさせていただきたいと思っております。

保育園の保育料のことについてであります。今後、旧町の差をどう調整していくかということでもありますけれども、本年度は園児に対する保育料基準額が、旧本川根町と旧中川根町で異なっておりますが、これは平成17年度当初、旧両町において定められた基準額を合併年度の新町においても引き続いておるものであります。来年度の当町の保育料の基準額につきましては、今後、国より示される保育料徴収基準や当町の地域の状況などを「保育所運営委員会」において検討を重ねていただき、答申をいただいた中で決定していきたいと考えております。

また、保育料の減額ができないかという御指摘であります。保育所の運営に当たりましては、状況として、昨年度から公立保育園への国の運営費補助金が普通交付税措置へと変わりましたが、以前から運営費の補てんとして国・県から公的負担や保育料以外の支出を一般財源として支出してまいりました。これは国の保育料徴収基準額に対して約40%、運営費全体に対しては45%となっております。厳しい財政の中ではありますが、保育料と同様、保育所運営委員会において検討をしていかなければならないと考えておりますが、特に保育料に関しては、保育に欠ける子供を預かるということで、家庭で保育をしている家庭あり、また保育所以外の幼児の施設、幼稚園等に通われている子どもがあると、そういったことのバランスというのも町全体としては考えていかなければならない。

それから、保育料が経費全体の15%であります。残りの先ほど言いましたように85%は何らか

の公的資金で運用されている、そういったことを考えていくと、特定の部分だけに手厚い保護というのは、他のバランスとの整合性を考えていかなければならない、そういうふうに私は考えております。また、当町も、保育料の部分というよりも保育全体の質の向上も、再編を進めている中でいろいろな保育サービスを提供していかなければならないというふうに考えております。トータルに保育環境の整備、あるいは子育て支援をしていかなければならない、そんなふうに考えておりますので、保育料だけという議論よりも全体を見据える議論が必要かなというふうに思っております。

以上、保育園関係については私の方から答弁をさせていただきました。

議長（佐藤公敏君） 教育長。

教育長（澤村迪男君） 課長という御指摘ですけれども、先ほど町長が申し述べたとおり、私の方から当初答えさせていただきます。

まず1点目は、川根本町の小・中学校の教育方針についての御質問です。

9月20日に、合併して川根本町になりました。旧本川根町、旧中川根町では、4月に平成17年度の教育の方針を策定しております。合併後、約半年間ありますけれども、教育の継続性を考慮しまして、合併後も平成17年度内は旧町の教育方針を引き継いでいきます。平成18年度の川根本町の小・中学校の教育方針は、年が明けてから5人の教育委員で決定することになっております。

議員は「三粒の教育」について述べられています。「三粒の教育」について、私自身まだ勉強不足で十分に理解しておりませんが、理解の範囲内では、旧中川根町の教育の方針と趣意は大同小異と考えます。先ほど申し述べたとおり、新たな教育方針は教育委員会で決定して皆様にごらんいただき、御指導をいただけたら幸甚と考えます。

2点目の各地で発生している痛ましい事件を受けて、川根本町教育委員会では具体的に何をしたかとの質問です。

まず、直接実施したことは、先ほど議員も述べられていましたけれども、「登下校時における幼児・児童・生徒の安全確保について（お願い）」の文書を町内の全家庭に配布し、協力を依頼しました。

2つ目として、日常的に幼児・児童・生徒の登下校の姿を見かけることが多いと思われる町内の郵便局、新聞販売店、大井川農協、宅配業者、各事業所等に文書を持って直接お伺いして、幼児・児童・生徒の安全確保についての協力を依頼しました。

3点目として、12月13日の町内校長会で、児童・生徒の登下校時の安全の確保を図るよう指示、指導しました。間接的には、町内の警察、PTA関係者、石油販売店等との連携を図り、協力を依頼しました。2つ目としまして、町内の各小学校に依頼して、児童・生徒の通学路の状況等を調査していただくよう指示しました。

登下校における幼児・児童・生徒の安全確保については、学校はもとより、関係機関、地域住民の御協力がなくてはなし得ないとの強い認識のもと、再三再四協力を依頼してきたところでありますけれども、この基本的認識は変わらないのですが、人間の価値観、死生観の混乱した現代において、また交通網、通信網の発達によって、どこで何が起こっても不思議でない社会環境になってきています。そんな状況にかんがみ、一層危険性を強く認識し、地区が点在し、自宅まで

の距離に差異の大きい川根本町での児童・生徒の登下校の安全策はいかにあったらいいのかをこれから検討して、具体的なものを考えていきたいと思えます。澤畑議員を初め、諸賢の御協力をよろしくお願ひしたいと思えます。

議長（佐藤公敏君） 澤畑義照君。

5番（澤畑義照君） まず、第1点目の町長の答弁にかかわることでございますけれども、川根本町の中では、徴収料は段階がございますよね。1段階から7段階までありまして、その金額が決まってセットされているわけでございますが、これが、先ほどの町長さんのお話では、保育園運営委員会ですか、そこでもう一度検討、調整をしていくという御答弁だったんですけれども、もう既に運営委員会はやられたかどうか、そして、この段階の金額が、これが減額できるかどうか、担当課長に御説明を求めます。

それから、他市町、川根本町以外の例えば島田市、それから川根町、そこら辺と比較してどうなっているか御答弁いただきたい。

それから、保育料が高いので、保育料の安い町へ転居して通勤すると、そういうふうなことも川根本町であるかないかは私はわからないわけですが、よく聞かれます。川根本町におきましては、その事実があるのかどうなのか。あるとすれば、みんな桜保育園のみでなくて、旧中川根町の保育園もそういう軽減を求めているわけでございます。

やはり町長さんもいつも言うておられますように、子供を大事にしたまちづくり、合併してもっともっと大事にしていこうという、そういうふうなラインを持っているわけでございますので、その点も含めて軽減ができないのかどうなのか、助成ができるかできないのか、またこの7段階の金額はどのようになっていくのか、それについて御答弁いただきたいと思えます。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 保育所運営委員会等の今後のスケジュールについては、担当課の方から説明させますけれども、基本的な考えの中で、先ほど言ったように、これからの我々の財政状況というのは、どんどん料金を下げながらサービスを増やしていくという状況にはないだろうと。社会の要請、あるいは家庭環境の変化によってサービスは増やしていかなければならないと思っておりますけれども、それによってやはり負担というのも当然ついてくるのではないかと、そういう場合もあるだろうということを想定しております。

我々は今、保育園の再編をやっておりますけれども、そうした再編の一つの考え方の中に、サービスを維持するために、我慢していただくところは我慢しながら、本当に必要なサービスを提供していくんだと。保育料の額も、これは家計に直結する問題でありますけれども、それよりも、幅広い保育、あるいは所得に応じた保育というのもあってしかりではないかと思っております。

私も子供を育てる間、所得によって保育料が変わったことも当然ありましたけれども、ただ、今回の場合は所得税法の特別控除の改革ということで、所得の変化によって起こったわけではないという部分は大きな課題かと思えますけれども、やはりそうした国の税法上の中で我々も地方自治体も動いているという状況とか、あるいはこれが本当に総合的に見てたえられない金額かどうかということを保育所運営委員会にお諮りしながら、幅広い御意見をいただきながら決定をしていきたいと思っております。

今の状況では、これは保育料に限らず、料金を安くしながらサービスを維持したり追加するという状況ではないだろうと思っております。

以上です。

議長（佐藤公敏君） 健康増進課長。

健康増進課長（小坂泰夫君） 御質問の中の保育所運営委員会の日程でございますけれども、現在、平成18年度における全国共通であります国の保育料徴収基準がまだ示されておられません。今後、示されました段階の中で御協議をいただいでいくものであります。おおむね昨年におきましては2月から3月に御審議をいただいでしております。

以上です。

議長（佐藤公敏君） 澤畑義照君。

5番（澤畑義照君） 教育関係でございますが、教育長の方から御答弁いただきました。「三粒の教育」につきましては、まだ勉強不足というふうなお話もございまして、当然そうだというふうに私も認識をしております。

ただ、5人の教育委員会の中で川根本町の教育内容、教育理念、教育の方向とか構想、教育課程の編成等にかかわっての話し合いがなされると、そういうわけでございますけれども、実際にはなかなかそこまで食い込めない面があると思うんですよ。学校教育、学校の校長さんの考えもありましょうし、いろいろなところで統合されていくわけですが、その点について教育委員会の5名の方々が意図的にそういう認識を持っているかどうか、これをまず第1点。

それから……

議長（佐藤公敏君） 澤畑君、一問一答でございますので。

5番（澤畑義照君） わかりました。よろしくお願いします。

議長（佐藤公敏君） 教育長。

教育長（澤村迪男君） 過日の会議で同意をいただいたということは、そういうことを認識しているというふうに考えます。

議長（佐藤公敏君） 澤畑義照君、ほかにありませんか。澤畑義照君。

5番（澤畑義照君） 質問のやり方が少しわからなかったものですから、初めてなものですから、もと本川根と違うものですから。

子供の安全管理の件について質問しますが、よろしいですか、議長。

議長（佐藤公敏君） どうぞ。

5番（澤畑義照君） あの事件等々を受けて、ある程度綿密といいいましょうか、まだまだという点も私も思うんですが、川根本町の場合には、いろんなところから子供たちが通学しているという、僻地からそれこそ1人2人で登下校する地域もありましょうし、それから、協力せよということはわかるんですが、帰ってきてからまた子供たちは遊ぶわけですね。友達の方へ行って遊んだりしてくるわけで、その辺のことが子供たちにどのように伝達をされているかについて御質問いたしたいと思えます。担当課長。

議長（佐藤公敏君） 教育長。

教育長（澤村迪男君）各学校では、それぞれ安全計画を持ったり、それから帰ってきてからど

ういうふうに住生活したらいいのかというふうなことを指導しているところでありまして、例えて言いますと、今、手持ちの資料では、この地図の中にどこから子供が一人になるんだよということとか、あるいはある学校では、月曜日から金曜日までの下校時刻がこのくらいになっているので、ぜひ周りの人も気をつけて見てほしいよというふうなことをお伝えしているということはありませんので、そういうような指導は、完璧というわけにはなかなかいきませんが、かなり現代、今の認識、いろんな事件があることから、むしろ神経質になり過ぎているのではないかとと思われるくらい指導しています。それは間違いのないところでありまして。

以上であります。

議長（佐藤公敏君） 澤畑義照君。

5番（澤畑義照君） ありがとうございます。

最後になりますけれども、お願いですが、これは全課にも関係する私の要望ですが、またこれは次の議会でどのように進捗しているかを質問させていただきたいと思っておりますし、また各課におきましては、教育委員会は学校教育課、そして生涯学習課、2つに分かれているわけですが、ほかの課も、これだけの予算を使ってこれだけの成果が上がったんだよと、課題はこれだというようなことをぜひプリント化していただいておりますので、それぞれの課長さん、ぜひ期待をしておりますので、成果と課題というふうなことで、各課で論議、討議していただいて、十分それを温めて、そして出していただきたい。これが住民に対する一つの行政への理解と、このようにつながりますので、よろしく申し上げます。

以上です。ありがとうございます。

議長（佐藤公敏君） これで澤畑義照君の一般質問を終わります。

杉本道生君、発言を許します。6番、杉本道生君。

6番（杉本道生君） 通告に従い、質問いたします。

川根本町における茶の位置づけと茶業振興について、町長に質問いたします。

お茶は川根本町すべての地域で栽培されており、3,100世帯のうち43%の1,300世帯は茶農家で、産業別就業人口の構成からも、県全体と比較して第1次産業の占める割合が高いことが見受けられます。これは、この地域は全国的に知られている銘茶「川根茶」の産地であり、お茶に代表される農業が産業の中心となっているからであります。

茶の振興は、旧中川根町でも旧本川根町にあっても行政の主要施策として、共同茶工場の建設、茶防霜ファンの設置、農道の新設改良などや、農林業センターの拡充や、全国茶品評会への取り組みを積極的に講じてきたことを認識しています。茶農家も幸い製造技術の向上に励み、年間を通し適正な肥培管理に努めてきました。これが農家と行政が両輪のように一体となり、現在の良質茶の代名詞である「川根茶」を築き上げてきました。

茶は農家経済の柱であることは言うまでもありませんが、私は茶があることで定住があり、集落機能の維持があり、地域経済に及ぼす影響も計り知れないものがあり、地域文化そのものが茶にゆえんしているものと日ごろから考えております。また、観光客からも、茶園は管理された景観美観を保っているように見られていると思っております。

まず、1点目の質問ですが、川根本町が誕生し、川根本町の初代町長が茶にどのような思いや

理念を持っておられるのかをお聞きしたいと思います。

2点目の質問ですが、茶の振興は、新町建設計画の基本方針から主要施策にくまなく掲げられていますが、新年度以降、この計画がどのように確実に推進されるかを具体的にお聞きしたいと思います。

3点目になりますが、茶の栽培上から見ますと、茶園の際までの植林の影響で日陰地が多く見受けられます。これが茶の生育や生産性の低下を及ぼしています。数メートル幅の樹木の伐採で採光が図られ、茶の生育と生産性は格段に向上するものです。これは農家みずからも集落ぐるみでの対策を考えなければなりません、町行政としての施策としての取り組みの意向をお聞きします。

以上3点の質問ですが、よろしく申し上げます。

議長（佐藤公敏君） ただいまの杉本道生君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

町長（杉山嘉英君） 杉本議員のお茶の振興策、あるいは全品対策、そして茶園の周辺の問題と御指摘いただきましたので、順を追って説明を申し上げます。理念というよりも、自分もお茶にかかわり、またこの住民としてお茶を栽培してまいりましたので、そういった思いで述べさせていただきます。

我々が今あるのも多くの方々の努力があったからこそと考えており、またそれを時代に合った形で次の世代に引き継ぐのも我々の役目かと考えております。

当町におけるお茶の歴史は大変古く、定かではありませんけれども、慶長4年の検地帳には、田代村には茶畑が既に存在したことが記されており、1641年ごろよりお茶で年貢を納めた記録が徳山村や地名村にあり、それ以前から茶の栽培や製造が行われていたことが推測されております。

江戸時代に入り、お茶は川根地方の主要な産物となり、江戸方面にも大量に送られるようになりました。幕末には横浜開港とともに、茶は生糸に次ぐ重要な輸出品となり、中でも川根茶は外観を飾らない品質本位のものとして高い評価を受け、川根茶は大きく発展し、現在の基礎を築いてきたと考えております。

品質のあかしは、全国茶品評会を初め関東ブロック茶品評会、静岡県茶品評会などに地域の多くの茶農家が積極的に出品し、数多くの農林大臣賞や県知事賞、産地賞を受賞し、昭和39年には茶業界では初めてとなる天皇杯を水川農事研究会が受賞しており、川根茶は、今も昔に変わらぬ品質本位の茶であると確信しております。

しかし、川根茶の歴史には苦難の歴史もあったことも認識しております。文政6年、1823年の茶取引に関して、「茶一件の願」として勘定奉行に対し訴訟を起こした事件は有名ですが、昭和の大恐慌、2度の大戦など幾多の困難にも、多くの先人の努力と苦心によって発展したことも忘れてはいけません。現在も茶価格の低迷、あるいは産地間競争によっていろいろな課題も抱えていることも、議員御承知のとおりだと思います。

私は、お茶が農家経済の柱であることは言うまでもありませんが、議員の思いと同様に、これまで人、地域は茶に支えられ、文化も茶から形成されたかと思っております。

町長として、産業として受け継がれてきた茶が、これからも暮らしを守る仕事として維持、継続できるよう、担い手の育成、優良農地の確保、農業近代化や土地基盤の整備、そして安心安全

の川根茶が国内外の消費者に知られ、国内外の消費者から求められるよう努力していかなければならないと考えております。幅広いお茶の需要者にこたえられる、どの層でも値段に相応した品質を維持することが大事であると考えております。

また、茶の生産のみならず、エコツーリズムの素材としての活用など、温泉、SL、南アルプスとともに全国ブランドの地位を確保し、こうしたものを生かすことによって、地域の誇りや交流の増大を図っていくこと、新たなビジネスチャンスをつくる素材とも考えております。

また、先ほど申したように、新しいお茶を中心とした地域文化としても創造していかなければならない、そんなふうと考えております。また、そうしたことを全国、あるいは東アジアに発信するためには、お茶をつくる人のみならず、語れる人の育成も大事かと考えております。茶インストラクター等の制度を活用しながら、そうした人材の育成にも努めていかなければならない。これをお茶街道、あるいはそうした関係団体と連携の中で進めてまいりたいと考えております。

お茶と柚子、お茶と自然薯、そうしたお茶と他の産物を組み合わせることによって、この地域の経済の通年雇用、あるいは安定的な収入を得ていければと考えております。

新町建設計画の件であります。

新町建設計画の中で、「川根茶ブランドの維持強化」として主要事業に位置づけられております。その概要は、生産基盤や経営基盤の強化とあわせ、消費者ニーズに合致した栽培・製造技術向上のための研修会の実施や、意欲ある担い手の育成と確保に努め、日本一の銘茶「川根茶」産地として、より一層のブランド化、高収益化を図ることとされております。

御承知のとおり、来年「第60回全国お茶まつり」が川根本町で開催されます。品評会への出品者の皆さんは、それぞれが上位入賞を目指して肥培管理等に努めてくれております。町も、関係機関と連携を図り、多くの上位入賞に結びつくよう支援してまいります。この第60回の記念大会となる「全国お茶まつり」を契機として、川根茶の名声がますます高まるよう取り組むところであります。同時に、お茶に携わる人が自信と誇りを持って、あるいは責任を持ってお茶づくりに取り組むよう、これを一つの契機にしたいと考えております。

「緑茶加工組織の再編と経営近代化」というところでは、担い手を中心となり、地域茶業が存続されるよう、要望に基づき計画的に取り組めます。

「自園自製農家の経営基盤強化」では、優良農地の集積や町単独事業による省力化施設整備事業、緑茶加工施設整備事業に取り組めます。

「JAとの共催による栽培、製造技術研修会の開催」、「農林業センターの機能充実」では、農林業センターがこれまで以上に町内農家から利用され、拠点施設として機能するよう、施設整備とあわせて研修会の開催に努めます。

これらの事業を進め、全国お茶まつりを開催することは、産地からの積極的な情報発信につながるものとし、結果、日本一安心で安全な銘茶産地宣言事業に結びつけることが可能だと考えております。

いわゆる山林の日陰問題でありますけれども、町内の茶園の分布を見ますと、住居との混在地や山林の開墾地、山腹の開けた地帯を中心に740ヘクタールの茶園が存在しております。これまで農家のお茶への生産意欲により、可能な限り土地を茶園として活用した結果であります。

御指摘のとおり、茶園に隣接する状態は山林や竹林が多く見受けられます。また、昨今の山林経営は厳しいものがあり、山林の適正管理が行き届かない山林や竹林が放置され、拡大も多く見受けられます。これを茶の栽培面から見ますと、日陰による日照量の減少や肥料養分の消失、有害獣や不快害虫の侵入に伴い、生産低下の要因とも考えられます。

この対策として、山林所有者がみずから放置山林や竹林の適正な管理、保全が必要となりますが、現状の厳しい山林経営から、速やかな対応は望めない状況であります。

行政として、隣地所有者に対し、できる限りの調整をいたしますが、伐採等の経費の負担となりますと、現行では適当な助成制度も見当たりません。現在、静岡県が提唱しております「森林（もり）づくり県民税」の用途として竹林、里山の整備が挙げられておりますが、こうしたものを活用しながら、周辺地域の整備ができるよう、今後も要望していきたいと考えております。

いずれにしましても、利害関係が対立する2者の調整というのは、このことに限らず大変難しいものですが、本来のお茶づくりに戻るために、有機物の活用等を含め、茶園の傍らには草刈り場を確保することも、川根茶の品質向上につながることでありますので、引き続き検討していきたいと思っております。

茶園の周辺の伐採等を公費で行うことに関しては、茶園が私的なものでありますので、なかなか難しいということを感じております。また、これを地域全体の景観整備という観点からとらえ、何とか地域全体で取り組めないか、そういったことも考えております。住居周辺茶園に限らず、住居周辺の環境整備というのは、我々がこれからもこの地域で暮らし続けていくためには必要なことと考えております。

また、利害関係の調整を行政と茶園所有者、あるいは周辺の森林所有者だけでなく、地域全体が地域の景観、あるいは環境を維持するために取り組む、そういった自主的な取り組みができないか、各地区とも検討してまいりたいと考えております。

以上3点についてお答えさせていただきました。

議長（佐藤公敏君） 杉本道生君。

6番（杉本道生君） ありがとうございます。

町長の茶を思う、また地域を思う温かな気持ちは、川根本町としての茶業の振興にかける熱い情熱をお聞きしたわけです。大変心強く受けとめましたが、農家や地域の会合等には、また住民におつなぎをしていこうと思っております。

また、新町建設計画の推進につきましては、茶業のみではなく、計画されているすべての施策に対しても着実に進めていっていただきたいと思うところです。

3点目ですが、ある農家によりますと、2割から3割の収量が実際アップできたという事例も伺っているわけですが、すぐに新たな施策が難しいということであれば、実態調査なり実態の把握をしていただく考えはないか、伺いたいと思います。また、施策の実現に向けての御努力を切に願うところです。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 昭和30年代以降の植林された森林が大変な成長をしまして、先ほども出ましたように、杉の花粉の問題、あるいは日照、日陰の問題等が出てきております。毎年少しずつ

成長していくものですから、なかなか我々も気づかない点が多いわけですがけれども、30年前の茶園の写真と、あるいは地域の写真とを見比べれば、周辺地域の森林が非常に大きくなって、さまざまな影響を与えているというのがわかるかと思っております。

先ほど言いましたように、茶園対策というだけで公的な資金が活用できるかというのは、いろいろな課題があるかと思えますけれども、地域住民の暮らしを守るということで、住民の方々の協力、あるいは地主の方の協力が得られ、そういう仕組みができれば、影響の大きいところから何とか対策をとることが可能かと思っております。そういう意味でも、議員おっしゃるように、基礎的な調査というのが必要かと考えております。

後ほどの質問に出てまいりますけれども、森林の新しい環境税というのが出て森林の整備が進められていきますけれども、それをどう活用するか、県当局でもいろいろ今現在検討中でありましてけれども、我々もそうしたものを本来の税の徴収の目的に合った形でそれをどのように具体的に生かしていくか提案することも、こうした山間地には求められると考えております。議員の御指摘の意見等も踏まえながら、資金的な面の活用方策、あるいは調査等を行うことが必要かと考えております。

議長（佐藤公敏君） 杉本道生君。

6番（杉本道生君） ありがとうございます。

以上をもちまして、私の質問を終了します。

議長（佐藤公敏君） これで杉本道生君の一般質問を終わります。

それでは、10時50分まで休憩いたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時50分

議長（佐藤公敏君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

高畑雅一君、発言を許します。7番、高畑雅一君。

7番（高畑雅一君） 7番、高畑雅一でございます。通告に従いまして質問させていただきます。

「第60回全国お茶まつり静岡大会」が、来年11月10日から11日の間にかけて、当川根本町を会場に開催されます。良質茶として全国の消費者に認められている川根茶にとどまらず、「水と森の番人が創る癒しの里」川根本町のすばらしさを全国へ、いや、世界に向けて情報発信できる絶好の機会が到来したと言っても過言ではございません。

この全国お茶まつりが生産者と消費者の間を取り持ち、食と農の距離が離れていると言われている中、消費者と直接交流できる場として、消費者には生産者の思いを、生産者には消費者のニーズを肌で感じてもらい、さらには、「川根茶ブランド」イメージを高めていくには、十分インパクトがあるイベントだと考えております。

この全国茶品評会では、品評会の上位入賞はもちろんのことより、全国お茶まつりの開催により、川根本町の名を全国に発信していくためにも、必ずやこの「第60回全国お茶まつり静岡大

会」を成功させなければなりません。

この60回の大会の歴史は、数多くの先代が築き上げてくださった「川根茶」の歴史でもあります。「川根茶ブランド」そのものでもあります。それを決して失うことなく後世に伝えていくことが、私たちに課せられた責務だからです。

私は、この当町にとっての大プロジェクトの開催を知ったとき、期待で胸が躍りました。ここへ来て危機感、責任の重大さを覚えるようになってきております。

そこで、町長はこの「全国お茶まつり静岡大会」をどのように位置づけ、成功に導くのか、お考えをお伺いいたします。

その中で、「全国お茶まつり静岡大会」を成功させるためには、早急な町の体制づくりを行い、大井川農協とより一層の連携を進めていくことが極めて重要なことと考えますが、現状の町の体制で万全の体制と考えているのか、また、そうでないとするならいつから万全の体制をスタートさせるのか、お聞かせをお願いいたします。

そして、全国品評会での上位入賞に向けて、出品者の方々は日々大変な御苦勞をなさっております。出品者の皆さんへの支援をどのように行っていくかもお聞かせをいただきたいと思っております。

また、茶園に目を向けてみますと、農林業センターでの優良茶苗の安定生産、茶樹の粉碎機導入により茶園の改植が進んで、当町の茶園も若返ってきております。老朽茶園が勢いのある新しい茶園に徐々に変わって良質なお茶が生産されるようになり、そのような茶園から生産される一番茶が全国品評会にも出品されます。

しかし、その反面、丹精を込めて育てた新芽を遅霜の害から守る防霜ファンの大部分が設置から20年余りを経過し、耐用年数ももうとうに経過し、機械の老朽化も著しく、取りかえの時期に来ていると言えます。当町で茶業経営を行っていく上で、防霜施設は欠かすことのできない施設であり、現状では農家の皆さんも修理をしながら防霜施設維持に努めてきましたが、ブロック単位でのファン本体の取りかえが必要な場所も出てきております。

そこで、当町の特産物振興と経営の安定、向上に資するためにも、防霜ファン更新に関する補助金制度を設けるお考えがないか、お尋ねをいたします。

以上、町長にお尋ねをしたいと思います。よろしくお伺いいたします。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 高畑議員の全国お茶まつりの推進について、防霜ファンの更新について、順を追ってお答えをいたします。

「第60回全国お茶まつり」の推進についてであります。

最近のお茶をめぐる状況は、ペットボトル等のドリンク茶の生産増加と相反して、リーフ茶の需要低迷は引き続き深刻な課題となっております。このような状況の中で全国お茶まつりが、60年の歴史において初めて、中山間地域であり静岡県の「山のお茶」の産地を代表する当町で開催される「全国お茶まつり静岡大会」については、社団法人日本茶業中央会を初めとする茶業関係団体、静岡県、県茶業会議所及び当町から成る大会の主催者である「第60回全国お茶まつり静岡大会実行委員会」が、本年9月16日に設立されたところであります。現在、当委員会において大会の内容等の協議、検討がされているところであり、1月下旬までに概要を決定する予定とされ

ております。

当町においても、大会行事の一つである全国品評会に向け、普通煎茶10キ口の部において10点、同じく30キ口の部において5点の出品が予定されており、全国品評会での上位入賞はもとより、上位独占による11回目の産地賞獲得に向け、農協を初めとする指導機関のもと、出品者の方々が茶園管理に御尽力いただいているところであります。

また、議員御指摘のとおり「産地から直接消費地・消費者に情報発信、交流を促進する大きなチャンス」としての全国お茶まつりとすべく、2日間のお茶まつり開催期間だけでなく、年間を通じて「川根地域・川根茶」の特徴を持ったイベント等を企画し、「川根茶ブランド」、ひいては「川根本町」の名を全国に発信していくとともに、開催町として、品評会への出品者だけでなく、多くの町民、団体が得るものの多い大会となるよう、当町の主要事業の一つとして位置づけ、関係団体と協力して大会の成功に向けて取り組んでいきたいと考えております。

従来、全国お茶まつり並びに関連行事というのは大都市で行われてきております。静岡でも、57回大会は静岡市で行われた経緯がございます。そうした中で、中山間地で、いわゆる山間地で大会をするのは恐らく初めてではなかろうかと思っております。お茶の中にも中山間地で頑張っている地域がある、また中山間地の特徴を生かしたお茶づくりをしている、そうしたお茶があることを全国に発信していきたいと考えております。

また、2日間の大会では集客の人数も限られておりますので、先ほど申したように、年間を通じたイベント、あるいは催し物、あるいは企画を通じて多くの方々にこの全国お茶まつり、あるいは川根茶を知っていただきたいと考えております。その提案を地元からも実行委員会等としていくつもりであります。

また、そうしたことの取り組みを通じて、地域の方々が地域資源を生かす、そうした仕組みを実感する、あるいはその成果を実感する大会にしていきたいと考えております。お茶に限らず、こうしたさまざまな地域資源を生かすきっかけになればと考えております。

また、今年の2月に設立いたしました川根お茶街道も、この事業と連携しながらさまざまな事業を展開していきたいと考えております。川根お茶街道の基本的な考えは、川根茶のブランドを高め、ターゲットを明確にしていくということであります。またもう一つは、川根地域のお茶文化を新しくつくっていくということであります。もう一つは、川根の方々が、お茶を核として一人一人が主役となって地域をつくっていく住民参加の視点から、お茶に取り組んでいこう、この3点を住民の方々が実感するイベントともしていかなければならないと思っております。

リーフ茶を振興するには、やはりマーケティングをしっかりとターゲットを定めて、それに合ったお茶を提供していくことも大事かと考えております。お茶をただつくって売るだけでなく、お茶と一緒に楽しむ、そうした文化も提供できればと考えております。それもこれも、一部の関係団体、あるいは行政だけではできないものではありませんので、多くの方々が参加する形でこの事業を推進し、それをこれからの地域づくりに生かしたいと考えております。

それから、体制の件でありますけれども、現在川根本町は、この全国のお茶まつりの関連行事、そしてきのう全国の実行委員会がありましたけれども、森と湖の集いの関係行事、そしてカヌーのジュニア選手権、そして新しく森林バイオマス関係の企業との連携事業、大きなプロジェクト

を4つ抱えております。そうした人員配置とも兼ね合いながら、このお茶に関しては、4月から事業がスタートするという特殊性もありますので、早急に事務局体制の整備を、森と水のフェスティバルの関係との調整を図りながら検討してまいりたいと思っております。私も新年度からのスタートでは遅いという認識は持っております。

それから、出品者の支援でございます。出品者の支援に関しては、基本的には従前どおり、指導機関である農協、県、農林事務所と一体となった栽培・製造支援を行うとともに、町茶業振興協議会による出品奨励金の支給、被覆資材の貸与を行うこととしております。

また、平成15年に行われた57回の大会では、当町が産地賞並びに農林水産大臣賞を受賞した大会でありますけれども、町、農協等の職員による被覆作業等における労務支援を実施した経緯がございます。今回は出品数も増加したことから、担当課の職員だけではなく全庁、あるいは地域全体の支援体制を確立していく必要があると考えております。

詳細については、今後、関係機関と協議を続けていきたいと思っております。

以上が全品関係であります。

もう一点、防霜ファンの補助制度の創設ということだと思いますけれども、町内の数地区から同様の制度創設を求める要望も出されており、何より町内に設置されている防霜ファンの大部分が設置後20年以上を経過しており、その99%以上が昭和62年以前に設置されたものであります。町としてもこのような状況を十分認識した上で、これらの防霜ファンを計画的に更新していくことが、今後の茶業の経営の安定化につながると考えております。

また、その更新をするためにはどのような対策が必要か、またどのような助成措置が可能か、関係課において検討しているところであります。課題は、補助金で整備された施設の再整備に再び補助金が出せるのかという問題、あるいは逆に、現在は回っているけれども、いつ故障するかわからない。この防霜ファンというのは予防的な機械装置でありますので、早目の対応が必要という問題、そうしたことを考えながら、地域として今後どのように防霜ファンを管理していくか、そうした具体的な計画を明示した上で、それに対してどう行政が支援できるか検討していきたいと考えております。

ただ単純に機械が古くなったから補助金をもらって更新するということが許されるような状況ではないというふうに認識を持っておりますが、現在の茶業情勢の中で、農家の方々だけで防霜ファンの更新ができるか、あるいはまとめて更新ができるか、それも大変難しい状況であることも把握しておりますので、地域の方々と今後の対応を協議しながら更新の計画をつくっていきたいと考えております。

また、中山間地直接支払制度などを活用してこうした施設の維持管理を行っている地区も全国にはいろいろあります。そういったことも利用しながら、いろいろな幅広い維持管理、あるいは集団的にこうしたことを行っていく仕組みというのをつくっていかねばならないと思っております。

以上2点についてお答えをさせていただきました。

議長（佐藤公敏君） 高畑雅一君。

7番（高畑雅一君） 大変ありがとうございました。

防霜ファン更新の際の補助制度を設けるには、前向きに検討していただくということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、全国のお茶品評会に関して二、三再質問をさせていただきます。

ただいま町長からは、体制づくりは速やかに行うというふうなお言葉をいただいたわけですが、ここでも、ここで考えますに速やかというのは、18年1月からということと考えてよろしいでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） これは人事にかかわることありますので、現在、そうした調整作業を行っているところであります。もちろん、先ほど申し上げたように、このお茶の対策、あるいは事業というのは、年度当初から、お茶の時期がもう4月中下旬から始まりますので、それを見据えた対応策が必要ということを見ると、4月1日の新年度の発足では対応できない部分が多いだろうという気持ちを持っております。しかしながら、現在、職員体制に関しては、それぞれが仕事を持って、自分の役割分担、あるいは与えられた使命をやっております。そこら辺の調整作業もございませう。

今後は、各担当課、あるいは人事関係と協議しながら、早急な対応をしていきたいと考えております。また、議員を含め町民の方からそうした声も聞いておりますので、そういったことも受けとめながら課内で十分検討していきたい。残念ながら、今の段階でいついつから新体制というところまでは煮詰まっております。

議長（佐藤公敏君） 高畑雅一君。

7番（高畑雅一君） 確かに町長が言っていることは理解できるんですけども、もう既に全国お茶まつりは始まっております。全国品評会告知イベント等の誘いも来ておりますし、そういうのもう動き出しているとは私を感じるわけでございます。ですから、先ほど質問の中でも言わせていただきましたけれども、最初は本当にこの全国品評会が来たときに期待で胸を躍らせておりましたけれども、だんだんその近くなるに従って、それが危機感と、また重大さの責任を感じるということになったということは、先ほどお話をさせていただきました。

それで、4月に入りますと、品評会のお茶の摘み取りとか製造、調整の方に本番を迎えますので、3月の半ば過ぎから5月まではそちらの方へ重点がいくような感じを思ひます。ですから、今、町長も苦しい胸の内をお話ししていただいたんですけども、現状を踏まえながら、いま一層早急な体制づくりをお願いして、このことは町長にお任せしたいと、そんなふうに思っております。

一番、私がこの質問の中で言わせていただきたいのは、何分にも早く町が窓口をつくって、全国へこれだけのお茶品評会の受け入れ態勢をできるんだよということを、町民また地域全体として出していくのが一番重要ではないかという観点から質問をさせていただいておりますので、その点にも留意させていただいて、早急なる体制づくりをお願いしたいと思ひます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

議長（佐藤公敏君） これで高畑雅一君の一般質問を終わります。

板谷信君、発言を許します。10番、板谷信君。

10番(板谷 信君) それでは、通告に従って一般質問をしたいと思います。

私が一般質問で地域自治区について町長に質問したのは、合併前の去年の9月議会のときです。この質問をきっかけに、これからの町の行政のあり方について議論を深めていきたいと考えていましたが、合併を初めとする他の問題に追われて、議論を進めることができずに来ました。隣の町の川根町は、平成19年度内の島田市への合併を決めたとの報道もあります。いずれ当町もさらなる広域合併に進んでいくであろうことも予想されます。

このような状況の中で、当町がしなければならない課題の一つに、地域自治組織の構築があります。小規模の自治体のままであっても、また、将来大きな自治体に組み込まれるとしても、住民にとって最も身近な行政を担う自治組織として生き残っていけるものをつくり上げる必要があります。

本当は、この仕事は3町でやりたかった仕事です。今は当町で実現していかなければなりません。曲がりなりにもその時間が川根本町には与えられたのだと思っています。

一般質問の通告書にも書いたように、地方自治法上の地域自治区に限定しないとしたのは、これから議論を進めていくとき、この町にとってふさわしい町と住民との形は何であるかということから入りたかったからです。日々ここに住んで、それぞれ参加、体験している自治区、集落と、自治法上に規定された地域自治区の間には、感覚的に大きな隔たりがあるように感じられます。一つの完成度の高い制度に当地域の実態を合わせるのではなく、まず当地域の現実のところから進めないと、将来においても生き残る制度とはなっていないと思うからです。

さきに述べた去年の一般質問での質疑応答を踏まえて議論を進めるなら、地域自治組織において最初に検討されるのは、町と自治組織の役割分担をどうするかということ、つまり、行政の仕事をどこまで自治組織に任せられることができるかということです。自治組織にふさわしいとされる仕事の量と質が決まってくれば、それを担う組織としてどの程度のものが必要であるかが決まってきます。そして、今ある自治区、集落を基礎として、新たな組織再編が必要となります。加えて、町からの権限や財源の移譲や職員の派遣等が検討され、具体的なものとなっていくものと考えられます。

住民にとって一番身近なことをしっかり処理できる地域自治組織をつくり上げることは、町と住民の協働による究極の行政改革につながるものと考えます。町長の所信を伺います。

次に、当町の財政シミュレーションの必要性について述べたいと思います。

合併前に出された新町建設計画のときつくられた財政シミュレーションによれば、平成17年度の財政規模は約61億円となっております。しかし、実際の平成17年度の予算は、歳出で約71億円、歳入で約76億円と多く隔たった数字となっております。シミュレーションの数字と実際の予算の数字をそのまま比較することは正確でないかもしれませんが、財政シミュレーションが常に不確定要素を含むものであることをあらわすものであると言えます。

しかし、行政や議会、そして住民が町の将来を考えると、財政の見通しの共通の情報は不可欠です。共通の情報があって初めて、一方通行でない議論が可能となるのだと思います。また、これからつくる町の総合計画の基礎資料としても必要であると考え、常に新しい情報を加えつつ、修正可能で中立な財政シミュレーションをつくることを提言したいと思います。

最後に、川根地域の一体性について町長の考えを伺いたいと思います。

長い市町村合併の議論の中でも、川根地域の一体性は常に意識されてきていたと思います。それは、川根町の議会から言われた「川根は運命共同体」という言葉にもあらわれています。このことは、今までは川根3町の中に多少の意見の食い違いがあっても、当たり前が続いていけるものだと考えられてきました。実際にも歴史の共有、生活環境の共有という点から、特に努力しなくても守られてきたものだったように思われます。

しかし、今、状況は大きく変わったと言えます。今月に入ってからの流れの中でも、川根町長と町議会が島田市との合併を意思表示しました。この間、川根本町長は、川根地域で一つの自治体をつくる、つまり川根3町で合併をすることを県審議会調査の中で答えたと報道されています。

町長のこのような発言は、長く、ともに市町村合併に携わってきて、強く3町合併を言い続けてきた私には、理解を越えるものでした。町長の真意を伺うとともに、これからの川根町との連携をどのようにつくっていくと考えるか伺います。

以上です。

議長（佐藤公敏君） ただいまの質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

町長（杉山嘉英君） 1点目の地域自治組織の構築に対してお答えいたします。

この件につきましては、昨年の議会でも申し上げているところで、重複することになるかと思いますが、経緯を確認するというところで述べさせていただきます。

いわゆる地方自治法に定めるところにより設置される地域自治区は、法人格を持たずに町の内部組織として、行政と住民の協働による地域づくり、あるいは住民自治の強化、推進等を目的として設置されるもので、地域自治区には市町村の事務を分掌させるための事務所が置かれ、事務所の長は事務吏員をもって充てるとされております。

地域自治区には、その区域の住民のうちから市町村長が選任する構成員による地域協議会が置かれます。その構成員は、基本的には原則として無報酬とされております。

これまで、中川根町、本川根町の合併協議会の中でも、市町村の合併の特例に関する法律の規定に基づく旧市町村単位を区域とする地域審議会は、川根本町においては設置しないものとして確認されてきたところであります。

今回の合併というのは、制度的にも、組織的にも大きな変更を伴うものでしたから、それに伴って住民の方々が不安に思う点も少なからずあったかとは思いますが。

現在、御承知のとおり、35の区が両町にありますけれども、大きな区から小さな区というのがありまして、こうしたそれぞれの区に機能を持たせる場合にはどのくらいの規模が適切か、現在の自治会を今後どのように再編していくのか、大変な重要な課題であると認識しております。

また、再編された自治会に、まちづくりに必要な機能を持たせ、自治会組織が自主的にさまざまな活動が行えるよう、体制づくりにつきましては、これからの行政と地域住民との協働という意味におきましても、慎重に検討していかなければならない事項であると理解しております。

今後のまちづくりを考える上で、地域コミュニティというのが大きな力になると考えております。そこをどこに置くのか、現在の川根本町の状況においては、やはり今までの区を中心とした自治会がその役割を担う面が多いかと考えております。

また現在、区と同一歩調で振興会という組織を持っている地域もあります。そうしたものの関連、あるいは手づくりふるさと事業、あるいはまちづくり事業の成果を今後継続的に維持するためにどういった組織が必要なのか、あるいは、合併して35の区ができましたので、今後、行政としてどのような仕事を願ひし、またどのような体制をつくっていくか、区長会を通じて、あるいは区の方々の懇談会を通じて検討しながら、適正な組織づくりに努めてまいりたいと思っております。

そうしたことが方向が出た段階で、では地域自治組織としてどのように位置づけるのか、あるいは今後大きな市町村合併の中で、我々がそこに飛び込む場合があったときに、そうした旧町村単位での地域自治組織等の必要が出た場合、それとの兼ね合い、いろいろな検討課題があるかと思っておりますので、ともかく基礎となる区の方々との協議を進めてまいりたいと考えております。

財政シミュレーションは、先ほどの原田議員と重なるところがありますけれども、財政シミュレーションは常に毎年作成し、最新の情報を示しながら考察をしていきたいと考えております。そのための住民の議論をするたたき台、我々が計画を立てるときのたたき台とするため、最新の情報を考慮しながらそれを開示していきたいと考えております。

川根地域の一体性についてであります。

先ほどの原田議員の回答の中でも述べさせていただいておりますが、合併については、この地域の将来を考えると、川根地域全体が一つになることが必要であると考えていると回答したところであります。

当地域は、歴史的な背景、地理的な条件、町民の価値観などの基礎的な部分において均一な地域と言えます。このため、この地域内での合意形成ができやすく、地域課題も共通項が多いので、優先順位も決めやすく、また住民と行政が連携した地域づくりが可能だと考えております。

現在の状況では、川根町での議論に対応しながら、川根地域の将来性や活性化、あるいは地域課題の解決を踏まえながら協議を続けていきたいと考えております。

合併の枠組みに関しては、やはり現在では地域課題を解決すること、行政が住民のそばにあること、そういうことを考えると、この川根地域が一つになること、あるいはこの川根地域で判断し行動できる自己決定権を持つことが大事と考え、合併に取り組んでまいりました。

以上です。

議長（佐藤公敏君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） それでは、1つずつ再質問をさせていただきたいと思っております。

まず初めは、地域自治組織についてですけれども、多分、私の熱意と町長の最初の答弁とかなり食い違っているものがあるんじゃないかなと、そんなことを聞くためにわざわざ時間をとって聞いたわけではありません。

というのは、ここでどうしても聞きたいのは、町長の考えとして、これからの新しいこの町のあり方として、この住民と協働してこの町をやっていくについての行政側の一方の担い手としての自治区について、町長がどういうふうなイメージを今までの中で持っていたか、そのところを聞きたかったわけで、自治法の解釈と、それから単なる集落の再編を聞きたいわけではなくて、新しい形、また、町長も述べたように、これからの第2波が来る広域合併の中で、その中でも生

き残っていただくだけの自治組織として構築する必要性の中で、町長がどのような考え方を持っていてイメージしているのか、その点をお聞きしたいと思いました。重ねて質問いたします。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 私は、前から住民参加のまちづくりということで、そういったことがなければこれからのまちづくり、地域づくりは難しい、それが本来のまちづくりだろうということを言っていました。そういう意味では、私は中川根町でありましたので、そうした中で自治会というのが、大小もありましたけれども、一つの核になるのかなというふうに思っております。

また、合併等に叫ばれている地域自治組織に関して、そういったものをイメージするなら、今後のさらに大きな行政の統合がある場合には、この地域をもう少し大きな、例えばここで言う川根地域、そういったものの地域づくりをするときに、こうした地域自治組織というものが活用できるのではないかと考えております。

今は、これから住民と地域が協働して、もちろん町民個人の参加も必要ですけれども、ある地域として連携しながら、行政と手を取り合ってまちづくりをするときには、現在ある自治会、あるいは行政側から言えば区というものと連携が重要であろうと。

合併しているいろいろ規模の差ができましたので、その調整作業もする必要があるんじゃないか、行政からどのような仕事を願うのか、あるいはそれぞれの自治会、区が、こういう仕事を自分たちでやっていきたいんだ、そういったものの調整作業を今後していく必要があるかと思っております。

議長（佐藤公敏君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） まさにそこを議論したいなと思いました。というのは、中川根町の方は、旧中川根町と言った方がいいかもしれませんが、その地域地域の文化とか歴史とか、そういったものを掘り起こそうというような手づくりふるさと事業ですか、これはもう5年以上ぐらいやって、それなりの実績を上げていると思います。そういう中で、もう一つ、1ランク上がった形の中で、それが単なる地域のその活動だけではなくて、町全体の行政の中の一翼を担うような新しい形としての自治組織というものがつくっていけるんじゃないかなということまで既に来ているんじゃないかなと、そんなふうな気もしますし、また、これから後の合併の事情を考えたときに、今つくらなければ多分つくれないんじゃないかなと、そんなふうにも考えています。

去年の9月のときの町長の答弁の中でも、確かに合併特例法に言う地域自治区というようなものは今回考えないけれども、自治法にある地域自治区、そういったものは、まさに行政の一翼を担う一つの組織としての地域自治区というようなものは、これから必要によって検討していくんだということは、両町でも確認されているんだというような答弁もしています。

そのような点からとらえても、これから単なる集落、自治区の再編ではなく、それに新しい要素を盛り込むやり方として、この地域自治区というものをどのように考えていくのかということをもう少し具体的な答弁をいただきたいと思います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 具体的な答弁ということでありましたけれども、その対象となるであろう

現在の35の区、基礎的なものとなるだろう区の状況が多種多様であり、また本当に今の状態で集団としての機能が十分発揮できるのか、いろいろな少子化、あるいは高齢化、そうしたもろもろの状況等もありますので、もう一回住民の方々とともに話し合いながら、何ができるのか、何を必要とするか、そういった基礎的なことから始めていかなければならないと、そんなふうに考えております。

住民の方の御意見を伺いながら、例えば総合計画というのを編成してまいりますけれども、そういった将来構想を持つことによって、じゃ、ここの部分を自分たちの区で補ってみようかとか、あるいはここの部分は行政にお願いするけれども、ここは自分たちでやってみたい、そのためのこういう組織が必要だろうと。場合によっては、いわゆるここで言う自治組織ではない、例えば集落の集団営農とか、あるいは産業としてのグループとか、いろいろなものが出る可能性もあります。必ずしも、このいわゆる言った地域自治組織、あるいはそういったいろんな発展性がありますので、それを考えて十分協議した上で、無理というか、住民の方も継続的に維持できるような組織づくりというのを検討していかなければならないと考えております。

議長（佐藤公敏君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） これはまさに今からスタートするという話ですので、具体的にというのはちょっと無理な言い方かもしれませんが、というよりも、基本的なところは町長の考えの中で、どこまでそういう、民間という言い方はおかしいけれども、自治区、そういったものに仕事を任せていいのかな、また任せるべきなのかなという基本的な町長の認識をお聞きしたかったことと、それともう一点は、その必要性があるなら、それじゃ、具体的にどういうふうにそのことを立ち上げていくのか。ただ話をという形じゃなくて、どこまで町が自治区にこれだけの仕事をおろせるとかおろせないとかという、そういう検討をどういう形で進めていくのか。その具体的にはどういう形で進めていくのかという点についてお聞きしたいと。ただ取り組むという形ではなくて、もう少し、そのこのところはこういう形で庁舎内で協議していくんだよとか、それから、こういう組織の中で自治区、それから区とも話をしていくんだよと、そんなようなところをお聞きできればと思います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 当然、幅広い議論をしていかなければならないと思います。行政が経費を使って、あるいは予算を使っても、こうしたことはやっていただきたいという意見もあるだろうし、行政がやるより私たちがやった方が、十分ではないけれども、必要とする最低限のものはできるから、ここは我々がやるという、そういった幅広い議論をした上で役割分担をしていくことが必要かと思っております。

財政的な、先ほど言った、財政シミュレーションにも関係しますけれども、予算というのが限られた中で、我々の暮らしを守っていかなきゃならない。ここは金を使ってもいいから行政がやってください、ここは我々がやります、そういった議論を起こしていかなきゃならない。これはやはり地域に入って意見を聞く、あるいは組織とともに意見を聞く、当然、調整役をする役場の中でも検討をしていくという、やはり一つの総合計画の編成というのが大きな、私はきっかけになるだろうと思っております。

また、総合計画の編成の過程で施策を検討するにも、それぞれ福祉関係の部会、あるいは協議会等がありますので、そういった中でワークショップというような形で意見を集約していく。その中でおのずと役割分担が出てきて、これはどうもここは地区に任せた方がうまくいくねということ、それは任されてもやっていけるよという地区の合意があって初めて成立しますので、我々だけがこれをお願いすると言っても、現状ではいろいろな地区の実情がありますので、難しいかなというふうに思っております。

もう一点、職員を派遣する規模の自治組織というのは、現状ではさらなる我々が広域合併をするときのこの旧町単位の組織というふうに私は現時点では位置づけております。また、現状の体制でこれから行政改革をやっていく中で、各地区に職員を派遣するというような状況ではないと思いますので、ここでは地域の方々が自主的にどのような形でかかわってくれるか、そこが議論の最初のたたき台になるのではないかと思っております。

議長（佐藤公敏君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） 議論できてよかったなと思います。というのは、ちょっと頭に描いている部分が、私が描いている部分と町長が描いているのとちょっと違うのかな。ただ、総合計画の審議の中でまた検討していくというような答えでしたので、そこに期待していきたいと思います。

次に、財政シミュレーションについて質問したいと思います。

これは原田議員からも質問があったところなんですけれども、やはり財政シミュレーションそのものはどうしても不確定要素を含むものであり、さっきも例に挙げたようなことなんですけれども、ただ、なぜこれだけ変わってくるのかなという部分においては、新町建設計画の中では、地方交付税を全く動かないものとして設定しているとか、それから、人口の流動というか減少という部分についてもかなり固定した部分があると、要素としてとらえているといったように、そういう形での財政シミュレーションがいいとか悪いとかじゃなくて、財政シミュレーションには、やっぱり読み方によってかなり変わってくるところがあって、そうなってくると、1つだけのシミュレーションというよりも、幾つかのシミュレーションがあって、それでパターンがあって、その設定によって当然変わってくるものなんだよという認識の中で検討して、将来の川根本町を検討していく必要があるんじゃないかと。

そういう点においては、一つの財政シミュレーションをつくるというよりも、複数の財政シミュレーションをつくって、そしてそれを住民の人に提示するというのも大切なことじゃないかなと、そんなふうに思いますけれども、その点について町長の考えを伺います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 当然、シミュレーションの場合には前提条件というのをつけてありますが、それを変えることによって、当然、複数のシミュレーションはできると思います。ここをやった場合、やらなかった場合、こうした交付税の推移と仮定した場合、あるいは経済成長率を2%にとるのか3%にとるのか、あるいはゼロにするのか、そういったことでも変わってくると思います。

議長（佐藤公敏君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） この点については、まさにそのとおりであると思います。また、そのよ

うな財政シミュレーションをつくっていただけるといふふうに感じています。

次に、最後のところのこの川根地域の一体性について質問したことなんですけれども、すごく感じとして、この前の川根本町の選挙って何だったんだろうなと思ったときに、僕は一生懸命、とにかく川根は一つだよという中で頑張ってる選挙をやってきたつもりだったんですけれども、このところで、先ほども言ったように、今、町長が、ここへ来てという言い方はおかしいかもしれませんが、川根地域は一つの自治体にならなければならないというようなことを発言されているという点について、私たちとしてはどういうふうな真意を理解したらいいのかなという点について、ちょっと混乱するところがありますもので、これについて町長の考え方をお聞きしたいと思います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 我々は、行政の役目として地域課題を解決する。そしてそれを住民とともに解決していかなければ、これからの状況の中では課題解決は無理だろうと。そうするならば、住民の近いところに行政があり、住民が参加しやすい仕組み、あるいはこれからはあれもこれもというわけにはいきませんので、優先順位を決めていかなければならない。優先順位について合意形成がしやすい地域というのは、歴史、文化、あるいはそうした暮らしが一体性がある地域というのは、おのずと優先順位も決まってくるのではないかと。個々の差はあるにしても、総体としては優先順位が決まってくるんじゃないかと。そういう意味で、共通項のある川根地域が一体となって共通の課題に取り組むことが、現時点での地方自治体というか、町に与えられた役目ではないかと考えて、そういった思いで、ずっとこの合併というのに私は取り組んでまいりました。

大きくなることによって課題が解決される、その担保があるのなら、そういった方法も一つの有力な手段かもしれませんが、大きくなったとしても、国全体を取り巻く状況という財政状況も含めて、あるいは少子・高齢化という状況も変わらないわけでありまして。そういった中では、小さ過ぎる政府も大変でしょうけれども、大き過ぎる政府というか自治体も大変である、ほどよい自治体というのがあるだろうと。逆に言えば、その地域の実情に合ったほどよい自治体があるだろうと。その中で、私は当初3町ということをお知らせしましたが、事情により現在の川根本町が誕生しております。

そうした中で、現時点であなたの望む枠組みは何ですかという、川根町が存在している中では、当然、その構想としては、3つが一緒になることが自分が考えてきた一つのことを具現化する枠組みですよということをお答え申し上げたのであります。それは当然、そのときにも言ったように、川根町の議論も内政干渉はできませんし、川根本町の中でも議論も必要でありますけれども、どういう枠組みが望ましいと考えていますかと聞かれたら、それが自然で、3町だというのが自然だろうと思います。

当然、今後いろいろな議論、あるいは事態の展開がありますが、その中で、前も言ったように、私は現在、川根本町の町長でありますので、川根本町のまちづくりをすることがまず大前提でありますけれども、その先のことを考えたら、そういうふうな答えるのが自然かと私は思っております。

議長（佐藤公敏君） 板谷信君。

10番(板谷 信君) 長い合併の議論の中で、終始一貫してずっとその考え方でいたという答弁をなされた町長について、僕も口を出すとまた議論になってしまいますけれども、これはもう済んだことと言ってはおかしいですけれども、この点については、なぜもう少し努力していただけなかったかなという部分はあるんですけれども、それについてはもう重ねて言うつもりはありません。

まさに町長が今言われたように、川根地域というのは一つの一体性を持った地域であることは間違いないし、その点については川根3町だれに聞いても異論のないところじゃないかなと、そう思います。

ただ、町長が言ったように、そういうものであるならば、今のこの状況というのは決していい状況ではない。まさに、先ほど私の質問の中にあつたように、当たり前で3町が結びついていけるという時代ではなくなった、そういう状況ではなくなったという認識、それから最終的には3つ一緒、最終的というよりずっと一緒にやっていたらなければならないという認識の中で、それでは具体的に町長がこれからどういうふうな形で川根町に働きかけていくつもりなのか、その点について伺いたいと思います。

議長(佐藤公敏君) 町長。

町長(杉山嘉英君) この合併の問題というのは、それぞれ難しいのは、相手があるということでありまして。したがって、例えばその一方の町として理想の枠組みを求めるために、旧合併特例法の恩典である財政的な措置をとるのが、それともあくまでも理想的な枠組みを追求するのか、そういった判断を迫られると思います。また、相手側の議論をどのように尊重するのか、あるいは地区内での議論をどう尊重するのか、それぞれ必ずしも理想どおりにいかないのがこの合併だと思っております。私は今回の合併で、もちろん理想の枠組みというのは描いておりましたけれども、財政状況を考えれば、そうした旧特例法の中での合併というの、優先順位の高い課題ということで対応してきたということでありまして。

これから我々は、地域課題を行政としても、住民と連携の中でも解決していかねばなりません。そして、その中で、川根地域というのはこういった仕組みが欲しい、こういったまちづくりをしていかねばならない、例えばお茶にとり、温泉にとり、お茶であっても温泉であっても、あるいは生活基盤である道路、あるいは大井川鉄道、あるいは幅広い意味での大井川の環境の問題、あるいは南アルプスの活用、そういったものをどのように活用していきましょう、それがこの地域の暮らしにどうやったら結びつけていけるのか、そういったことを川根町の方々と今までやってきましたけれども、2町協議会等の場、あるいはそうした多方面の協議の場で協議していきたいと考えております。

その中で、川根町がその課題を解決するために、私たちは自治体の枠組みとしてはこういう方向にいくんだということもだんだん煮詰まってくるんだろうと考えております。

また、仮にこのままの流れでいくとしても、今後も合併協議会等が任意、あるいは法定と進んでいくと思いますけれども、その中でも川根地域の課題というのを川根も役割分担の中で背負って協議に臨んでいただきたい、そんなふうに思っております。その結果、これなら川根町の住民の方が幸せになるという方向を最終確定されるのではないかと考えております。

議長（佐藤公敏君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） 私が聞きたいのは、川根本町がこの川根地域ということの大切さという前段の部分を踏まえた中で、今の状況の中で川根本町がどういうふうに川根町に具体的に働きかけていくのかという部分、内容、それから覚悟というような部分をお聞きしたかったわけです。

というのは、前回、まだ3町ができないときに、中川根と本川根で合併協議会を立ち上げて、立ち上げた中で、後で川根町が入ってくるかもしれないという状況の中で、私はこの議論は、2町の法定合併協議会の中で、川根町のことも議論してもらいたいというようなお願いも、提案もしました。その中で町長側の答弁としては、今は合併協議会はそれぞれ日程のすぐ込んだところでやっているから、川根町を入れての議論というようなものを行っている余裕がないんだよというような答弁があったと思います。

ということは、今度は立場を変えて、島田と川根町が今度は任意法定協議会から合併協議会の方へいくというような流れの中で、かなり川根本町の方で強くアプローチしていかなければ、今度は向こうの方で、僕らは間近に控えた合併にかかわっているんで、とても川根本町と議論をできないよというようなことを、言われたことをまた言われる、言ったことをまた言われるような状況になると思います。

そういう中で、そうではなくて、確かに川根町としては、島田との合併協議会も大切けれども、川根3町の川根地域の将来に向けての協議も必ず必要なんだよということを強く川根本町が言っていかなければならないという認識が町長にあるかないか、まずその点についてお聞きしたいと思います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 川根地域の動向というのは、あるいは産業、暮らし、あらゆる面で同じ、先ほど言ったように地域を形成する川根本町にも大きな影響を与えると。そういう意味では、どのような取り組み方を島田市と協議するのか、大変これは大きな影響を与えるので、その情報をいただくとともに、我々も現時点協議を進めている川根町と、例えばお茶の振興に対してどう考え、どうやっていきましょうかという話も同時にしていく、そういった中で川根町自身が判断をしていくことであろうと思っております。

その町がどういう方向で進むかということに関しては、やはり町民が自主的な判断で、もちろん町民、議会、行政を含めて町全体が自主的な判断で決めていかなければ、その後のまちづくりというのはそのエネルギーを維持できないだろうと考えておりますので、当然、町内での議論というのは尊重しますけれども、その議論のあるいは方向づけをするときの材料、協議というのは、行政同士、あるいは議会同士、あるいは団体同士でいろんな立場、民間団体同士も含めていろんな場でしていけば、将来構想というもの、あるいは将来像というのを描いた中で川根町も新しい道を描けるのではないかと、そんなふうに思っております。

議長（佐藤公敏君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） しつこくなってすみません。

今、本川根町がなくなって、この川根地域の首長だけで言うと、川根の町長と、それから川根本町の町長、杉山さんと2人ということです。そして、その中で今度は川根地域のことに限って

言えば、川根地域の一体性を何とか将来に向けて守っていこうという点で、一番前向きな発言をしているのは川根本町の町長だと思います。だから、逆に言うと、もしかしたら川根町の町長はもう考えているけれども、さっき言ったみたいに島田との合併にかかわることがかなり多いという中で、一番積極的に言っているという使命感を持っている川根本町の町長が、3町の一体性の構築について積極的に動くのは、今やもう川根本町の町長を置いてほかにないというように感じるんですけれども、その点について町長はどう考えているかお聞きします。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） この問題は、議員から御指摘いただいて、はい、わかりましたというような問題ではない。やはり川根本町の中での議論、あるいは住民の方々の御意見等も踏まえた中で、川根本町全体としてどう受けとめるかということも継続していかなければならない。当然、きょうもそういった場であるうし、これからもそういった場は当然出てくるだろうとっております。

私自身としては、そういった自分の思いと、そして議会の思い、そして住民の方々の思い、あるいはそれを裏づける財政的な試算、あるいは地域づくりの構想、将来像、そういったものを踏まえた中で、今後とも川根町には呼びかけをしていきたい、あるいは対応をしていきたいと思っております。

当然、町長はこう思うけれども、住民総意として、いや待てよということになった場合には、そういったことも踏まえて町長として判断していかなければならない、そんなふうに思っております。今の状況はそういった状況ではないと私は認識しておりますから、こういったことを言っておりますけれども、これもしっかりこういったことを川根地域の将来像なんだ、地域課題をここを解決するんだというようなことをしっかり議論した上でも、私があって初めて町長としての行動に意味があり、相手としても受け入れる余地があるのではないかと思っております。

議長（佐藤公敏君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） 町長の答弁の中にもあったように、長い間市町村合併やった中で、3町が一番理想的であるというふうに考えていたという発言、それからまた、外に向かって県との合併推進審議会の答弁の中でも、ただ、これは新聞報道の中なんですけれども、3町を一つの形としてできるものならつくるべきだというような発言、この発言は物すごく重いことだと思います。それだけの発言をした町長が、具体的には議会や住民とも話し合いながら、それから川根町の様子も見ながら方向性を決めていくんだよというようなことではないと思うんですね、これは。

しっかりとした意思表示をなされた町長としては、その自分が言ったことを実現していく、そのことはまさに川根3町の住民の人の幸せにつながることだという信念があると思います。まさに私としても多分そうじゃないかなと思うんですけれども、それをどのように実現していくかという具体的なところへいくと、「みんなの意見を聞いて」では、自分の発言に対してちょっと軽過ぎるんじゃないかなと、そんなふう思うんですけれども、この点について明快なお答えはいただけないと思いますけれども、その点をもう一回聞いて最後の質問としたいと思っております。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 今回の一連の合併の動きの中で、やはり私がずっと基本的に押さえたところは、先ほど言った、大きなこれは社会制度の改革であるので、その波に乗りながら、例えば財

政的な支援とか制度的な支援を受けることが、時のトップの役目かなという考え、それからもう一点、やはり自分たちの暮らしを守っていくためには、自己決定権、それを実現する仕組みというのを持たなければならない。自分たちが考え、たとえ課題があっても、それを住民の参加を得ながら解決して、自分たちの思いを唱えていく。この2つは必ず持たなければならないという思いで、今回の合併に私は当たってきました。それがいろいろな事情でこうなりましたけれども、やはりその基本はこれからも持ち続けることが必要だろうとっております。

それから、当然、町長としての相手の受けとめ方、あるいは町内の中でもわかっておりますけれども、こうした合併に関しては、一緒にともに関係する住民の意向、それを代表する議会の意向、そういったものが大事だと思っております。町長の意向というのも大事、しかし議会の意向、端的にあらわれているのは、今回の合併では議会の同意がなければ前へ進まないという、これは予算もそうですけれども、そうしたことを明確に位置づけている、あるいは議会の発議等もあると。そういった意味では、町長がこう言ったからということには僕はならないというふうに思っております。

もう一つは、私はこの合併に限らず、住民の方々の参加がなければ、それは気持ちの上での参加、あるいは具体的に汗をかいていただくことの参加もそうですけれども、そういったものがあって初めて事は成っていくと思しますので、もちろん町長がリード役をする場面もあるだろうし、聞き役に回る場合もあるだろうし、調整役に回る部分があるだろうと。しかし、その中で最終的に思わなければならないのは、私がどうこうというよりも、川根本町の幅広い意味での利益ではないかと、それを代表するのが町長だろうと思っております。

議長（佐藤公敏君） これで板谷信君の一般質問を終わります。

それでは、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 零時58分

議長（佐藤公敏君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

鈴木多津枝君、発言を許します。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 通告に従って一般質問を行います。

新町が発足して今日でちょうど三月目の誕生日です。1年かけた合併協議会では、両町の違いのある施策については、統合する時期を決めただけで、実際のすり合わせは合併後の条例制定で行われていますが、サービスは高い方に負担は低い方に合わせて、合併したどちらの住民も合併してよかったと言えるまちづくりを進めるのが、総務省も進めた合併の基本原則のはずです。

ところが、既に出されたすり合わせでは、どちらかの町民にとって負担増やサービス低下となったものも少なくなく、これからもこの傾向が続くのではないかと心配している町民は、私だけではないと思えます。

今、単独の道を歩んでいる隣町、川根町に、国や県、マスコミも一緒になった合併押しつけの

嵐が吹き荒れています。合併しなければいけない、合併したからやっていけるというのではなく、大事なことは町長が常に言われるように、そこに住民の声を受けとめる行政があるかどうか、住民が力を出したいと思う行政なのかどうかということが大事だと思うのです。

その意味では杉山町長の理念には大いに賛成ですが、しかし、実際の町政は町長一人で進められるものではないとしても、本当に精いっぱい町長の理念を生かす工夫がされているのでしょうか。本当に町民に愛されるまちづくりが進められているのでしょうか。そのことが心配でならず、今回も私は欲張って、町民の皆さんから寄せられた具体的な要望についてたくさんの通告を出しました。質問時間の制限もありますので、通告どおりに箇条的にお尋ねしますので、町長の理念に沿った温かな御答弁がいただけますよう、ぜひお願いいたします。

まず最初に、年をとっても安心して暮らせるまちづくりのためにということで3点伺います。

1点目は、ことし6月22日に国会で成立した介護保険法の改定で、10月より特養や老人保健施設などの入所施設はもとより、デイサービスセンターなどの通所施設でも利用者の負担が増大し、来年度からは軽度者への介護サービスの縮小や、加えて3年ごとの介護保険料の見直しの年にもなっていて、合併による旧町の保険料の統合が進められていますが、その内容とサービス低下や負担増を避けるための工夫、救済策について具体的に6点伺います。

1つ、ホームヘルプサービスや通所サービスの利用者の負担はどのようになるのですか。

2つ、施設に入所されている人の負担はどうなるのですか。

3つ、低所得者や介護度の重い人の負担が大変になると思われますが、どのような対策、救済策を考えているのですか。

4つ、近隣市町との介護保険料の比較について伺います。

5つ、仮に旧中川根町、旧本川根町が単独だった場合、来年度の保険料の想定はどうなりますか。

6つ、中川根側に残っている基金を中川根側だけ取り崩して使い、負担の激変緩和を図ることはできないかお聞きいたします。

2点目は、当町で年々増えていると思われるひとり暮らしの高齢者の実態と、安否確認など、孤独死をさせない町の決意と施策について、どのようにお考え、また対策をお持ちか伺います。

3点目に、外出支援サービス 福祉タクシーですけれども の利用者の年齢制限をなくして、運転できない人はだれでも利用できるように改善を求めたいと思います。また、へんぴな地域の住民の方々の利便性を高めるために、今年の議会の視察で訪れた徳島県つるぎ町の自家用車を使った地域住民による登録制の共同福祉タクシーのような取り組みを検討されるお考えはないか伺います。

次に、大きな項目の2の子育てしやすいまちづくりのために2点質問をいたします。

1点目は、地域の核として高齢者との交流事業なども取り組みたいからと、地域住民の強い要望で移転新築してまだ10年ほどしかたっていない藤川保育園を統廃合するとの町の方針に対し、地域に高まっている反対の声をどう受けとめる考えか伺います。

子育てにも地域にとっても身近な保育園が一番大切で、町の性急な統廃合は、自然発生的に地元から合意形成が図られるまで見直すべきだと思います。それより、今働くお母さん方が一番求め

ている小学校低学年生徒の放課後学童クラブや、地域のお年寄りが気軽に子育て支援や生きがいづくりに参加できる生きがいの郷などを併設して、活用を広げてはどうでしょうか。

子供には、地域の人たちに見守られ、いろいろ教えられて育つ環境が必要です。豊かな体験や温かい環境をつくり出す新しい3世代交流の拠点施設として、存続を願う地域の住民の要望にこたえる考えはないか伺います。

2点目に、町所有のマイクロバスを子ども会やスポーツ少年団などに貸し出しできるようにし、困難を抱えるボランティア活動を支援する考えはないか伺います。

最後に、大きな項目の3ですが、だれもが安心して暮らせる元気なまちづくりのために3点お聞きします。

1点目は、合併して川根本町の総合支所となった旧本川根町役場の建て替えが、場所については今の場所と決めて、地質のボーリング調査が行われようとしています。総合支所建設は、旧本川根町民の間でも、まだ場所などについて十分な合意が図られている状況とは思えません。総合支所建設委員会に関心の高い住民を公募して、地域住民が使いやすく、新町にふさわしいものをつくる取り組みを住民も巻き込んで進める考えはないか伺います。

2点目に、旧中川根町では、これまで住民負担を避けるために、町が主体となって、全額町の負担で地域コミュニティ防災センターや地域振興センター、集落センターなどを整備し、地区住民の活発な活動を支援してきました。修繕も、使うことによって破損したり消耗する小規模なものだけを地元で行い、外壁塗装や屋根の修理など大規模な修繕は町が行ってきました。

しかし、旧本川根町では、地区が主体となって建設し、維持管理も地区が行い、そこに町が割合を決めて補助をしてきた経過があり、それぞれに建てた時点の条件が違うにもかかわらず、合併のすり合わせでほぼ本川根方式に合わせて、中川根側の住民にとっては青天のへきれきとも言うべき維持管理への負担増が始まりました。

今ではこのことがちらほらと住民の方たちの耳に入り始め、不安の声があちこちから寄せられ始めていますが、町が建てた集会所は、今までどおりに住民に責任を転嫁しないで、町の責任で地域の協力を得て管理するよう条例を見直すべきと思いますが、町長の考えを伺います。

3点目に、消費者の立場からの茶業振興について伺います。

こう言いますと、大変、お茶のことがわからない私が偉そうにと、私自身も大変おこがましいのですが、消費者の立場として一言言わせていただきます。

最近次々と薬効も発表され、医療に、健康に、美容にと活用が広がる緑茶ですが、ここ川根本町は、そのお茶の生産で2年連続の産地賞を受賞するなど、誉れ高い全国にも有名な茶産地となっています。

しかし、お茶の価格は低迷を続け、生産コストに見合った付加価値をつけた価格は、産地直売をするほかには困難で、今後のお茶生産を支えるためにも、日本一の名声に加えて、今消費者が一番求めている有機・無農薬栽培で、安心、健康の特色あるお茶づくりを進めることが求められていると思います。言うほどには簡単ではない問題であると思いますが、このような取り組みについて、町長はどのような支援を考えておられるのか伺います。

具体的な質問としては、1点目に、既にいろいろと工夫をされている生産者の協力を得たり、

農林センターなどで無農薬茶栽培、家庭から出る生ごみを堆肥に使った栽培など試験栽培を行い、生産者一人一人の顔が見える特色ある環境に優しい循環型の川根茶栽培に取り組む考えはないか伺います。

2点目に、高齢化し後継者不足に悩む茶園管理などを、公共事業が少なくなった土木事業者などに肩がわりをしてもらうことについて、町として考えていることがおありかどうか伺います。

以上、大変多岐にわたる質問ですが、前向きな御答弁がいただけますよう再度お願いいたします。最初の質問を終わります。

議長（佐藤公敏君） ただいまの質問に対し、町長の答弁を求めます。

町長。

町長（杉山嘉英君） 鈴木議員の質問にお答えいたします。

冒頭にも最後にも「前向きに」というお言葉でありましたけれども、もちろん私も地域の課題解決に前向きに取り組んでいく所存でありますけれども、私だけが前向きでも、やはり組織として前向きになるまたその裏づけがなければ、物事は成功あるいは成就しないと思っておりますので、現時点での行政としての対応としてお答えをさせていただきます。

1点目です。介護保険を中心とした問題であります。

介護保険制度の本年10月及び来年4月より制度改正に当たっては、今後急速に増加することが見込まれる介護費用を、サービス利用者の公平な負担の見直しや介護度が軽度の方向へいくよう重度化を予防するなど、将来にわたって持続可能な制度として構築を目指したものであります。

主な改正は、平成18年4月より地域包括支援センターの創設、新予防給付の提供、地域支援事業による介護予防の実施、地域密着型サービスの創設がなされ、本年10月には居住費、食費が保険給付の対象外となり、これに低所得者への軽減が定められました。従来の要介護1の方に当たっては、4月からの介護認定に当たり、要介護1の方と軽度の状態で今後の改善が期待できる要支援2の方に分かれ、要支援1と要支援2の方の居宅サービスは、訪問介護、通所介護とも新予防給付の対象サービスの提供を受けることになります。

なお、本年10月改正により、介護給付を受けられている従来の方の居宅サービスの通所介護においては、食費が保険給付の対象外となり、利用される施設の個別の契約に基づく利用者負担となりました。

いろいろな要件で今度の制度改正があったと思っておりますけれども、やはりこれからの高齢者の暮らしを守るために、この制度の持続可能性を追求したもの、あるいは利用者の公平な負担ということを念頭に置いてこの介護制度改正がなされたと、そんなふうには感じております。

施設に入所している負担でありますけれども、施設に入所されている方の介護保険制度の費用額においては、在宅においてサービスを利用されている方と、利用者負担の公平性や介護保険と年金の調整の観点などから、施設給付の見直しが行われ、居住費と食費が保険給付の対象外となり、利用される施設と個別の契約に基づく利用者負担となりました。

低所得者等に対する救済策でありますけれども、これにあわせて低所得者第1段階から第3段階の居住費、食費については、利用者負担の上限が定められ、特定入居者介護サービス等費により補足的給付を行うものです。

なお、重度の負担への対応と低所得者への配慮として、高額介護サービス費の世帯単位の負担限度額に加え、個人単位の限度額を設定、社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度の対象者の拡大等を行っており、制度の中で対応を確実にやっていくものであります。

近隣市町との介護保険の比較であります。

介護保険というのは、議員御承知のとおり、想定されるサービスの給付の状況によって変わってきます。したがって、それをどう見積もるかによって当然保険料の負担も変わってきますので、一概に他町との比較が適切かどうかは言えませんけれども、参考までに、現在進行中の第2次計画による基準保険料は、旧相良町が2,900円、旧榛原町が3,000円、吉田町が2,850円、旧島田市2,700円、旧金谷町2,500円、川根町2,600円であります。

以上が介護保険関係の質問のお答えであります。

ひとり暮らしの高齢者の実態と安否確認についてであります。

ひとり暮らしの高齢者等につきましては、社会福祉協議会、民生委員、児童委員の活動との連携をとる中で、福祉票への登録と見守り、また町が委託する町内3カ所の在宅介護支援センターでの実態把握調査による要支援者の把握等を行っているところであります。

これらの調査や民生委員、児童委員の御意見などから、緊急通報システムを必要とする方、現在53人ですけれども、機器設置を行っております。このシステムでは、緊急時の通報のほか、月1回の通信確認や随時の相談通信、3人以上の協力員をお願いして、非常時の御協力や日ごろの見守り等への支援をお願いしております。

また、本年から登録されたひとり暮らしの高齢者を含む災害時要援護者は、旧中川根町において287名の登録となっております。平成18年度には、旧日本川根町域の登録を行うことと、今後もひとり暮らしの高齢者、寝たきりの方、高齢者のみの世帯の方、重度障害者の方等の弱者への支援体制の整備を行ってまいりたいと思います。旧日本川根町域の登録に関しては、自主防災会、区の方々と相談しながら、整備の方向で話し合いを進めてまいりたいと考えております。

外出支援サービスについての御質問であります。

旧中川根町より継続する外出支援サービスの事業については、昨年10月運行開始以来14カ月を経過し、11月末現在、登録者数517人、延べ利用者約1,200人の状況にあります。利用できる方の条件として、運転免許を有しない65歳以上の高齢の方、身体障害の方、知的障害の方、人工透析を受けている方、妊婦、乳幼児の通院の方、運転免許を持っているが病気、けがのため運転できない方などとしております。

また、利用に当たっては事前の登録制をとることと、2日前までの予約を行うこととしておりますが、この利用者の制限を設けることと条件は、道路運送法に規定する一般旅客自動車運送事業の適用としないための必要条件でありまして、町内の特定地域への制限等はなく、等しく利便性を持っていると理解しております。

運営につきましては、地域の住民による組織であるシルバー人材センターに委託し、運転士の運転技術の確保、運転管理の徹底や研修の実施など、安全で安心して利用できるサービスの向上に努めております。システムの運営に対しては、シルバー人材センターの全面的な支援、協力を受け、運営しております。改めてこうした取り組みに感謝しているところであります。

御質問の共同福祉タクシーにつきましては、一定した運転技術、安全性の確保などの難しい点も多く、当町では今後も現行でのサービス体制の拡充を図っていきたいと考えております。

また、18年度中には旧本川根地域での事業を拡大できるよう、車両の整備、あるいは各関係機関との協議、調整をしているところであります。

子育てしやすいまちづくりのため、2点ほど御質問をいただきました。

町立保育園の集約につきましては、旧中川根町保育所運営委員会において、平成16年8月10日に、5つの付記事項とともに「公立1園とすることが望ましい」との答申をいただき、それに従って進めているところであります。答申後、平成16年度に引き続き、本年度におきましても保護者の方々や地区の方々と話し合いを重ねております。

また、集約後の受け入れ態勢の一つでもありました徳山聖母保育園の耐震補強工事が平成18年2月に完了する予定であります。

今後、現在話し合いを進めております藤川保育園の保護者の方々には、三ツ星保育園、聖母保育園等の保育状況などを見ていただき、また、地区の方々等を交えてお話し合いを重ねていく中で、集約への御理解をいただくよう話し合いを進めてまいりたいと考えております。

町所有のマイクロバスの団体への貸し出しについてであります。

町所有のマイクロバスは、川根本町公用車の管理及び使用規則並びに川根本町マイクロバス使用規程に基づき運用しているところであります。これらの規定により、公務のために使用することが原則であります。マイクロバスにつきましても、公務のために使用する車両として管理していますが、特別使用として、町に事務局を置く団体が主催する行事または参加する行事に使用する場合、町から補助金の交付を受けている団体が町を代表して行事に参加する場合につきましては、運転手及び運転管理者を確保した上で使用の申請により許可、不許可の決定をしているところであります。

こうした規定に基づきながら、また町民の利便性を考えるために、今後とも適切に状況を判断しながら利用を進めてまいりたいと考えております。

安心して暮らせる元気なまちづくりについて、3点の質問であります。

総合支所の建設でありますけれども、これは新町建設計画でもうたわれており、合併の大きなプロジェクトの一つであります。住民一人一人の意見を聞きながら、あるいは議会との協議をしながら川根本町役場総合支所建設委員会を設置し、住民の方、あるいは議会の代表、区長の代表等の団体の中から選ばれました委員に協議をしていただき、川根本町住民の総意で建設を推進していきたいと考えております。

集会所の管理運営であります。

地区集会所の建設、管理運営につきましては、本来の受益と負担の適正化について考え、検討を重ね、旧両町の統一を図るという基本方針のもと、各集会所には地域のコミュニティー組織がみずから活動拠点として、地域が主体となって地域の責任のもとに整備、管理運営するものであるという基本的観点から、現段階においては、合併時において検討、決定しました方針に従いまして実施していきたいと考えております。

旧中川根の集会所等の建設につきましては、さまざまな補助金を利用して全額町が負担すると

というのが一つの形でありましたけれども、これは榛原郡郡下を見ても中川根町独自の施策と考えております。そういう意味では、今申し上げたとおり、本来の受益者の負担、そういったこともしっかり考えながら、バランスのよい制度にしていかなければならないと考えております。これは集会所のみならず、受益と負担ということは、今後厳しい財政状況の中で地域づくりを進めていくためには、基本的な指針の一つと考えております。

茶業振興の取り組みについてであります。

当町の茶栽培は、数多くの先代の努力により、名実ともに日本一と自他ともに認める「銘茶川根茶」の産地として全国に知られていることは、申し上げるまでもないところであります。

現在当町で行われている茶栽培は、県の施肥・防除基準に従った施肥及び農薬防除が行われており、さらには、栽培履歴の徹底により、日本一クリーンで安心・安全な銘茶産地づくりを進めているところであります。

有機・無農薬栽培につきましては、町内にも「特別栽培農産物表示ガイドラインに基づく栽培」として、いわゆる有機栽培の認証を得て茶栽培を行っている事例も数件あることから、今後とも同様の茶栽培に取り組む意向がある場合には、静岡県環境保全型農業推進方針に従った指導を県と一体となって取り組んでいきたいと考えております。

また、農林業センター等で無農薬茶栽培等に取り組む考えについての御質問であります。農林業センターは当町農業の根幹の施設であり、茶苗木生産、茶栽培、製造実証試験を初め、県茶業試験場の山間地茶業振興拠点としての各種現地対応試験、自然薯等の栽培指導等、多岐にわたる業務に取り組んでおります。

議員御指摘の無農薬茶栽培、循環型施肥栽培等のいわゆる「特別栽培農産物表示ガイドラインに基づく栽培」に関しては、農林業センターがこれらの栽培に取り組むのではなく、茶業試験場を初めとする各種研究機関のこれらの栽培技術に関する情報を希望者に発信していくこととして対応を図りたいと考えております。

特徴のあるお茶づくりをするためには、有機・無農薬栽培の方向を選択する農家の方があるかと思えますし、また、適切に農薬あるいは施肥をすることによって、味を追求する農家の方もあろうかと思えます。また、品種によって差別化を図る農家の方もあろうかと思えます。私はそれぞれの農家の規模、あるいは人的な問題、あと資材的な問題、それぞれ加味してそれぞれの方向を選択する中で、農林業センター、あるいは行政がそれをバックアップするという形がよかろうと思えます。

そういう意味では、有機・無農薬栽培についても一定の評価を得ておりますけれども、これにつきましてもなかなか課題も多く、やはり選択するのは農家の方々の自分の経営方針がまず最初かと考えております。

また、有機・無農薬、あるいは生ごみの堆肥化等の御指摘もありましたけれども、やはりこうしたものは、町が集中的に行うのではなく、地域ごとにその循環システムをつくっていくことが大事かと考えております。地域の中で、あるいは農家が共同してこうした取り組みを進める場合には、国・県、あるいは町としてもさまざまな制度を活用しながら支援をしていかなければならないと考えております。

また、茶園管理の土木業者への肩がわり等の御指摘でありますけれども、全国的に農作業の土木事業者への作業委託を行っている事例は、ここ数年多く見られている状況にあり、町としても、農業経営者、土木建設事業者の状況、意向等を総合的に判断し、いましばらく状況の推移を見守りつつ、当町においても実現可能かどうか検討をしていきたいと考えておりますが、これもやはり主体となる事業者が前向きに進むかどうかということでもあります。前向きに進める上で、現時点での規制が障害ならば、特区申請、あるいは地域再生事業等、そうした政府の構造改革路線の中での指定、あるいは事業を適用しながら進めていくことも必要かと考えております。

基本的には、こうした経済状況の中で、公共事業が現在の需要を確保するというのは無理でありますので、土木建設、土木事業者にかかわらず、業種転換をしていくことが、これからもこの地域を暮らしを支えるため、あるいは雇用を確保するために必要かと考えております。そうした取り組みに対して、規制緩和、あるいは情報提供というのは前向きに行っていきたいと考えております。

以上、多岐にわたる質問でありますので、漏れた部分があるかと思っておりますけれども、お答えを終了させていただきます。

(「1番のアとオとカ」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 町長、答弁をお願いします。

町長(杉山嘉英君) 失礼しました。漏れておりました。

アに関してはお答えしたと考えております。

それから、オに関しては、失礼いたしました。単独だった場合の保険料の想定額でありますけれども、介護保険事業特別会計における保険給付費の財源は、第1号被保険者保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、町繰入金による一定の負担割合となっております。したがって、第1号被保険者の基準保険料に当たりましては、各自治体の第3次介護保険事業計画のサービス料に基づき求められてくるものであり、旧町での事業計画が定められない現実にあっては想定できないものであります。

激変緩和でありますけれども、基金を使つての激変緩和でありますけれども、平成18年度から平成20年度における第1号被保険者の介護保険料の決定につきましては、現在、保健福祉サービス推進協議会において御検討をいただいております第3次介護保険事業計画策定時においてお示しできますが、当町に複数の介護保険料基準額を定めることは、同じ自治体の地域の中で同一な介護サービス制度をお受けいただく条件に、同じ負担応力の方であっても負担の差別化を行うことであり、制度の運用上好ましいことではありません。

旧中川根町と旧本川根町の介護給付費準備基金積立金については、同じ介護サービスを受けられる状況の中で、介護状態の重い方が多かった地域と介護状態が軽い方々が多かった地域との差が、1号被保険者保険料とともに結果としてあらわれたものとして御理解をいただきたいと思っております。

失礼しました。

議長(佐藤公敏君) 鈴木多津枝君。

11番(鈴木多津枝君) 一番最後のお茶のところから、記憶に新しいものですから、さかのぼ

ります。

無農薬茶を農林センターなどで試験的に栽培してみてもどうかということをお聞きしたんですけれども、非常にいろいろなことをやっているから難しいというお答えだったんですけれども、なぜそういう試験栽培をというふうに言ったかということ、全く私はお茶素人だからわからないわけですけれども、テレビを見ていまして、東北の方でリンゴ園の果樹栽培をやっているお宅で、消毒をすることが非常にリンゴを丸かじりしてもらうのに心が痛むということで、何とか消毒しないで栽培できないかということはずっと研究していた農家の方々が、目の細かいネットをリンゴ園全体に覆ったというか、囲ったんですね、リンゴ園を全部、目の細かいネットで囲ってしまって、それで虫がつかなくなって消毒が不要になったと、安心して食べられるリンゴができるようになったというのを見たものですから、ああ、これだったらお茶はこんなにリンゴみたいに背は高くないし、ネットで茶園を囲うというのはそんなに難しいことではないなと思ったものですから、それがお茶に効果があるのかどうか、私には全くわからないもので、そういう無農薬茶の作り方も、「虫だらけになるんだぞ」と、すぐ、私が「無農薬茶」と言うと、お茶をやっている人たちに怒られるものですから、そういうお茶の栽培の仕方をすれば、もしかして本当に、消毒のリスクは背負うと思うんですね、農家の人たちだって。だから、毒性は少なくなっているのかもしれませんが、見た目にも余り土曜、日曜に農薬ばらまいている情景というのは観光客にもそんなにいいものではないだろうし、やはり何とかできないかなというのを、私は消費者の立場からいつも、茶産地で生活して、お茶の基幹産業の町で生活している者として考えていたんですけれども、これはどうだろうというふうに心にひらめいたものですから、言ってみました。

そういう一部分でもいいからやってみることができないかどうか、再度お伺いします。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 農林業センターというのは、現在の技術の安定化、あるいは普及を図るといふ部分と、これからの新しい技術を試験し、あるいはそれを町民の方に広げるといふ両局面、両使命があるというふうに思っております。そういう意味では、今後の新しい次の川根地域のお茶の栽培の方法に関して、新しい試みをするのも必要かと思っておりますけれども、現時点では農家の技術力の維持、あるいは同じ品質、同様の品質をつくっていく、そのための技術指針を提供していく、あるいは改植、あるいは品種化に取り組み、そういった需要の多いものに順次取り組んでいるというふうに認識しております。

今後、町全体として川根茶の差別化を図るために、無農薬栽培等の取り組みが必要、あるいは天敵等の取り組みによって減農薬の仕組みが必要という、そういった需要があれば、当然それにこたえるのも必要かと思っております。

またもう一点、一般的な認識として、農薬は悪、そして有機はよしというようなイメージがあるわけですが、産地としては、やはり適正な農薬使用、そして有機といろいろな化学肥料を適切に使うことによって安定的な栽培が可能だということも、しっかり産地としては提案していかなければならないと思っております。個別の方策として有機・無農薬栽培があるかと思っておりますけれども、現時点での川根本町の茶業の状態を見ますと、現時点ではそれよりも品質の向上、

安定化を図ることが大事だと考えております。

そういう意味で、そういった部分に今主力を置いておりますけれども、今後の状況によってそういった需要が増えてまいれば、あるいは政策的にそういったことを誘導していかなきゃならないということに確信が持てれば、当然そういった方向にも事業展開をしていかなければならないと思っております。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） お茶の栽培は、それぞれの人たちの誇りがあって難しいんでしょうけれども、価格が低迷しているということは本当に避けられないと思うんです。でも、直接小売をやっていらっしゃる方たちは、私たちも例えばお茶がそんなに安くは手に入りません。だから、その価格がもし保証されれば、生産者はきっと生活が少しずつ安定するのではないかな、もっともっと産直が増えればいいのになと私は常々思っています。

そのためには、やっぱりそれぞれの茶園を栽培している人たちが、自分の茶園はこんなすばらしいものだよというアピールできるものを持つべきだと思うんです。お茶に自分の顔をつけて売る、例えばインターネットでこういうふう栽培しているよと紹介して売る、いろんな方法が、もう今、農業の面で試されていると思うんですけれども、お茶もやっぱり今までのそのつくり方、確かに大事なところはいっぱいあるんでしょうけれども、おいしいお茶をつくるというところでは、もう本当に大変な苦勞をしているんでしょうけれども、じゃ、本当に私たち庶民の消費者のニーズにこたえたお茶がつくられているかという点では、なかなかそこはまだ検討の余地があるんじゃないかと思います。

これを町長に聞いても仕方ないですけども、お茶をやっていらっしゃる方もたくさんいらっしゃるので、私の本当に消費者の立場からの持論を述べさせてもらいました。

次の質問にいきます。

簡単に答えがいただけることから、マイクロバスの使用、団体への貸し出しについてですけども、先ほどちょっとメモをしていて、何か最後のところで、何かの利用を進めていきたいと答えられたところしか耳に入らなかったものですから、もしかして貸し出しも考えてくださるということなのかどうかを再度お聞きいたします。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 質問の趣旨が、マイクロバスの有効活用という視点なのか、どちらかというとそういった団体に対する支援という受け取り方なのか、ちょっと2つとらえ方があろうかと思っておりますけれども、単純に人的な支援をしるか金銭的な支援、そういったものに対してマイクロバスを貸すということに関しては、そう簡単にはいかないだろうというふうに思っております。

ただし、マイクロバスが現にあり、そういったことの地域住民団体がいろいろな活動をするときに、余りにも規制が先あって使えないという状況は、やはりよくないだろうと。そこら辺、しっかりルールをつくって、あるいは現在のルールの解釈をしっかりと共通して、適切な運用に努めたらどうかということをお願いしました。単純に、要望があるなら運転手をつけて無料で貸したらどうですかということに対しては、はい、そうですとは言えないということになります。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 何度も聞いていることなものですから、単純に貸し出してくださいということではありません。そして、バスの活用、もちろん町民の人たちのお金で買ったバスですから、行政だけのものではないと思っていますし、町長も言われるように、有効活用ということも考えなければいけないし、かつてはというか、これからもあるのかもしれませんが、本当にここで言うのも恥ずかしいけれども、議会の打ち上げなんかにはマイクロバスが使えるという状況が片方ではあって、ボランティアで、本当にスポーツ少年団なんか年間何十回という試合をこなすという中で、子供も減っていて、結局親も少なくなっているわけですね、動ける親がね。そういうところに連れていくのに、車を出し合って行くんだけど、それもなかなか車を出して運転して1日つき合ってもらえる人を探すのが大変で、その試合に参加するのが大変困難になっているということも聞いています。

こういう、私もスポーツで余り子供たちを縛るといような育て方は自分はしなかったものですから、最初はどうかと思うんですけども、やっぱり練習しているのを見ると、本当に子育てよりも親育てをしているんじゃないかと、親同士が親育てをしている。子供のスポーツを頑張る姿を見て、大人たちが、それをいつも大きい声でどなったり子供たちに命令をしている親が、そこでは子供たちの活躍に胸を躍らせて期待している。

そういう中で、よそのチームの人たちと出会った、お土産を持ってきてもらった、じゃ、今度こういうお茶だとか何とか持っていきよう、そういうふうなことで大人としてのつき合い方も覚えていく。それで、自分の町はこんなにいい町だよ、また今度試合でないときに、こういう川で泳げるよとか、そういうふうな誘いをする、そういうつき合いが広がっているということでも、本当にただスポーツを子供にやらせているだけの団体ではないなど。

ほかの団体もいろいろそういうものがあるんだと思うんですけども、本当に町民の人たちの交流を広げていく大きな活動だと私は思って見たものですから、そういう団体、スポーツに限らないのかもしれませんが、そういう活動をしている団体の人たちが、じゃ、どこかに招待されたから行ってこよう、行きたいねというときに、余り大きな負担にならないで行けるような、もちろん財政支援があればいいですけども、町にバスがあいていなければ無理ですけども、あいているときには、何らかのどういう基準を設けるか、何かそういうある一定の基準を設けて、その基準に合えば使えるんだよということを示していくというのは、町民の人たちにとって、ああ、行政が自分たちの方を向いてくれているという安心感になるのではないかと、要望しています。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 基本的には、さっき特別使用ということを行いましたけれども、行政目的が一つの大きな縛りがかかっておりますので、それをどういうふうに解釈するかということになります。

今の例等を挙げられましたスポーツに関しては、やはり適用が難しいだろうという感想であります。もちろん青少年に限らず中高年の方、いろいろなスポーツをやっておりますので、そうした需要というのが本当にそれにこういった形でこたえていくのがいいのかな、あるいは公平性ということからも、一部はいいけれども一部はだめだということもあります。基本的には、行政の

目的ということでありますので、それをどういうふうにとらえるかという、その解釈というか、それをしっかり皆さんで話し合っていくことが必要だと思っております。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） それから、総合支所の建設についてですけれども、団体の代表者に参加してもらって建設委員会を立ち上げるということで、川根本町の住民の総意で建設を進めたいというふうに答えられましたけれども、代表者が参加したことで川根町民の総意というふうには私はならないと思うんです。例えば公募をして、そこに応募してくださった人を入れる、それでも総意にはならないかもしれないけれども、住民の人たちに発言の機会を与えるというのは大事なことです。例えばそういうふうな建設委員会に興味関心がある人を募集して、そういう枠をつくって委員会を設置するとかいう考えはないか、お聞きいたします。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） これも考え方、詳細に関しては皆さんの御意見も聞かなきゃならないところから始まりますけれども、基本的には、公募制ということは現在想定していません。ただし、地域振興センターの機能、あるいは防災拠点としての機能というのを兼ね備えた施設をつくるということが合意されておりますので、そういったその地域振興の機能とは何を一番住民の方は、あるいは利用を想定した方々が思っているのか、そういった意見聴取はしていかなければならない。それをたたき台に、委員の方々と話し合っていくことが必要かと思っております。防災拠点にしても、自主防の方々や、あるいは観光客を相手にする方々、あるいは公共の施設に従事する方々、そういった方々のいろいろな御意見をいただきながら、どういう機能を求めることが、そういうことをデータを集めながら全体像をつくっていくかなければならないと思っております。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） なぜ私がこういう質問をするかといいますと、場所はもう決まっているということが委員会でも出されたんですね。だけど、じゃ、それは住民の人たちが最も必要としている、旧本川根側に住んでいらっしゃる人たちが合意しているのかどうか、今の場所でいいよというふうなことで合意が図られているのかどうか、その点で大いに疑問が出るような状況が幾つもありまして、それは私のところに場所をかえてほしいという要望が何人かから来ています。アンケートにも書いてありました。何もそういう相談がないのに進めているという声も寄せられています。

そして、ある方からは1回見に来てくれと、たつての要望がありまして、私は小長井の元高木医院の跡地を案内していただきました。入ってとにかく見てくれということで、400坪以上ある広い土地で、本当に入ってみてびっくりしたんですけれども、それ以外のところも空き家になっていて、もうそこも使えるんだよ、駐車場に使えるんだよって、何か本当にそういうことが本当なのかどうか夢のような話を聞かされました。

高齢化してくると、自転車でも気軽にさっと行けるようなところに役場があってほしいというふうなことも言っているんじゃないかと聞きました。それから、にぎやかなところ、住民がたくさんいるところにつくってほしいというふうなことも言われています。規模についても機能についても、自分たちはそういう大きなものを望んでいるわけではないという声もたくさん聞いています。本当

に窓口の受付、旧本川根側がさびれないような、暮らしが不便にならないようなものをつくってほしいという声を聞いています。

ですから、そういうことでは、今もう既にボーリングをやるうとしてしている現地在、不適格な土地だったら場所をかえるかもしれないけれども、そうでなければあそこにつくるということをお前提に計画を進めるんだということですので、私は、これは住民不在の箱物づくりではないかと思うんです、こういうことをやっているのは。やはりきちんと、本川根側、あるいは川根本町の建物ですから、みんなにこういうことをやるということで、意見がある人はぜひ応募してくださいというふうな呼びかけをして、あるいは委員会でなければ意見を寄せてくださいというふうな呼びかけをして、本当に大勢の人たちが納得する形でつくるのが、単なる箱物ではない町民のための建物になると思うんですけれども、町長はいかがですか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 基本的な考えが2つあります。

1つは、今回の総合支所の建設の中で、持つ機能、あるいは場所等に関しては、既に合意されている。建設計画ですので、先ほど言ったように、時の社会情勢とか、あるいは新しい経済情勢の中で変更もあるというのは先ほども言いましたけれども、この総合支所の建設に関しては、旧庁舎の跡地の活用といった意味も含めて、あるいは行政サービスを低下しないため、あるいは防災機能、あるいは地域振興ということで、そういった合意はなされているというふうに認識しております。

ただし、今後、皆さんがこれはもう状況が変わったからということがあり、それが合意されれば、もちろんそういった方向もいくでしょうけれども、どこまで議論を戻すかというときに、やはりこの3つの機能を備えた拠点を現庁舎に建てるといふ、1つはそれは合意がされているというふうに私は思っております。

それから、委員の構成ですけれども、もちろんこうしたそれぞれいろいろな思いがある施設でありますので、個人の意見というのを聞く、それを繰り返すことによって全体の意見を探るということも大事でありますけれども、特に個人で応募した場合、自分の思いを実現するためにということもなきにしもあらず。しかしながら、団体の長、あるいはそうした組織のという方は、その組織を代表するということで、そうした個人的からもう少し幅の広がった意見をお持ち、あるいはそういう立場で発言されると感じております。こうした非常に微妙な問題に関しては、そうした立場の方が、自分の思いもそうですけれども、自分の組織、あるいは自分のその関係者の総意として意見を言うていただく、そういったことによって、より住民の総意に近いものの意見が集約されるんじゃないかというふうに思っておりますので、今回の場合には、そうした公募というのは現時点では想定をしております。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 大変残念なわけですけれども、町長は委員会の答申を得ましたとか、区長会で承認を得たとか、そういうことをよく言われるわけですけれども、例えばコミュニティーセンターの3番の のところ、今まで旧中川根側では、町が建てて地域の管理は地元がやっていたけれども、大規模修繕や建て替えについては町がやってきたということで、それが突然地元

負担になったとする条例が可決したわけですしけれども、そのときも確認したことですしけれども、結局どうやって住民のこういう負担増に対して確認をとったのかという質問に対して、区長会で承認をいただいていますという答えでした。

私は、それが区長会で承認を得たということで、じゃ、その区長さんたちは自分の区に持ち帰って、こういう提案がされたけれどもどうでしょうかという相談をしたのですかというふうに聞きましたら、やりましたという現役の議員の中の区長さんもいらっしゃいましたので、そういう答えでした。

でも、私はそれは現実、実態とは随分違うんじゃないかと思うんです。議員と区長を兼ねている人がそうでないということを特に言うわけではありませんけれども、ある区では、もう中川根で一番古い最初に建てた集会所ですしけれども、ある区というか、水川なんですけれども、道路が通ることで駐車場がなくなるから、じゃ、この際、建て替えも考えたいね、移転も考えたいねというふうな話になったときに、初めてこの条例が改正されたということを聞いて、地域の人たちはびっくりしている。

何か私のニュースで、区長さんの了解を得ているということがあって通ったというふうなことを読んで、その区長さんが、本当にそんなことを聞いてきたのかというふうなことも責められたりしたというのを私も聞いたんですけれども、非常にそういう意味では婦人会長さん、区長さん、区長会長さん、そういう団体の長の方、代表の方に入っていていただいて委員会、町の方針を変えたり決めたりしていくということが、全部間違っているとは思いませんけれども、そこに住民の人たちの中からも公募の枠を設けて、関心がある人は入ってきませんかという、入れる、参加できる窓口を開いておくということは、私は非常に大事ではないかと思うんです。

団体の長だから、必ずしもその団体の合意を諮って常に対応できるという状況も、日程や時間からいってもないかもしれません。ですから、町長が非常に団体の長を大切にすることでは、それは間違っていないと思うんですけれども、だからといってその人たちに責任が転嫁されるという状況はおかしいんじゃないか。行政としてもやっぱり努力をして、住民の合意を図っていく、総意を集約していくという努力を私はやるべきだと思っています。

聞いても同じ答えでしょうから言いませんけれども、答えなければお答えください。

次に、質問をします。

ひとり暮らしのお年寄りが増えているということで、その安否確認についてお聞きしたんですけれども、緊急通報システムとか月1回の見回りなどが行われていて、それ以外にも何かいろいろ言っていたわけですしけれども、あるところ、これも住民の方から言われたんですけれども、下泉で、かつてもう何年か前のことなのかもしれませんが、亡くなって3日たって発見された人がいると。現にそういう例もあるよと。子育ても大事だけれども、お年寄りの人たちが、特に一人で家の中にいるような人にもっと行政の光を当ててほしいというふうに言われました。

それで、緊急通報とか、今さっき答えられただけでは、毎日の安否確認というのはできないんじゃないかと思うんですね。いろんな自治体などで毎日の安否確認をとる工夫がされています。郵便局の人に声をかけてもらうとか、ヤクルトを配達するとか、いろんなことをやられているようですけれども、もう年をとったから新聞も要らんよ、牛乳も要らんよなんて言う人もいて、本

当に電気がつかないととても心配になって、どうしようもないという声を受けたものですから、今回質問をしました。

毎日の確認について、町長はどのようにお考えですか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 答えなければ答えてと言われましたので、さっきの話ですけれども、当然、組織の中には学識経験者というような枠もありますので、そういった幅広い団体ということじゃなくて、そうしたものも当然入ってくるだろうと。

ただ、私としては、これを言いたいのために委員会へ行ってきたいという、そういう方々の意見だと、なかなか委員会というのは成立しないんじゃないか、そういうふうに思っておりますので、今回の場合には公募というのはなじまないのではないのかということをおし添えてあります。当然、住民の総意で建てるということに関しては、冒頭から言っているとおりであります。

現在の緊急通報システム53人というのが、必要な条件を満たしているのかどうか、十分かどうかということに関しては、民生委員の方々と、あるいは行政の担当、あるいはそうした施設関係者の方々とこれからも注意深く見守っていきたいと思っております。

また、日常の点検に関しては、こうしたものをすべて民生委員とか特定の方々をお願いするというわけにはいきませんので、地域の中で見守るシステム、あるいは先ほど言った郵便局との連携によるそうした確認というふうなことも、そうした現在の状況が必要量を満たしていないということなら、対応策を検討していかなければならないというふうに思っております。

もう一つは、前にも言いました情報通信系のそうしたネットワークシステムの構築の中にも、私はそうした日々の例えば血圧検査等を行うことによって、逆に安否を確認するとか、定時的な通信を確保するとか、そういったこともあります。それはもちろん費用対効果の面がありますけれども、また高齢者が多くなっていますので、いろいろなシステムを民間企業が考案しております。安否確認のシステム、そういったことが今後必要になってくるのかどうか等も十分検討しながらいきたいと。

少なくとも、議員おっしゃるように、この地域で亡くなっていたのが2日も3日も気がつかなかったという状態は、今後そういったことが発生するというのは私も防がなければならない。何のためにこういうところで今まで一緒に暮らしてきたのかということをお考えると、それは防がなければならないと考えております。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君、残り時間1分30秒を切っておりますので、手短にお願いたします。

11番（鈴木多津枝君） 最後の質問になると思います。再質問ですけれども、福祉タクシー、外出支援サービスですけれども、運転できない人はだれでも利用できるように改善を求めるといふふうなことを通告したんですけれども、それもだめなんでしょうか。

なぜ65歳以上の運転できない人か。例えば50歳代ぐらいからだと、まだ運転免許を持っていない女性の方とかかなりいらっしゃると思うんですね。それ以下の若い人たちになると、運転免許を持っていないという人は本当に少ないのかもしれないけれども、水川によそから来られた方が運転免許がなくて、病院に行くのにも本当に困るということで、ぜひ、自分は51だか2だか、

50歳ちょっとぐらいらしいですけれども、乗れる年齢幅を広げてほしいという要望がありました。それについてはどうでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） このシステムというのは、それぞれ100%の需要を満たすシステムではない。しかしながら、こうした山間地域の限られた財源、あるいは利用者のこういった状況の中でシステムを維持するためには、それぞれの方が我慢しながら、でも本当に必要なところにはこのサービスを提供するというシステムであります。

本来ならばタクシー、あるいはだれでも利用できるような常勤の職員を配置して対応するのが、このサービスの一つの最高の姿かと思えますけれども、それでは我々も財政負担に耐えられないということ。あるいは民間業者との競合もあって、許可の問題、そうしたこともありまして、道路運送法の規定の中でこの事業を展開していかなければならない。どうしても不特定多数の方を対象としたこの事業というのは展開が難しいと。特定の方をしていく、その枠をどこで設けるかということ、65歳以上の方というのが基本的な線であります。

実績を見ましても、身体に障害のある方の利用、あるいはその他の方の利用で約32人の方の利用が今までもあります。延べでは100回ぐらい利用しておりますけれども、そういったものに当てはまるかどうかという検討、それから、基本的には多数の方に利用していただく方法を模索すると、道路運送法に引っかかってしまうし、我々もその費用負担に耐えかねると、そういったことであります。

その高齢者、65歳にいかなくても、どうしても生活を維持するためにこうした利用が必要というならば、そういった個別対応で現在はいくしかないのかなと思っております。

皆さんそれぞれ我慢しながらも、この制度が維持されることによって、法的な許可もありますし、限られた費用で運転できる。もちろんこれはシルバー人材センターの協力があってからですけども、そういったことで、この制度を維持することが、トータルでは住民のサービスの向上につながる。これを拡大することによって、一時は皆さんに喜ばれるかもしれませんが、維持ができなくなるということもあるのではないかと思っております。

町営バス等、お金は払いますけれども、だれでも利用できるバスの充実とか、あるいはそうした個別対応で対策を協議していきたいと思っております。

議長（佐藤公敏君） 許された質問時間30分が経過しましたので、ここまでといたしたいと思えます。

これで鈴木多津枝君の一般質問を終わります。

森照信君、発言を許します。9番、森照信君。

9番（森 照信君） 森でございます。私は川根本町防災体制、また森林（もり）づくり県民税についてお伺いいたします。

東海地震を言われ二十数年がたちます。9月の防災訓練、12月の地域防災訓練が行われております。今までは地震に強い感じのする地域でありましたが、この中越地震が発生されてから、安心という形は消え、地域孤立の不安が出てまいりました。合併をして広大な地域になり、各地点も点在している現状の中で、防災の体制づくりは大変なものであると考えられます。広い地域

であることが、情報の把握、伝達が難しく思われます。そのような点を踏まえて、地域防災訓練が去る12月4日に行われました。その訓練での成果、また反省点、その対策、また今後の町本部の防災への体制の確立を町長にお伺いいたします。

また、平成18年4月より導入が検討されている森林新税、森林（もり）づくり県民税は、荒廃した森林のうち緊急に整備が必要な森林は優先的に取り入れられますが、そのほか里山に、竹林、広葉樹なども取り入れられます。社会経済の状況の変化というよりも、国が森林の経済性を放置したために、今の罪科のテーマを招いたのではないかと考えられます。

森林新税により荒廃した森林は立て直るかもしれないけれども、林家にとっては経済性、生活面、何のメリットもないと考えられます。この森林新税の使い道が林家へのメリットに結びつくような利用方法であるならば、今後の森林の再生になるのではないかと考えられます。

また、この新税は、林道より200メートル以上離れている、また勾配が35度以上ある山林で、保安林は抜きで水土保持林が対象であるということでありますけれども、40%の列状、あるいは群状、群状というのは、表現は悪いんですけども、10円玉のはげのような形をする、そのような間伐をするということです。

そのような中で、作業のあり方、また所有者への説明、承諾などを含め、町長の考えをお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

議長（佐藤公敏君） ただいまの質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

町長（杉山嘉英君） 川根本町の防災体制についての御質問であります。

私も、かねてより住民の福祉と教育、そして防災体制、いわゆる危機管理というのは、これはもう言うまでもなく、やらなければならないものとして位置づけております。その中で、そうしたものがベースになって地域の特性を生かす、あるいはそれぞれの地域課題を解決する、そういったことがその上にあるというふうに考えております。したがって、防災については自分なりに町としての責任を果たしてきたつもりであります。

基本的には、議員が御指摘のように、この地域は孤立の危険性が高いわけでありますので、どう、その孤立した場合、あるいは孤立を防ぐか、そういったことを重点的に体制整備をしたところであります。

現在、孤立した場合、情報収集、あるいは情報の伝達が、まず第一に必要なと思うます。同じ救援する場合でも、2日後に支援が来るということと、地区の状況がしっかり中央の本部に伝わっている、そういうことによって住民は安心度も増しますし、その2日後に救援が来るなら、それまで自分たちで何とかしようという防災態勢も確立できると、そんなふうに思っております。そういう意味では、通信手段の確保というのを重点的にまず整備してまいりました。

衛星携帯電話の設置、これは旧町単位でありますけれども、行政無線、あるいは同報無線の整備が行われております。また、旧中川根町内では、簡易無線ということで、現在31台の、役場の基地局も含んでそういったことで、いざという場合には車両、あるいはオートバイ、あるいは個人が携帯することで、双方向の通信を行いたいと思っております。

それでも、あらゆるこうした通信手段は、電源、あるいは中継等を経由しておりますので、そういった場合には、それぞれの個人のアマチュア無線等を活用して各地区の状況を把握すること

が必要だと考え、アマチュア無線との今連絡をしながら、そうした基地局となるような方の設定、あるいは何をもって連絡体制をするか、そういった細部の検討に入っているところであります。あくまでもこれはアマチュア無線愛好家の協力でありますので、そうした、一遍には進みませんけれども、制度整備をしていきたいと考えております。

それでもなおかつ、こうした無線系の通信手段がとれない場合には、過日も練習をしましたけれども、オートバイによって直接人間が行くという、そうした対策をとっております。現在、オートバイは3台でありますけれども、隊員6名を任命し、訓練をしているところであります。情報の収集、あるいは限られた医療物資等は届けることが可能になるのではないかと、そんなふうに思っております。

また、その次、こうした情報を収集した場合には、それを生かした救援、あるいは連絡体制をとらなきゃならない、そんなふうに思っておりますので、ヘリポートの設置、あるいは夜間ヘリポートの設置等を進めてまいりました。それでもなおかつ緊急物資の投下、そういった場合には、ここならヘリコプターが物資を投下できる、あるいは小型のヘリなら強行着陸ができる、そういった場所を各地区に確保していただきたいと。我々も、あそこならヘリがおりられるよというような場所を情報本部としても確保するというので、そうした訓練、あるいは準備もしてまいりました。これをさらに区単位から全域に広げて、ヘリコプターの着陸可能地点というのをしっかりそれぞれの職員が把握する、そういう体制をつくっていきたい。あるいは地区においても、この木を伐採すればここにヘリが着陸できる、そういった体制を連絡をとりながら組み立てていきたいと考えております。

それから、その先には広域の救援体制というのが入ってまいります。そのためには、どういった状況になるのか、受け入れ態勢をとることが肝要だと考えております。そういった意味で、職員を広域訓練に派遣して、受援体制の確立というのを現在図っているところであります。多くの方々が救援に来たけれども、それを地元が消化できないということも多々、大規模災害ではあったと聞いております。広域訓練が入った場合、それをどういうふうに適正配置して、適正な支援体制をしていただくか、そういったことも現在研究をしております。

また、実際我々は、自衛隊は富士の34連隊がこちらに来ることになっております。そういったことにおいても、実際、去年は34連隊にこちらに来ていただいて、救援体制の確認をさせていただきました。向こうの自衛隊も、実際に現場に職員が行くことで、いざ発災した場合、地区のイメージ等が把握できる、あるいはヘリコプター等についても、あそこは着陸可能だということを確認していただきましたので、そういった日ごろの訓練が必要かと考えております。

こうした危機管理能力、受援体制の整備が大事かというふうに考えております。今後ともこうした年2回の防災訓練等を積み重ねながら、発災に備えたいと考えております。

また、より具体的な訓練をするために、次年度以降、現在策定の要援護者リストを使って、実際に避難をする、あるいは実際に避難所を住民の方とともに設営する、そういったことも想定しながら、実際迫り来る東海地震に備えなければならないと、そんなふうに考えております。

以上、雑駁な説明でありましたが、こうしたことを通じて防災能力の向上に努めてまいりたいと考えております。

それから、森林（もり）づくり県民税でありますけれども、県議会でも上程されまして、これは18年4月1日から施行することがほぼ確定しております。約10年間で1万2,000ヘクタールの森林を84億円を見込んで整備するということであります。

林業の再生につなげなければという御指摘がありました。今回のこの用途は、いろいろな県民の思いの中でできた意見であります。林業、いわゆる個人の経営の林業を再生するために公的資金を投入するのはいかなものかという意見が主流であります。その中で、森林の公益的機能を守るために、県民が県民の力でその部分を守るんだと。公益機能とは何かというのは、森林が適正に維持されてこそ公益機能を守れるということで、維持されていない森林に対して公的資金を投入する理念でありますので、直接的に林業支援というものではないというふうに認識しております。

直接的な林業支援は、現在約140億円の林業のための県の予算が投入されておりますが、そうしたものを通じて健全な森林、あるいは林業の振興策を講じていくように我々も要求、要望をしていきたいと思っております。

そうした中で、どのように運用するかについては、今後、議員も細かい御指摘がありました。こういったことも踏まえて、それをたたき台にして4月まで細かい調整が入るというふうに思っております。随時情報を収集しながら、我々の地区にも荒廃森林がありますので、その制度が利用できるよう、先ほど申し上げた里山の整備というのをしっかり、こういった部分が整備が必要だという、そういったことを県あるいは関係団体に上げながら、その資金を活用して森林整備を行っていくことが大事かというふうに思っております。

人工林についてはいろいろな方法がありますけれども、それについても実施段階ではまだ課題があるかと思っておりますけれども、その地域によって森林所有者の協力を得ながら、適切に、あるいは有効にこの資源を活用することがこうした山村地域には求められているというふうに考えておりますので、情報を収集しながら、活用策については積極的に検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（佐藤公敏君） 森照信君。

9番（森 照信君） この間の新聞にも載っておりましたけれども、オフロードバイクの活用ということで、3台があるということでもありますけれども、これも孤立対策の一つであると思うんですけれども、このバイクは今後どのくらいまた増やしていくのか、総括的に地域を賄うには何台くらいが必要であるのか、また、このバイクとの連絡方法をどのようにするのかお伺いいたします。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 現在、オフロードバイクは3台で運用しておりますけれども、あくまでも無線系の通信手段をフォローするものとして位置づけております。現在のところ、ここ数年で数を増やしていくというよりも、この3台を有効に活用するという、本部機能を高めるため、本部の情報収集能力を高めるために活用していきたいと思っております。時には、あってはならないわけですが、本庁と支所を連絡する、最悪の場合はそういった役目も担う可能性もあ

ります。そういう意味では、現在のところ3名で運用して、その実績等を十分把握して、また訓練の精度を高めたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 森照信君。

9番（森 照信君） バイクが孤立したところの連絡をとり合うということですが、また仮にこのバイクがひっくり返ったとか、連絡がとれなくなったような場合もあるものですから、バイクとその本部との連絡はどのようにするのか、その辺を。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 現時点では、簡易無線を持ちながら行動し、同時の双方向の通信をしながら情報を送ってくるということを想定しております。今のところ、オートバイに特別の機材を積み込むところまではまだ想定しておりません。簡易無線を携帯させて連絡をとるという方法をとろうと思っております。

議長（佐藤公敏君） 森照信君。

9番（森 照信君） このオフロードバイクは、支所の方へは配備する予定はないですか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） この防災組織の体制のあり方ですが、基本的にはこの防災というのは、情報を中央で一括管理し、あるいはその指令なり情報をまた一括で流すというのが防災の危機管理のこれは求めるところであります。しかしながら、本町のように広大な町域を有する町では、本庁だけでは対応できないということで、支所に防災拠点を置くという方針で来てまいりました。

したがって、先ほど言いましたように、本庁の防災管理能力を高めるためにこのオフロードバイクを配置したというふうに認識しておりますので、今の時点では支所に置くという部分は想定しておりませんが、今後の運用次第、あるいは無線系の整備状況に即応しながら検討していきたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 森照信君。

9番（森 照信君） わかりました。なるべく早く設置するようにお願いいたします。

アマチュア無線との協働ということでもありますけれども、現在、アマチュア無線の方、両町合わせてどのぐらいいるのか、また先ほども、今お話をしているというふうなことでありますけれども、早急に協力体制というのをつくるような形をしていただきたいと思いますと思うんですが、その辺どのようなものですか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） オフロードバイクに関しては、検討するというので、設置するというところまではまだ方針固まっておりますので、そこだけ誤解のないように。

アマチュア無線に関しては、現在10名ほどリストアップされており、その中でアマチュア愛好家のクラブの役員の方と相談しながら、その情報網を広げていきたいと考えております。あくまでも無報酬のボランティアでありますので、愛好家の方の協力を得ながら対応していきたいと考えております。

また、装置としては、電源に頼らない、そういった装置を持っていなければ非常時の場合には

対応できませんので、そういった機器を持っている方、あるいは車両積載のアマチュア無線の整備を持っている方、そういった方を対象にしながらこの輪を広げていきたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 森照信君。

9番（森 照信君） わかりました。

それでは、出先機関との、教育委員会にもあるんですけども、そういうものの連絡体制なんですけれども、各地区、学校、小学校、中学校分かれておりますから、教育委員会でそのいろいろな形の指示を出すのか、それともその地区の本庁、また支部で連絡をとるのか、その辺はどのような形をとっておられるのか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 当然、行政に関しては総合支所で最終的な情報を管理する、あるいは教育関係に関しては、教育委員会事務局が教育長のもとに一括管理をするということが必要である。当然、教育委員会サイドと行政の連絡を密にしながら、避難態勢、あるいは救援態勢、あるいはその他の支援態勢を組んでいくということになりますので、一たん教育委員会が情報収集するというようになっております。

ただし、本当に災害が起きたときに、例えばこの本庁でいえば、すぐ先に中川根中学校、中央小学校等がありますが、そういった場合の実際の無線が途絶えた場合には、直接災害本部を経由して教育委員会へ連絡をとるということも想定していかなければならないと思っております。ただし、同じ子供たちを扱うことでありますので、教育委員会が一括管理することは必要だと思っております。これも突発型の地震の場合とか、あるいは予知型、あるいは台風の接近といった風水害、それぞれの状況によって対応策は異なると思っております。

いずれにしましても、指揮命令系統が一本に通って、すぐそうした状況に対応でき、連携がとれる仕組みというのを、あらゆる場合を想定して日ごろから訓練していかなければならないと思っております。

議長（佐藤公敏君） 森照信君。

9番（森 照信君） 次にいきます。じゃ、森林新税の方にいかせてもらいます。

私もちょっと勘違いをしていたようでございますけれども、この森林新税というのは、県から指示、指定をされるんじゃないくて、この地域にある森林組合、また自治体が所有者と話し合い、また承諾をとり、作業手順とか計画を立てて申請して、それを県で検討してやりなさいというような形をとるといようなことを聞いたんですけれども、そのような形になりますと、やはりこの町としても、地主に承諾とか事業者への仕事の進め方というのを、話というんですか、進めなくちゃいけないと思うんですけれども、その点、町長はどのような。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 現時点で具体的にこの森林（もり）づくり県民税というのがどう運用されるかについて、詳細は把握しておりません。現時点では、この県民税が成立して84億円の資金というのを確保する、あるいは年間8億4,000万の資金を確保するというところに主力を置いているのが県の実情と認識しております。これが確定した段階で、どのように運用するのか、市町村におろしてくるのかと思っております。

方向としては、これだけ広大な森林を管理するわけですので、やはり県がすべてを掌握するというよりも、地元からそうした要請をしながら活用していくという方法が自然な流れかと思っております。とするならば、早期にそうしたものの体制が整ったところに、早い段階でそうした資金というか、活用できる体制が整うと思っておりますので、当町としましても、情報を収集しながら、そうした、この資金を活用すべき森林、あるいは活用できる森林というのを関係者と協議しながら、森林所有者に情報を提供しながら整備を進めていきたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 森照信君。

9番（森 照信君） 一応県の方のこの前のお話でありますと、一生懸命やった市町村の事業体、森林組合が、事業はたくさんとれて進むようだというようなことでありました。

それで、この40%の列状間伐とか群状間伐をして、私はてっきり植林をすと思ったんですけども、そのまま自然に放置して広葉樹を植えさせるというような県の方針のようですけれども、町長はもう山をよくやっているものですから、この35%の勾配のあるということ、かなりの急なところなんですけれども、そこを40%、大体樹高に合わせた幅を切るというようなことでありますけれども、町長の考えで、山崩れ等に結びつくんじゃないかと思われるんですけれども、その辺はどのようなお考えを。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 私もこの森林（もり）づくり県民税に関しては、森づくり百年の計の委員として、3年ほど前からかかわってきております。そうした中で、これが実現するまでに多くの方々の意見、あるいは都市部の方々、山村部の方々の森にかかわる考え方の違いからいろいろな議論があって、ようやくここまでこぎつけてきたと、そんな感想を持っております。

それが当初、山側から言えば、いわゆる暮らしを守るための林業支援に使えるんじゃないかという期待を持った時期もありましたし、今説明しているように、これは林業経営と離れた国土保全、あるいは機能維持のために公的資金を投入して、そうした私的なものは制限されるよというような形になって、定着推進した経緯がございますので、今の段階では、どう運用するかというよりも、この県民税が成立することがまず第一かというふうに思っております。

その後の中で、県民の理解を得るために基本的な使用の方法というのを提示してきましたけれども、議員御指摘のように、山というのは多種多様でございますので、それを本来の効果が出るようにはどうしたらいいかという議論は、これをやりながら、基本的には5年で大きな見直しがあるということを言っておりますけれども、これをやる中で、これを県民の方の理解を得る中で運用していかなければならないというふうに考えております。

やはり趣旨はしっかり尊重しながら、それを現場で対応するにはどうしたらいいのか。同じ35度でも北側と南側では違いますし、樹齢によっても違ってくると思います。また、一遍に40%を切った場合、なかなか下層植生が生えてくるという状況も、どういうふうにしたらそれが可能になるか、そういった技術的な検討もしていかなければならない。

まだまだ十分検討する課題はいっぱいありますけれども、それよりも、まずこの制度を成立させて、そういった資金を確保し、それを適切に運用することが大事。適切に運用する部分では、山側の我々が果たす役目、あるいは提案することは多々あるかと思っております。

議長（佐藤公敏君） 森照信君。

9番（森 照信君） まだまだ言いたいんですけれども、これは成立したわけじゃないものから、とにかく私は危惧しているのは、やはり先ほど言いましたように、間伐のそのやり方によって、山の余計表土が流れちゃって危ないんじゃないかと思われまますけれども、これは以前、三、四十年前ですか、広葉樹を切って植林をした。4,000本も5,000本も植えさせて、間伐すれば金になるというようなことでやらせたのと、それこそ本当に逆の施業というんですか、やっているような形になるんですけれども、将来、私も40年くらい生きて、これがどのような形になるか見てみたいと思っております。

以上で終わります。答弁は結構です。

議長（佐藤公敏君） これで森照信君の一般質問を終わります。

それでは、2時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時41分

議長（佐藤公敏君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

久野孝史君、発言を許します。8番、久野孝史君。

8番（久野孝史君） それでは、通告に従って一般質問を行います。最後の質問になります。

この9月に合併しました当町において、建設計画に基づく新町の一体化、また住民生活の利便性の向上及びサービスの高度化などを図る目的である合併支援重点道路事業、これは約13億円程度の規模の事業が4つあるわけですが、その一つの上長尾バイパスについて質問いたします。

また、なぜ上長尾バイパスか、4つあるうちの一つを選んだかということでございますけれども、他の事業は、ある程度完結するようなものの性格があります。しかし、この上長尾バイパスにおいては、今後継続性があるためであります。

では、まず第1点からお聞きしたいと思います。

現在、2回程度の全体説明会、またその他、地権者等の数回の地権者説明会等があったというふうに聞きます。しかしながら、予算追加になる経過の変更、また工事区間の延長等あるように聞きますので、その計画の内容と進捗状況についてお聞きします。

また、この現在の計画は、第1期というか取っかかりの段階であると思っておりますので、今後の全体的計画とバイパスができたときによる影響、また計画によって功罪はあると思っておりますけれども、その地区内に対する影響に対する振興策とか住民の利便性をどのようにして持っていくか、その点についてお聞きしたいと思います。

次に、この12月に水利権更新時期を迎える田代川ダムの放流量についてお聞きします。

町長も地元代表として大変御努力され、大井川水利流量調整協議会において合意がなされ、地元の案には及ばなく不満がありますけれども、一つの段階を上った、双方歩み寄った形での決着かと思っております。そして、あす21日より東電は放流を始めようとしております。

このような状況にある中、町長として今までの総括と、どのように評価するか、また今後この流量をどのようにして活用し、大井川の水として確保して下流まで流すか。試験放流の中では、上流の中電、下流の大井川水系の利水者の御理解を通して流すような形が得られたと思いますけれども、今後、協議会の予定とともにあわせて、どのように下まで流すか、どのようにお考えであるのかをお聞きしたいと思います。

そしてもう一つ、この問題を解決するには、どうしても早く大井川の河川整備計画の策定と、その計画を審議する、名前は別として、流域検討会や河川審議会等の設置が重要であると思いますので、関係当局に強く求めていくべきだと思いますけれども、町長の考えをお聞きしたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいいたします。

議長（佐藤公敏君） ただいまの質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

町長（杉山嘉英君） 久野議員の質問にお答えをいたします。いわゆる上長尾バイパスの状況、それと大井川の水問題の2点であります。

上長尾バイパスの進捗状況であります。

この財政的な裏づけとなった合併支援重点道路整備事業は、平成20年までを期間として県が実施する事業であります。当初、2路線3カ所が採択され、10億円の事業費が見込まれていましたが、その後、3億円の追加予算が採択され、2路線5カ所で13億円の事業費となりました。そのうち上長尾バイパスについては5億円の予算づけされております。

この箇所につきましては、国道362号整備促進期成同盟会及び御前崎奥大井連絡道路整備促進期成同盟会としても、早期実現に向けて関係機関に要望を重ねてきたところであります。

現在の進捗状況であります。当初計画の温泉スタンドを起点として、中津川を渡り、水門までの約475メートルの区間について、用地交渉、境界確定を終えました。大きな課題として、立ち退きをお願いしているお宅の転居先の用地確定が残っていますが、そのお宅以外について売買契約を進めているところであります。

3億円の追加予算のうち2億円が上長尾バイパスにつけられたため、当初計画より約270メートル先まで設計され、おおむね生きがいの郷付近まで進む予定であります。水門から既設のトイレを移動させる線形で、現管理道路を歩道として、大井川へ幅員6.5メートルの道路を建設する設計と聞いております。

今後の説明会ではありますが、年明けの1月11日に、起点から追加予算にかかわる地主を含めて予定されており、その後、追加分の地主の方への用地交渉を実施してまいりたいと考えております。

なお、来年11月10日から全国お茶まつりが本町で開催されることから、現在建設中のJAおおいがわ製茶工場も視察していただきたく、起点から製茶工場までの間の開設を強く県にお願いしているところであります。

バイパス完成の影響等は、道路関係では、現況は狭隘部分が多く、多くの交通事故が発生しており、今後も心配のある箇所ではありますが、バイパスの開通により交通安全対策につながるものであります。

この上長尾バイパスは、地元から要望を受け、地元の協力を得ながら現在まで進んでまいりました。今後とも地元の方々の協力を得ながら、商店街、あるいは町民の利便性の確保というのを考えていきたいと思っております。

一般に、バイパスができると商店街の振興が課題と言われておりますけれども、今後、バイパスからおりて立ち寄ってみたい商店街というのを、地区の方々のアイデア、努力、そういったもので、ともに行政も支援する中でそうした商店街ができれば、そうした課題も解決できるのではないかと考えております。

いずれにしましても、地元の方々が、このバイパス完成という交通事情の変化を前向きに受けとめていただいて、こうした道路を活用した地元商店街の振興策を皆さんで検討していただきたい、そして、それに行政もあらゆる支援をしていきたい、そんなふうを考えております。

それから、もう一点の田代ダムの課題、問題であります。

今回の田代川第二発電所水利権更新による放流量等についての課題が合意に至りましたことは、皆様の御支援と御協力のたまものであると、この場をかりましてあらためてお礼を申し上げたいと思います。議会の皆様にも多大な御支援をいただき、本当にありがとうございました。議会の意見書の採択等、本当にこうしたものが大きな流れとなって現在の決着があったと感じております。今後とも御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、課題が合意に達して、総括としてどのように考えるかということではありますが、この結果につきましては、住民の皆さんが大井川の重要性を改めて認識していただいたことができたと思っております。

今までは、ともすれば単なる「水返せ」運動でありましたが、今回の水利権更新では、科学的な根拠や具体的数値をもとに流況改善を図るということで、魚類の生息、景観、河川利用の3点から導き出したデータに基づき、理論的な議論を進めるという新しい方法で行うことができました。これは今後の水利権の更新のモデルケースになったと私は考えております。

また、我々が今後、大井川の流況改善を進める上で、中部電力のダムの水利権の更新を迎えまされども、こうした手法を今後も適用しながら、発電利水者、地元、下流利水者、そして許可権者、そういった方々が同じテーブルの上で議論を進め、合意形成を図っていく、こうしたことを進めていくことが大事だと考えております。そういう意味では、大きな手法として前進があったと思っております。現実問題、0.43トンの冬場の水の量をどのように受けとめるか、それぞれ差はあると思えますけれども、私は大きな前進をしたと考えております。

また、これまでは水利権更新を迎えた施設のある減水区間のみを対象として、維持流量に関する議論がなされてきましたが、今回は大井川全川を見据えて、流域面積に比較して地点ごとに必要な流量を検討していくという算定方法が用いられたことは、これからの水利権更新の運動にとっても、これも大きな前進であろうと考えております。流域住民の皆さんの運動の成果であると強く思っております。

また、これからの協議には、やはり下流利水者の方々も影響が大きくなってきます。そういう意味では、やはりそういった方々を踏まえて、流域全体で大井川の環境改善を考えていく。その中で、中上流域の住民としての立場を明確にしながら、また大井川全体の利水に関して自分たち

も協力していく、そういう姿勢が必要かと考えております。

次に、これからの田代ダムをどのように流していくかが課題であります。これに関しては、12月27日に水利流量調整会議が開かれ、その中で最終決定をしていくことになると思います。現時点のところ、幹事会等の流れの中では、田代ダムから放流された水は、中電において流下対象になる木賊堰堤、畑薙第二ダム、奥泉ダム、大井川ダム、塩郷堰堤でそのまま放流されることとなります。0.43トンがそのまま、そのダムごとで放流されることとなります。また、途中で長島ダムがありますけれども、長島ダムは現時点、0.7トンの維持流量を放流しておりますけれども、それに今言った0.43トンの還元された水が加わるということとなります。現時点ではそのまま大井川を下ってくるということであり、水質等についてはまだ議論の余地がありますが、水量に関してはこうした状況で、これはまた27日に細かいことについて確認されております。

今入っているデータによりますと、田代ダムは、新聞報道にありましたけれども、明日の10時から放流を開始する予定であります。また、現在は当然期間も短いわけですので、既存の設備による放流でありますけれども、来年の秋ごろに新設備による放流を開始するということを東電側は申し述べております。これから春から夏にかけて施設の改善を行いながら、放流量を新設備によって行うということであり、そうなれば遠隔操作も可能ではないかと考えております。

以上、また詳細につきましては皆様にお伝えをしていきたいと思っております。地元としては、大井川に水を戻すことができましたけれども、これをどう地域の活性化に生かしていくか、水をどう利用していくか、やはりこれからは我々のこれからの地域づくりのあり方が問われる番ではないかと、そんなふうに考えております。

また、大井川河川整備計画及び流域委員会についてどのように考えるかということでもありますけれども、国土交通省静岡河川事務所によりますと、現在、大井川の整備に関する計画（河川整備計画）の基本となるべき方針（河川整備基本方針）の作成に着手しているとのことであり、

国の管理区間の河川整備計画作成に当たっては、大井川水系河川整備基本方針の策定にあわせ流域委員会を設立し、河川整備計画作成に当たって意見を聞く予定とのこと。また、県の指定区間における河川整備計画作成に当たっても、国の進み具合に合わせて流域委員会を設立し、河川整備計画作成に当たり意見を聞く予定とのこと。なお、大井川流域に係る諸問題等については、平成15年から開催している大井川流域首長懇談会においても意見を申し上げているところであります。

こうした意見の中で、それぞれのダムの水利更新によって河川の環境改善を図るのではなく、大井川全川を見据えた河川環境整備について一歩前進するというふうに期待をしております。

メンバー構成等は、詳しいことは聞いておりませんが、河川整備計画の中には、天竜川の事例を言うまでもなく、地元の首長等も入っておりますので、そうした中で皆さんの意見を集約しながら、意見が反映する仕組みというのを、だれがなるかわかりませんが、そういったことも十分反映していけるような流域委員会になるよう、引き続き河川事務所にも要望していきたいと考えております。

今回のこの一連の田代川の水利権発電で、こうした地元のとった行動というのは、国土交通省、

あるいは発電利水者、あるいは下流利水者にもそれぞれの考えと立場の違いはありますけれども、一定の評価を得ているところであります。そうした一定の評価は、これから開かれる流域委員会、あるいは大井川整備計画にも十分反映されていくと考えております。

立場は違って、合意形成をする、そういったことの大切さ、あるいはその過程の大切さを今回の大井川の水問題の一連の中で、特に大井川の清流を守る研究協議会の会長をやらせていただいた後、痛切に感じております。こうした流れも今後とも続けていくことが必要かと考えております。

以上です。

議長（佐藤公敏君） 久野孝史君。

8番（久野孝史君） ありがとうございます。

今のお話ですと、何かお茶まつりとあわせて早急に茶工場まで等計画があるようでございますけれども、またかなり距離が延びたようで、生きがいの郷まで伸びるということを聞きまして、ちょっと意外と延びたなというふうな感じがします。

そこで、今、先ほどのお茶まつり等にあわせる入り口にあるグラウンド、また人家、それと延長における今住んでいる家2軒ですね、それと工場、それから生きがいの郷等のところまで行きますと、生きがいの郷等の送迎バスも何か今、側道というか管理道路を使っているような、そういったことがありますけれども、そういった人たちに対して説明とか、かなり段差ができるよ、出入りがどのようになるかとか、そういった十分な説明等はいかがでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） まず、今回の合併重点支援道路で、この上長尾バイパスに着手していく、あるいはそれを活用しながら1メートルでも先に延ばすということが、全線開通に向けて重要なことと考えております。財政状況が厳しい中で、こうした事業に着手しておくことが、次の支援体制、あるいは補助体制を得るためにも必要なことと思いますので、今後とも地元の方々、あるいは町民、議会の御支援をいただきたいと思いますと考えております。

また、具体的に今、そうは言っても現時点、側道等を利用しております、あるいは住民の方々の転居等、生活に大きく影響する部分がありますので、ルートの詳細な検討をしているところであります。そうした中で、ある程度のめどが県も立った段階で、住民の方には説明会が開かれるだろうと思っております。いずれにしましても、県が事業を推進しておりますので、町としては要望を伝え、県のそうした情報収集、あるいは方向確定をもとに住民説明会をしていきたいと考えております。

そんな遠くない先にそうしたものが、詳細がわかり次第開けるのではないかというふうに思っております。中途半端な段階で開いてまた誤解を招いてはいけませんので、担当課を中心に今、いろいろな地元の要望等を、この前の地元説明会の要望を受けて詰めているところであります。

ルート決定については、土木部だけではなく、土木の中ですけれども、河川関係の部署でも大きく影響しておりますので、そこら辺の調整作業を行っているところだと聞いております。また、地主の方々にもいろいろな細部の要望等をお聞きしながら交渉を行っているところと聞いています。

そういったことを、県の事業でありますけれども、住民に直接かかわることでもありますので、連絡調整をしっかりとしながら、住民に不安のないように、また引き続き協力していただけるよう、体制整備というか、そうした説明会等を開いていきたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 久野孝史君。

8番（久野孝史君） 住民の説明会等を今後やるようなことをお聞きしますけれども、このバイパスに関しては、この地区内の人たちにとってはかなり重大な問題だと思います。先ほど言ったように、商店街とか町民の利便性、また道路を隔ててゲートボール場とかお年寄りのもの、あとグラウンドゴルフとかそういったものもあります。

ですので、私としては、地区全体の問題として考えて、この地区の人にも考えていただきたいと思いますので、地権者とか関係者以外の方でも説明を受けられるような、そういった体制の説明会もぜひお願いしたいと思いますので、その点はいかがでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） バイパスを整備することによって、非常にいろいろな影響を受ける方もあると思います。そうは言いますが、このバイパスの整備に関しては、地元の区を通じて、それぞれの、3つの区だと認識しておりますけれども、区の要望を受けて、町も県にその要望を上げた経緯もございます。そういう意味では、このバイパスの必要性も、この地区の方も、そして当時は旧中川根でありますけれども、中川根町全体も必要と認めてここまで来た経緯がありますので、そういった経緯を踏まえながら今後の事業展開もしていきたいと思っております。

グラウンドの問題とかそういった問題に関しても、県も十分そうした工事に伴う影響緩和策を講じていくと言っておりますので、県との間に入りながら住民の要望を伝えながらも、工事全体がスムーズにいくよう進めていきたいと思っております。

すべての要求が100%の形で解決できるか、今の時点では明言はできませんけれども、やはりバイパスの整備に伴う地域全体のプラスの影響というのも加味していただきながら、地主の方々の影響を極力少なくするような政策をとりながら、地元の合意を得ながら工事を進めていきたいと考えております。完成すれば大きな影響が、もちろん地元の方も含めてこの地域にあると考えております。

議長（佐藤公敏君） 久野孝史君。

8番（久野孝史君） ぜひ、先ほど言った説明会等も、今言われたようなことも含めてお願いしたいと思います。

また、先ほど商店街等の話が出ましたが、どうしても今までの地域、他の地域等を見ると、過疎化とか衰退というのが顕著にあらわれておりますので、地元の商工会とかそういったものも、かなり視察とかそのような努力はしておりますけれども、またもう一つ行政とも加わって、今のある協議会をより一層もっと活発に働けるような形のものを持っていただいて、地元の振興策とか、今、空き家をコミュニティーセンターとかそういったものに活用するとか、そういった何か新しいコミュニティー道路にできるような形のを、計画をぜひ行政の方もお願いしたいと思います。

それでは、バイパスの方を終わりにして、次に田代ダムの話ですけれども、たとえば田代ダムで

放流されても、木賊の堰堤で吸収されていけばそれで終わり、またずっと流れてきても、先ほど長島ダムところで維持流量の話も出ましたけれども、そういった話もありますけれども、これも導水管へ入ってしまえば同じことでございます。

先ほど言ったように、明日から流す水は、中電、また長島ダムの理解によって上乘せ放流ということが決まっていますけれども、これはあくまでも完全に決まったものではなく、また27日に決まるということでもありますけれども、本当にはっきりとした協定なり、じゃ、もし先ほど言った濁った水等の問題があれば、またこちらでも課題を出して検討をしていただくような、そういった形で持って行っていただきたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） ほぼ課題なく、この流下は27日の協議会で決定されるだろうと思っております。というのは、第10回までのその協議の中で、一つの全体としての合意形成ができています。そして、その中で0.43は、もうこれはそれぞれの事情じゃなくて、これは表流に、表に流さなきゃいけないねという、そういう雰囲気と言っては、事が事ですから軽いかもしれませんが、そういうのが協議会の中にできておると私は感じております。

したがって、この0.43をそれぞれのダムで流していく、そして大井川に現時点では0.43の水が戻るということに関しては、私は確信を持ってそうなるだろうと思っております。

また、当然、文書等でそれを確認するという事は、この前の10回でも行いましたけれども、11回の今回の会議でもそういったことは確認されるだろうと思っております。やはりこれも地元の方々が、いろいろな課題はあっても一つの合意点に達したという、これが色濃く協議会の場にもあらわれていると私は感じております。したがって、これを拒否して「いや、実はこれは」というように言えるような、もう雰囲気ではなくなっております。

そういったものを、その雰囲気をしっかり生かしながら、我々もその責任を果たしながら、これからの流況改善の協議を進めてまいりたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 久野孝史君。

8番（久野孝史君） ぜひお願いいたしたいと思っております。

それともう一つあわせて、田代ダムのところに新しい装置を、施設をつくるということを来春ということを知りましたけれども、ぜひ流量の検証ということもあわせてお願いしたいと思っております。

それともう一つ、最後のあれですけれども、河川整備計画をつくるために、流域検討会とか審議会とかありますけれども、河川法によっては、この流域の関係者の意見を聞かなければならないというふうなものもあります。ぜひ、先ほど言ったように、天竜川では公募による民の方の委員も出ておりますので、そういったところも、町長の方でそういった公募による民間の方の参加も促すような形のものをつくっていただきたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 取水量のデータに関しては、現時点での東電との交渉というか、中では、毎日のデータを送っていただく、それを週単位でまとめて河川事務所等に報告するような形になるかと思っております。

私も、これはまた議論もあるでしょうけれども、その日0.43、本当に流れたというよりも、週単位、あるいは10日単位でそれだけの水が流れたということが確認されれば、それが総量として極端な差がなければ、そういった週単位のデータの収集でもいいのかなというふうに思っております。

まだこれは技術的な面とか、リアルタイムでの流量の確定も可能かもしれませんが、現時点では毎日の量を週単位で報告していただく、そういったことでも十分、維持流量の確保はできるんじゃないかというふうに思って、これも今後、技術的な面も含めて詳細を詰めていきたいと考えております。

公募に関してでありますけれども、これは先ほどの庁舎建設委員会の意見とまた、怒られるかもしれませんが、こうした河川の場合、直接広域の非常に幅広いその接し方があるということと、特定の建物の建設とか、若干、私は認識が違うので、そういった公募というのがある。その公募の委員の方がどのような位置づけになるかというのはちょっとわかりませんが、そういったことで、公募をとるかどうかわかりませんが、例えば行政関係者に限らず、まちづくりの方、あるいは漁業関係者の方、あるいは地元でその水を利用して農業関係やっている方、いろんな立場の方の意見を吸い上げて意見をまとめていくことが必要だろうと思っています。それが公募になるのか、あるいはどういう形になるかわかりませんが、分科会になるのか、あるいは別のワークショップをつくるかわかりませんが、そういったことは必要だろうと思っています。

議長（佐藤公敏君） 久野孝史君。

8番（久野孝史君） すみません、公募ということが、私ちょっと先走ったものですからあれですけれども、とにかく民間の関係の方の委員さんをぜひつくっていただきたいということをお願いしたいと思います。

以上で終わります。

議長（佐藤公敏君） これで久野孝史君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

日程第3 議案第10号 川根本町公の施設に係る指定管理者の指定 の手續等に関する条例の制定について

議長（佐藤公敏君） 日程第3、議案第10号、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について第1常任委員長の報告を求めます。第1常任委員長、森照信君。

第1常任委員長（森 照信君） それでは、本定例会で第1常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

平成17年12月8日の本会議において、議案第10号、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定についての付託を受け、15日9時より大会議室において審査を行い

ましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の概要について、担当課職員から説明を受けながら進めてまいりました。この条例の制定は、平成15年の地方自治法の改正により公の施設の指定管理者制度が創設され、それにより指定管理者制度を導入する場合、地方自治体は指定の手續などを定めた条例を制定することが求められるもので、条例の構成は、指定管理者を公募し、申請が出され、選定され、議決され、指定され、締結されるまでの手續と、その後の管理上の取り組みについて条文化したものとなっております。

この中で、委員から多角度から質問が行われました。集会所的なものは地区との結びつきが非常に強く、公募によらず地区に業務委託するようになる。指定取り消し等については、出資法人組織の消滅、人材がいなくなった、経営が困難になったなどが当てはまる。また、取り消し訴訟等、それにたえられる取り消し要件の明記が必要である。個々の施設管理の基準及び業務の範囲が違うので、公募時、事項を明示する。また、条例も施設に合わせたものとする。公募の方法によらないで指定管理者になるべき者を選定することができるものとして、地域との連携があるもの、高度な技術が必要なもの、施設上の関係でほかでは無理なもの、公募しても申請がなされないものなどがある。

以上のことが確認されました。審査の結果、討論もなく、採決は挙手によって行い、全員賛成で原案を可決しました。

以上で審査の経過と結果の報告とさせていただきます。

議長（佐藤公敏君） これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで討論を終わります。

これから議案第10号、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第10号、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第10号、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の

制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第11号 川根本町若者定住促進住宅の設置及び管理
に関する条例の制定について

議長（佐藤公敏君） 日程第4、議案第11号、川根本町若者定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、第2常任委員長の報告を求めます。第2常任委員長、高畑雅一君。

第2常任委員長（高畑雅一君） それでは、本定例会、第2常任委員会に付託された事件について、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

平成17年12月8日の本会議において、議案第11号、川根本町若者定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について付託を受け、平成17年12月15日木曜日10時30分より12時5分まで、川根本町役場3階大会議室において審査を行いました。その経過と結果について報告をいたします。

川根本町若者定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の概要について、担当課職員から説明を受けながら進めてまいりました。その条例制定は、川根本町内に定住を希望する若者が住居を確保するまでの間、居住のため若者定住促進住宅を設置し、これを適正に管理することにより、若者定住促進及び地域の活性化に寄与することを目的としております。

このような中で、委員から多角度の面から質問が行われました。入居者の選考については、川根本町若者定住促進住宅条例に基づき、住宅入居申し込み者がその目的に適合するか、町長が入居者選考委員会の意見を聞いて決定する。その選考方法は、地域への定住程度を客観的に把握するため、地域性、住居の実態、定住の理由ごと等に点数をつけ、高い順に入居者を決定する。入居者は、自治会にも加入し、地域の活動にも積極的に参加するよう指導していく。現条例においては、主にA・B棟、家族向けでありますけれども、それが対象のため、今後、C・D棟、単身者世帯向けが建設されることから、現状を見ながら条例改正を行っていくこと。家賃等については、小学生以下の同居する児童を扶養している入居者については月額3万7,000円、小学生以下の同居する児童がいない入居者については月額3万9,000円、住居に併設する駐車場使用料は月額3,000円、町が整備した駐車場は1区画、月額1,500円とする。これらのことが確認をされました。

審査の結果、討論もなく、表決は挙手によって行い、全員賛成で原案を可決しました。

以上、審査の経過と結果の報告とさせていただきます。

以上です。

議長（佐藤公敏君） これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号、川根本町若者定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第11号、川根本町若者定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第11号、川根本町若者定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 5	議案第 1 2 号	平成 1 7 年度川根本町一般会計本予算
日程第 6	議案第 1 3 号	平成 1 7 年度川根本町国民健康保険事業 特別会計本予算
日程第 7	議案第 1 4 号	平成 1 7 年度川根本町老人保健特別会計 本予算
日程第 8	議案第 1 5 号	平成 1 7 年度川根本町介護保険事業特別 会計本予算
日程第 9	議案第 1 6 号	平成 1 7 年度川根本町簡易水道事業特別 会計本予算
日程第 1 0	議案第 1 7 号	平成 1 7 年度川根本町温泉事業特別会計 本予算

議長（佐藤公敏君） 日程第 5、議案第12号、平成17年度川根本町一般会計本予算、日程第 6、議案第13号、平成17年度川根本町国民健康保険事業特別会計本予算、日程第 7、議案第14号、平成17年度川根本町老人保健特別会計本予算、日程第 8、議案第15号、平成17年度川根本町介護保険事業特別会計本予算、日程第 9、議案第16号、平成17年度川根本町簡易水道事業特別会計本予算、日程第10、議案第17号、平成17年度川根本町温泉事業特別会計本予算、以上 6 議案を一括議題とします。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号から議案第17号までを一括議題とします。

本案について、予算特別委員会の報告を求めます。予算特別委員長、森照信君。

予算特別委員長(森 照信君) それでは、平成17年度本予算について、予算特別委員会に付託されました審査の経過と結果について報告いたします。

12月8日の本会議終了後に、正副委員長の選出を行い、審査日程、要領について協議をしました。

12月9日から15日までの4日間、ハードなスケジュールの中、平成17年度一般会計本予算から特別会計5件の予算審査について、それぞれの所管課長及び局長の説明を受け、審議を行いました。

16日には、現地調査でもりのいずみの引湯施設改修、自然休養村管理センター、千頭教職員住宅、町営住宅沢脇団地、地名若者定住促進住宅の現地視察を行いました。視察後、午後1時から議案第12号から議案第17号までの採決を行っております。

審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第12号、平成17年度川根本町一般会計本予算は、賛成多数で可決です。

議案第13号、平成17年度川根本町国民健康保険事業特別会計本予算は、賛成多数で可決です。

議案第14号、平成17年度川根本町老人保健特別会計本予算は、賛成全員で可決です。

議案第15号、平成17年度川根本町介護保険事業特別会計本予算は、賛成全員で可決です。

議案第16号、平成17年度川根本町簡易水道事業特別会計本予算は、賛成全員で可決です。

議案第17号、平成17年度川根本町温泉事業特別会計本予算は、賛成全員で可決です。

次に、審査の結果、状況の中での意見、質問、要望につきましては、全体を報告すべきですが、皆様のお手元に資料を印刷してありますので、幾つかを抜粋して朗読で報告させていただきます。

町民課、住民課所管。ごみ処理広域化事業分担金についての事業の進み具合は、現在慎重に1号炉、2号炉を交互に運転しているところです。

総務課、管理課所管では、総合支所管理費の中で、総合支所建設実施計画委託料について、場所は現庁舎の跡地に建設が決められている。早急に建設委員会を立ち上げ、議会の中からも委員として入ってほしい。旧両町の合意形成が必要である。

教育総務課。中高一貫教育については、もっと内容をPRし、充実した取り組みを今後考えてほしい。

老人福祉費。配食サービス宅配事業については、両町委託者、料金等違いがあるので、話し合い、検討中である。

以上、抜粋して幾つか報告しました。

終わりに、政府による平成17年度の地方財政対策では、三位一体の改革に向けた国庫補助負担金の一般財源化のさらなる推進があり、地方交付税額の減、また景気低迷による自主財源の減、財政を圧迫する要因は多々あり、さらに厳しい財政状況になってきます。予算執行に当たり十分

配慮し、すぐに来る次年度の予算編成には、財政状況をかんがみ、慎重に検討していただきたい。

本予算特別委員会審査におきまして、各課からわかりやすい説明を受けたため、スムーズに委員会を進行することができました。各担当課長の御配慮に心より感謝を申し上げます。

また、委員から活発な意見、要望等が寄せられ、大変有意義な審査が行われ、予算特別委員会審査を終了することができました。重ねてお礼を申し上げます。

これで平成17年度予算特別委員会委員長報告とさせていただきます。ありがとうございました。議長（佐藤公敏君） 以上で委員長報告は終わりました。

予算特別委員会は、議長を除く全議員が所属委員となっておりますので、委員会審査の経過と結果に対する質疑は省略いたします。

これから議案第12号、平成17年度川根本町一般会計本予算について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 11番、鈴木です。一般会計予算に反対の立場から討論いたします。

反対といいいましても、出された予算のすべてに反対というのではないことをまず最初にお断りいたします。

最少の支出で最大の効果を上げることが求められている行政の根本的なところで、賛成できないものが幾つかあること、住民には財政が厳しい厳しいと繰り返しながら、行政が計画した支出には、お手盛りの甘いものや真剣に子育て支援の姿勢が貫かれているとは思えないもの、そして住民不在の不要不急の支出としか思えないものなどなど、幾つかの問題を指摘して反対討論いたします。

9月20日までの両町の打ち切り決算額は、それぞれの町の当初予算に対して、中川根町が歳入で15億2,161万円で41.5%、歳出で11億4,222万円で執行率は31%なのに対し、本川根町では、歳入で14億8,075万円で48.7%に対し、歳出は13億5,512万円で執行率44.7%で、打ち切り時点での歳入歳出の差が歳計剰余金となり、中川根が3億7,939万円、本川根が1億2,563万円と大きく差がついて出ていますが、中川根の執行率の低さは異常と思えるものです。

本来なら打ち切り決算の審査を行い、歳計剰余金の適正さを確認して予算に上がるものと思いますが、何をどのくらいに使ったのかなど全くわからないままの打ち切り決算をもとにつくられた予算のところは、全くわからないままで、知りたいことが雲をつかむようなこともしばしばで、これで責任が果たせるのか疑問を持たざるを得ない予算審査でした。

旧町での事業に議論が衝突することもありましたが、打ち切り決算については議会は何も言えず、中身もよくわからないまま承認を与えるもので、これが市町村合併の常道なら、市町村合併がいかに異常のごり押しで進められているものかのあかしと言うべきもので、甚だしい議会軽視の上に成り立つ予算であることをまず最初に指摘しないわけにはいきません。

今回出された川根本町予算は、新規に出てきているのは、アスベスト対策などわずかな事業以外は、両町の当初予算の未執行部分を予算化したものとの説明がありましたが、その割には旧町の当初予算の合計額より、打ち切り決算額と本予算の合計額は4億円余も増えていて、大ざっぱなことしかわかりませんが、款ごとの比較で見ても、土木費で2億円余の増、災害復旧費で

6,000万円の増、総務費でも5,000万円余の増、商工費や民生費でもそれぞれ5,000万円近い増額になっています。

一方、議会費では3,000万円余の減額となっていますが、これは議員の削減の影響だということがわかります。しかし、教育費で2,500万円余もの減額になっているのは、教育長が1人になった以上の削減が行われていることになり、新町の姿勢が問われるものです。

また、民生費や衛生費が増額しているとはいえ、それが住民サービスに直結するところではどうなのか、中身は全然わかりません。手放して認めるわけにいかないものです。

暫定予算でも指摘したことで、退職職員への町長交際費での餞別支給は廃止されたとのことですが、財政が厳しいと言う割には、全国的にも議員の海外視察など自粛する方向になっているのに、職員の海外研修は当然のように続けられています。職員の総合的行政能力と国際的見識を持った人材を養成するために町村会が行う海外企画に、今まで各町1名ずつ課長などの幹部職員を参加させていたものとのことですが、すべての町村が参加するのに川根本町だけ抜けるわけにはいかないなどの意見もあり、それならなぜ新町では参加者を2人に増やしたのでしょうか。旧町からの既得権のように考えているとしか思えないものです。2人で186万円の参加費で、そのうち140万円が町村会より交付されるとはいえ、節約できることを節約せずに、町民には厳しい厳しいと言っても通らないことではないでしょうか。

また、300冊で328万円の必要性があいまいな広報縮刷版や、委託料と機器借上料で2,500万円もつぎ込む戸籍電算化システム、1,600万円も計上している固定資産税基礎資料更新業務委託料、利用者がいまだに十数人程度の住基ネットワークシステム、ほとんど画面が変わらないインターネットなどなど、費用対効果もあいまいなまま多額なお金がつぎ込まれています。もっと住民に評価されるよう活用を図るべきで、さらには幾つもある不採算施設の管理運営費も、何の節約意識もないまま支出しているとしか言えないものです。今までやってきたのだから仕方がないとの考えでは、町民には納得してもらえないと思います。

多額の合併対策費が計上されていますが、当初予算の両町の合計は2億7,440万円にも上っていますが、新町の本予算では1億8,000万円で、事業説明書を見ても旧町支出額として1,167万円しか載っていない、あとの8,000万円余はどうなったのか全くわかりません。他の事業もそうですが、何が減って何が増えたのか、全くわからない状況で旧町の予算書も配られないのでは、どうやって是非を判断するのでしょうか。行政が出してきたものだから信頼していると言うのでしたら、議会など要らないはずです。

合併のすり合わせで、在宅で介護をする人への福祉手当が、中川根の月5,000円、本川根の月7,500円を高い方に合わせたという朗報はありましたが、一方、旧本川根ではごみ袋が大幅な値上げとなり、旧中川根では集会所の火災保険料や水道料が、今まで町で出していたのを地元負担になるようにしました。その上、大規模修繕や建て替え費用など多額な地元負担が住民への説明もなしに決められ、それをもとにした本予算となっています。

本予算には田代地区の集会所建て替えの補助金が1,503万円出ていますが、全体から見た補助率はわずか3割台で、地元住民の負担額は1世帯平均で言うと32万2,700円にもなり、田代地区に住む方から、何とかありませんかとの相談を受けています。本川根出身の議員の方は、これま

でもそうしてきたのだから当たり前のような発言もありましたが、とても住民の声を聞いて進めているとは思えないもので、すり合わせでなぜサービスの高い中川根側に合わせなかったのが疑問です。中川根側の住民にとっては、寝耳に水の住民不在の話です。

現に久野脇集会所は、合併後の事業でも全額町負担で大規模修繕を行っていますし、町が建てた集会所の大規模修繕を地区に任せたら、補修をしたくてもできないために早く老朽化するのではないということも心配になります。

旧本川根町にだけあるダム水源地域振興費は、長島ダムの補償を基金に積み立て、取り崩して地域振興に充てているとの説明で、地域の人たちにとって大変な犠牲と引きかえに得た貴重なお金のはずです。16年度には7,785万円、17年度には1億4,078万円もの当初予算が組まれ、国の補助や町の一般財源も使って長島ダム周辺整備を行ったり、ふれあい館の管理運営に職員を3人常駐させているとのことですが、本当に地域の人たちの要望に沿った使い方がされているのか、とても疑問です。

接岨護岸遊歩道の工事は中止になって、調査設計委託料が暫定予算に計上されましたが、本来なら暫定予算に上げるべきものではなかったのではないのでしょうか。

また、接岨地区に3カ所ある焼却炉の解体工事を行うとの説明ですが、本川根の事情はよくわかりませんが、本来ならこういうものは町がやるべき事業で、地域の振興基金を使ってやるべきではないと思います。

保健福祉予算の主要事業説明資料は、予算書の数字が分散して載せてあり、どこにあるのが探すのに大変な苦勞をしたのも事実です。多額の電算予算を駆使して何人もの職員でやっているのですから、ちょっとした説明を載せてくれればわかるのですが、もっとわかりやすいものにしていただけますよう、行政の都合に合わせて準備もままならない連日の委員会審査に臨む議員のことを少しは御配慮いただけますよう、強く要望いたします。

乳幼児医療費補助は、県が補助を当町で行っていた小学校入学前までに引き上げたことで、補助額も増えて助かるはずなのに、町は今までの対象者から所得制限を設けたり、入院時の食費の自己負担分も補助の対象にしていたのをやめるなど、制度を後退させたままになっています。これでは真剣に少子化対策に取り組んでいるとは言えないものです。

建ててまだ新しい藤川保育園の統廃合も、住民や父母の合意もないのに強引に進めようとしています。

旧本川根では、子供のインフルエンザ予防注射の自己負担が5倍にもなったと、子育て支援と言うならしっかりと支援してほしいとの声が上がりましたが、安全性が確立していないなどの理由をつけて、お母さんたちの声にこたえようとはしませんでした。

町のマイクロバスを少年スポーツクラブの町外遠征試合への貸し出しも認めようとはしません。あげくは、子供を見るのは親の責任とか、今の親はわがままなどと、これが子供がどんどん減ってその対策を最優先しなければならない町の姿勢かと、耳を疑いたくなる発言もありました。

国は景気回復を理由に、所得税の定率減税の廃止や、既に行われている高齢者の非課税の段階的廃止、配偶者特別控除の廃止などなど、次々と税金を増やす方向を進めています。医療や介護での負担も増やされようとしています。

しかし、当町の企業から景気回復などの声は聞かれません。それどころか、従業員の大半が、年末のボーナスも久しくもらっていない、賃金カットは何回繰り返されればとまるのか、仕事があればまだいい方で、働きたくても仕事がない、お茶をやっている人が農閑期に現金収入を得て生活を支えたくても、土建業も仕事がなく臨時も雇えないなどなど、回り回って商店も活気など生まれない、そんな閉塞状況がますます深刻になっています。それに水を差すように、来年度からは水道料金の値上げを決め、介護保険料の値上げも進めようとしています。

町が使う一般、特別合わせて100億円を超す予算の多くを町民に落とす工夫が必要です。住民の声にこたえた効果的な事業や町民支援の取り組みが必要です。一人一人の顔が違いうように要望も違うかもしれませんが、だからこそ町民を行政に引きつける工夫が必要で、上からの上意下達では住民の不安は膨らむばかりで、町長が新町に求める継続的な町民参加のまちづくりはできないのではないのでしょうか。

今回出された新町の本予算が、たとえ旧町の予算の執行残を引き継いだ半年分の予算だとしても、そこには4億円もの膨らみもあるのですから、住民を守るまちづくりを進めなくてはならない最初の予算として、町民の声にしっかりとこたえているとは言いがたい中身であることを指摘して、当一般会計本予算に反対の立場を明らかにします。

議長（佐藤公敏君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。13番、中澤智義君。

13番（中澤智義君） 13番、中澤。私は議案第12号、平成17年度川根本町本予算に賛成の立場から討論いたします。

本予算は、合併に伴い旧両町の未消化事業、あるいは継続事業、今後かかる必要経費を新町予算として計上したものであります。言葉を変えて言えば、ほとんどの部分が、本年3月の定例会、そこで旧両町の議会で議決、承認された事業や必要経費が盛り込まれたものであります。合併、新町を立ち上げるにつき、そうした経緯を尊重したいと考えるわけであります。

なお、緊急対策事業として桜保育園アスベスト除去修繕、あるいは徳山町有地の墓地石垣補強費、新たなそうした事業も組み込まれておりましたが、今予算は、私は大きな問題はないと考え、賛成したいと思います。

少し気になる点といえば、総合支所庁舎の実施計画設計費であります。旧中川根議員はほとんど内容がわからず、早く建設委員会などを立ち上げて内容を公開し、合意を図る必要があるのではないかと思います。幸い特別常任委員会で、町長も合意形成がない限り予算を執行しないと、こういう言葉でございますので、今後、関係機関の一層の努力を期待したいと思います。

また、本予算の特徴は、合併に伴い両町のすり合わせや条例に基づく補助率が変わりまして、地区の集会所等の予算が計上されていますが、集会所に対しては両町の対応が大きく違っておりまして、合併に伴い新しい統一した見解で集会所の対応、行政を進められると期待して、今後、町民の理解が得られるよう努力していただきたいと思います。

いずれにしろ、本予算は、先ほども申しましたが、未消化事業、継続事業、そして今後かかる必要経費を盛り込み計上したものであり、特別予算委員会で9日より12日、13日と十分審議を受け、先ほど委員長よりその報告も受けております。さらに、16日の委員会で採決、承認されております。

私は、新町の行政をスムーズに進め、スタートすることが大切だと思い、賛成いたします。議員諸君の理解と御協力をお願いし、私の賛成討論といたします。

議長（佐藤公敏君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで討論を終わります。

これから議案第12号、平成17年度川根本町一般会計本予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第12号、平成17年度川根本町一般会計本予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立多数です。

したがって、議案第12号、平成17年度川根本町一般会計本予算は、原案のとおり可決されました。

これから議案第13号、平成17年度川根本町国民健康保険事業特別会計本予算について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 11番、鈴木です。平成17年度川根本町国民健康保険特別会計予算に反対の立場から討論を行います。

9月20日に合併して以降、10月に12月末までの暫定予算額まで、今回、暫定予算を含む17年度本予算が出されましたが、出された額の根拠は全くわからないまま、詳しくは決算のときにと先送りし、行政に白紙委任した形での予算審査となりました。

医療費は安定しているとの説明に反して、1億円も前年の合算額より増えていることにも、前期高齢者が毎年1歳ずつ国保に移っているからとの説明では納得できないもので、打ち切り決算による旧中川根で3,450万円、旧本川根で9,699万円の歳計剰余金に対しても、根拠となる説明はありませんでした。

旧本川根町では、合併直前にすり合わせを楽にするために国保税を引き上げたと聞いていますが、余ったために2,700万円も基金に積み立てるのでしょうか。

また、加入者の40歳から64歳に係る介護保険料を旧中川根では昨年に続いて今年度も引き上げ、2年間で1人平均1万5,000円も値上げになりました。全国一律の額で請求が来る1人当たりの納付額が連続して増えているのが原因で、仕方がないとの姿勢ですが、今でさえ耐えがたい負担になっている国保税を町の裁量もなしで値上げするのは、払いたくても払えない人をますます増やすことになり、国保会計の健全な運営を困難にするものではないでしょうか。

しかも、所得がなくてもかかってくる均等割、平等割の応益部分を大きく引き上げたことは、低所得者の苦しみを理解しているとは思えないものです。

国保の剰余金をためてきた支払準備基金を介護納付金にも使えるようにする条例改正も行われましたが、肝心の一般会計からの繰り入れにはいまだに否定的です。

国民健康保険制度は、本来は憲法第25条に明記されている「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とか、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」との規定に基づいて、国民に保障された基本的人権の一つである生存権を実現するために創設された制度であり、この制度の直接の根拠法である国民健康保険法では、その第1条に「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」と、国保制度が社会保障制度の一つであることを明記しています。

しかも、国保制度は、数ある社会保障制度の中の一つというだけでなく、国民皆保険制度、つまり国民だれもが医療保険制度に加入し、健康を害したときには安心して保険で診療が受けられるための最後のとりでとも言うべき役割を担っています。組合健保や政管健保、共済保険といった、いわゆる被用者保険のいずれにも加入できない自営業者や農家、最近では問題になっているニートやフリーターなどと呼ばれる若者など所得の不安定な人たち、また年金が頼りの高齢者など、一般的には社会的弱者と言われるような人たちが無条件に加入でき、加入しなければならない制度として存在しているもので、この点でも、よく言われる相互扶助の制度とは全く性格を異にしているということを強調しておかなければなりません。

相互扶助制度が文字どおり加入者がお互いに助け合い支え合う制度であるのに対し、社会保障制度は、制度の維持と加入者が極端に生活を圧迫されるような負担を強いられることなく、確実に給付を受けられるようにすることについて国が責任を負うという点が、明確に異なっています。

ところが、国はこうした責任を投げ捨てて、毎年のように国庫負担の削減を押しつけ、これが、全国的にも加入者にとって国保税が耐えがたい負担になっていることの最大の原因です。その意味で、国保税が高いとの声が当町の加入者から上がるのも、その原因が町当局の考え方や直接的な担当者の姿勢によるものではなく、国のたび重なる制度改悪に根本的な原因があるのであって、この点はしっかりと頭に入れておかなければならないと思います。

今回の本予算でも、詳しいことはわかりませんが、保険給付費が前年より1億1,000万円余も増え、療養給付費交付金も県支出金も増えているのに、国庫支出金だけは逆に2,826万円も減らされているのも、もしかしたらこのあらわれかもしれません。

しかも国はみずからの責任を放棄するだけでなく、介護保険料を上乗せしたときから滞納者が増えることを予測して、自治体に対し、滞納者への正規の保険証交付をやめて、短期被保険者証や、窓口で全額10割を払わなければならない資格証明書を交付するよう条例化するよう義務づけ、命にかかわるペナルティーを設けました。

また、乳幼児医療費補助の窓口無料や、500円の委任払いをして子育て支援に力を入れている自治体に対して、医者にかかりやすくと医療費が増えるとして、国保会計への国庫補助をカットするペナルティーも設けるなど、驚くべき冷たい国の態度に怒りを覚えるのは私だけではないはずです。

それなのに、国は「小さくて効率的な政府の実現に向け、従来の歳出改革路線を堅持する」とした歳出改革の推進を決め、最重要課題に「医療制度改革」を据えて、矛先を真っ先に高齢者医療費に向けています。昨年10月から、70歳から74歳までのいわゆる国保に移した前期高齢者の自

己負担を原則1割から2割へ引き上げ、現役並み所得のある人は2割を3割に引き上げて医療費抑制を図ろうとしていますが、町が保健福祉の取り組みをよほど充実しない限り、重症化、手遅れが心配されます。

医療費高騰を防ぐ町の保健福祉活動は、国保会計や加入者の負担を増やさないためにも重要で、看護師さんの正規雇用も行わない、保健師さんには多くの仕事を背負わせて訪問指導や訪問活動、データの分析や保健計画づくりの実行など、本来の仕事に専念する時間を保障しないような町の姿勢は大変問題だと思います。

所得が低い人ほど重い負担となる課税法を改めたり、最高限度で打ち切った額や、2割・5割・7割軽減で収納できない額を一般会計から繰り入れるなど、年をとったらほとんどの人が入る国保制度の耐えがたい負担増を避ける姿勢が何としても必要です。

来年度は、旧中川根側より低い旧本川根側との税率のすり合わせが行われます。負担は低い方に、サービスは高い方に合わせてこそ、合併の意義があります。それを可能にするための財政リストラが合併のはずです。足りなければ引き上げしかないとの行政の姿勢を改め、高齢者も若い人も安心して住み続けられる町にするためにも、あらゆる知恵と工夫でだれもが払える国保税にし、健全な運営を目指すことを強く要望して、まだまだそうなっているとは言えない当国保特別会計予算への反対討論といたします。

議長（佐藤公敏君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。10番、板谷信君。

10番（板谷 信君） 10番、板谷。私は本議案について賛成の立場より討論いたします。

今、いろんな反対理由があったんですけども、特にこの今回の本予算、これに限って言えば、まず、国保税についてですが、この国保税は、今回国保税を変えたわけではなくて、前の段階の7月の本算定のところで決まった国保税がそのまま今回のっているという形になると思います。

また、確かに保険給付費がかなり上がっているんですけども、これについては課長の方から説明もあったんですけども、これについてはしっかりとした精査はまだこちらもしていないし、その中でも確かにこういう伸びはあるんだろうなという部分と、その部分を繰越金を全部予算の中へつぎ込んだという、打ち切り決算という事情もあったんですけども、つぎ込んでいるという部分と、それから、諸収入で賄っているという部分があって、国庫支出金をある程度実態よりも抑えた形で予算措置しても予算が組めたんじゃないかなというような気がします。

ということは、次の平成18年度のこの国保会計の予算というのがかなり厳しいものになってくるんじゃないかなという予想がされます。そうした中で、また一般会計からの繰入金もかなり大きく今回入れましたし、そうした中では、また来年度は国保税の取り方も、中川根と本川根、今まで別々に取っている部分も、またこのところも検討するということがありますもので、来年からは本当に気を引き締めてやっていかなければならないんじゃないかなと、そんなふうに思います。ただ、今回の予算そのものにしてみれば、特に問題となる点はなく、いろんな形での予算措置をしたなど、そんなふうに感じています。

そのような点から、私は本議案について賛成討論といたしたいと思います。

議長（佐藤公敏君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで討論を終わります。

これから議案第13号、平成17年度川根本町国民健康保険事業特別会計本予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第13号、平成17年度川根本町国民健康保険事業特別会計本予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立多数です。

したがって、議案第13号、平成17年度川根本町国民健康保険事業特別会計本予算は、原案のとおり可決されました。

これから議案第14号、平成17年度川根本町老人保健特別会計本予算について討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号、平成17年度川根本町老人保健特別会計本予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第14号、平成17年度川根本町老人保健特別会計本予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第14号、平成17年度川根本町老人保健特別会計本予算は、原案のとおり可決されました。

これから議案第15号、平成17年度川根本町介護保険事業特別会計本予算について討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号、平成17年度川根本町介護保険事業特別会計本予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第15号、平成17年度川根本町介護保険事業特別会計本予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第15号、平成17年度川根本町介護保険事業特別会計本予算は、原案のとおり可決されました。

これから議案第16号、平成17年度川根本町簡易水道事業特別会計本予算について討論を行います。

す。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号、平成17年度川根本町簡易水道事業特別会計本予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第16号、平成17年度川根本町簡易水道事業特別会計本予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(佐藤公敏君) 起立全員です。

したがって、議案第16号、平成17年度川根本町簡易水道事業特別会計本予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第17号、平成17年度川根本町温泉事業特別会計本予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号、平成17年度川根本町温泉事業特別会計本予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第17号、平成17年度川根本町温泉事業特別会計本予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(佐藤公敏君) 起立全員です。

したがって、議案第17号、平成17年度川根本町温泉事業特別会計本予算は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議長(佐藤公敏君) 日程第11、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、次期議会の会期日程と議会運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第12 常任委員会の閉会中の継続調査の件

議長（佐藤公敏君） 日程第12、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、常任委員会に関する事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

追加日程第1 議案第18号 川根本町過疎地域自立促進計画の策定 について

議長（佐藤公敏君） 追加日程第1、議案第18号、川根本町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題とします。

議案の朗読を省略して、直ちに町長から提案理由と議案説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第18号、川根本町過疎地域自立促進計画の策定について御説明いたします。

議案1ページと、別冊川根本町過疎地域自立促進計画、平成17年度から平成21年度版をごらんください。

なお、この川根本町過疎地域自立促進計画は、昨年12月に策定されました旧中川根町と本川根町の過疎地域自立促進計画の後期計画をもとに、両町の合併に伴って新たに策定された計画であります。

この計画は、平成12年4月1日からの10カ年の時限立法であります「過疎地域自立促進特別措置法」に基づき、平成17年度から平成21年度の後期5カ年間の計画について御審議をお願いするものであります。

また、過疎市町村における計画を策定する場合には、過疎地域自立促進特別措置法の第6条の規定により、市町村の議会の議決が必要ということで提案するものであります。計画策定に当たりましては、あらかじめ県と協議を行う必要がありますので、既に協議を行い、了承を得ておりますことを御承知ください。

それでは、川根本町過疎地域自立促進計画について御説明いたします。

この計画におきましては、過疎地域の自立促進の基本的な事項、産業の振興、交通通信体系の

整備、情報化及び地域間交流の促進、生活環境整備、高齢者等の保健福祉の向上及び増進、医療の確保、教育の振興、地域文化の振興、集落の整備、その他地域の自立促進に関して必要な事項を定めることとなっております。

別冊の計画の内容につきまして御説明いたしますが、まず1ページから基本的な事項としまして、町の概況、人口及び産業の推移と動向、行財政の状況及びそれらを踏まえた町の自立促進の基本方針について記述いたしましたものであります。

旧中川根町、旧本川根町とも、昭和56年4月の追加公示により過疎地域の指定を受けて以来、今まで25年間、まちづくりのためにさまざまな過疎対策事業を実施し、住民生活の利便性は着実に向上してきておりますが、まだまだ実施、改善していかなければならない課題や住民からの要望などが数多く残されており、十分な水準に達していない状況にあります。

今後も町の状況は少子・高齢化が進行し、人口は減少していくことが予想されるとともに、財政状況においても、国の三位一体改革を基本とした財政構造改革の方針のもと、地方交付税の縮小、国庫負担金の一般財源化など、小規模市町村にとって厳しい行財政運営が求められています。

このような状況を踏まえ、川根本町が自立していくための方針としては、合併により作成しました新町建設計画の基本方針に沿ったものとし、美しい自然と豊富な資源を守り育て、町の基幹産業であるお茶と観光を今まで以上に活用する方法で、だれもが安心して快適に過ごすことを基本としています。

医療、保健、福祉の分野では、これまでに経験のない超少子・高齢社会を迎え、それぞれの分野が連携する中で、だれもが生きがいを持ち、生き生きと暮らすことのできるまちづくりを目指します。

また、住民の生活のための基本となる国道、県道、あるいは町道、農道といった道路の整備はもとより、近年の情報化に対応した光ファイバーの整備や地上デジタル放送受信施設の整備などを促進し、生活の利便性を高めていくこととしています。

産業と観光の分野においては、地域の基幹産業であるお茶と林業の振興は最重要課題であると認識し、産業の基盤整備はもとより、静岡空港や第二東名といった大きなプロジェクト及び奥大井南アルプスマウンテンパーク構想などと連携した産業、観光の振興を目指します。

さらに、自然の活用という意味においても、本州随一の原生自然環境保全地域である大井川の源流部の自然環境を守り、川根本町の自然が多くの人々のいやしの空間となるようなまちづくりを進め、増加する交流人口に対応していきたいと考えています。

このほか、教育の面においては、未来を担う子供たちのため、地域の特色ある教育を推進していくことや、生涯にわたって学び、みずからを高め、心豊かな人をはぐくむ千年のふるさとづくりを進めていくこととしているほか、新しいまちづくりは、こうした多くの町民の皆様であることを基本とし、町民と行政の協働によるものであることを基本方針としています。

以上のような基本方針を具現化するための計画期間は、現行法の期限である平成17年度から平成21年度までの5年間とするものであります。

次に、各項目における具体的な現況と問題点及びその対策と実施計画につきまして、8ページ以降に記載をいたしております。

まず、産業の振興ですが、農業におきましては、農地の流動化を初め総合的な茶業振興策を推進し、生産面では高品質茶を安定供給するために、地域農業単位に整備した共同緑茶生産加工組織の再編を進めていくとともに、緑茶を加工した新商品の開発や、川根お茶街道を通じたPRのほか、作業効率の向上、省力化のための農道の新設や改良、農地の開発などの基盤整備を進めていきたいと考えております。

林業につきましては、林道等の開設を推進し、山林の保育及び生産作業の合理化、生産コストの削減を図り、収益の向上を目指すとともに、荒廃した森林対策として作業道の開設を補助し、間伐を重点的に推進して優良材の生産に努めます。あわせて、さまざまな機会をとらえて、森林の持つ有益な機能や必要性を多くの方に情報発信し、林業への理解を深めていただきたいと考えております。

商業につきましては、近年多様化している消費者ニーズに対応できる品ぞろえのある店舗づくりや、周辺の景観にマッチした商店街環境整備を検討していくほか、イベントの開催や地場産品の販売を促進し、交流人口をターゲットにした商業活動の展開を図っていきたいと考えています。

工業につきましては、これまで同様に若年者雇用型の企業の誘致を検討していくほか、地域に密着した地場産業の振興のための農産物の加工を中心とした起業の促進を図り、町内企業の連携や分業を推進するとともに、地域の中にある企業との対話を密にし、雇用の促進を図ることとしています。

観光につきましては、近年アウトドア志向が高まっている中、奥大井・南アルプスマウンテンパーク構想を生かしたエコツーリズム、農林業をメインとしたグリーンツーリズムなどを推進するためのインタープリター等の人材育成や、町内外の観光施設のネットワーク化、音の彫刻（さくひん）コンクールなど特色ある文化事業を進めていくほか、地域資源を面的に楽しめるレクリエーション地域の構築、SLやアプト式鉄道などの他の地域にはない資源を生かした広域的な観光ルート及びそうした環境を資源とした産業の開発などを進め、多くの人々が交流する活気と魅力のあるふるさとづくりのイメージの定着化に努めていきます。

次に、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進につきましては、13ページから記載がありますが、まず道路につきましては、地域振興の根幹をなす国道、県道の早期2車線化を促進し、あわせて歩行者の安全確保のための歩道設置とバリアフリー化についても整備を進めてまいります。

また、町道の改良、舗装につきましては、集落間や公共施設を結ぶ路線については、計画的かつ重点的な改良を行っていくほか、茶園や森林の管理を初め、観光や生活道路的な側面を持つ農道や林道につきましても、積極的に整備を進めていきます。

電気通信施設等につきましては、災害時の情報伝達手段としての同時通報無線のデジタル化を図り、町内全戸に個別受信機を設置したいと考えています。

また、2011年のアナログ地上放送終了に伴い、地上デジタル放送の受信施設の整備が進められていますが、新たな難視聴地域ができる可能性があり、そのための共同受信施設の整備促進についても強化していきます。

さらに、ADSLや光ファイバーといった高速通信体制の整備や、観光や防災上の必要性も高

い携帯電話の通話エリア等につきましても、通信事業者や関係機関とも協議を進め、整備促進を図っていきます。

地域間の交流につきましては、物理的交流を促進するための国道、県道の整備促進を初め、集落間道路の整備、観光レクリエーション施設整備などを総合的に組み合わせて対応していきます。特に観光レクリエーション施設の相互連携につきましては、エコミュージアム構想や川根お茶街道事業の具現化とあわせて実施していきたいと考えています。

本町においての地域住民の交通手段は自家用車が主となりますが、高齢者や児童・生徒の交流を図ることを目的とした公共交通機関の充実を図ることが必要です。大井川鉄道は本町の主要公共交通機関ですが、大井川鉄道を補完するため町営バスが運行されており、今後はこの町営バスの路線拡大を検討していきます。

また、特に高齢化が著しい本町におきましては、高齢者等の外出を支援するため、外出支援サービス事業のますますの整備強化を進めていく必要があると考えています。

次に、生活環境の整備ですが、22ページからの記述になります。

まず、水道事業につきましては、良好な水の安定供給を図るべく、町営施設の未整備地区への整備を計画的に推進するとともに、既設簡易水道施設の老朽化に伴う改良や、小規模集落の水道施設についても、順次近代的な施設への更新を進めてまいります。

下水処理施設につきましては、当町のように集落が分散している地理的条件下では、全町的な規模での下水道の整備は困難ですので、家庭単位での対策が効果的であり、合併処理浄化槽の設置を推進していきたいと考えております。

廃棄物処理施設につきましては、生活様式の変化や交流人口の増加に伴い、ごみの量も年々増加傾向にあります。可燃ごみや燃せないごみにつきましては、島田市北榛原地区衛生消防組合において処理されています。また、ごみの収集方法や減量化につきましては、計画的なごみの分別収集を進めるとともに、リサイクルを推進することを近隣の市町と連携しながら進めていきます。

し尿処理につきましては、川根地区広域施設組合の施設を平成15年度に更新し、運用を開始いたしております。

これらの環境問題につきましては、廃棄物の排出量を減らしていくことや、排出する方法などにつきましても、より一層住民の皆様への啓発が必要と考えています。

消防・救急施設につきましては、島田市北榛原地区衛生消防組合の年次整備計画に従い、負担金を支出していくなど、施設や機器の更新を進めていきます。

また、地域の非常備消防につきましても、老朽化した車両、ポンプの更新や団員の確保に努めていくほか、災害時の情報伝達としての防災行政無線システムの整備を進めていきます。

公営住宅につきましては、老朽化している住宅の建て替えを順次行っていくなど、多様化したライフスタイルに配慮した整備に努めるとともに、今後、Uターン、Iターン、Jターンを視野に入れた整備を検討していきたいとの考えであります。

次に、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進についてですが、25ページからの記述になります。

本町の高齢化率は平成16年には36.9%となり、約5人に2人は65歳以上の高齢者という状況になりますが、この高齢者福祉は少子化対策とあわせ、本町の最重要課題の一つになっています。

高齢者福祉につきましては、介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画に基づき、居宅・福祉サービスや福祉・保健サービスの提供及び関連施設整備を行うほか、介護保険制度の見直しによる新しい予防給付対象者へのサービスの充実や、介護保険サービスに該当しない方々への支援についても配慮していきます。また、近隣の市町とも連携の上、特別養護老人ホームの建設についても整備を進めていきます。

児童福祉につきましては、少子化への対策が急務となっておりますが、次世代育成支援行動計画に基づき、保育施設や児童厚生施設等の充実を図るとともに、児童数の減少に伴う保育所の集約を進め、集約後の跡地利用についても有効活用を図っていくほか、保護者から近年要望が高まってきている放課後児童健全育成事業の実施につきましても検討していきます。

次に、医療の確保につきましては、27ページからの記述となりますが、地域の特性を考慮した医療機関の整備、保健医療従事者の確保、育成を図るとともに、総合的な医療供給体制の整備に努め、あわせて医療機材の設置についての助成等を行っていきます。また、無医地区等につきましては、町営バス、外出支援サービス等の運行により利用者の便を図ってまいります。

次に、28ページからの教育の振興ですが、まず、遠距離通学児童・生徒の安全な通学手段を確保するため、スクールバスの更新や通学援助費の支給を行ってまいります。しかし、今後は児童・生徒の減少に伴い、学校統合の必要性についても検討すべき時期を迎えていると考えています。

また、学校教育の一環として、私立幼稚園への支援も必要であり、運営費の補助のほか就園奨励費の支給や施設整備のための助成も検討していきます。

社会教育の分野につきましては、町文化会館及び地区の集会施設等を核として各種講座等を開催し、町民の文化意識の高揚を図るとともに、各種スポーツ施設を整備し、スポーツを通じた交流を深めることを推進していきます。

地域文化の振興等につきましては、30ページからになりますが、ここでは川根地域まるごと博物郷構想や川根お茶街道推進基本構想を中心に、川根地域の文化や歴史などの魅力を広く伝えていくため、川根地域が一体となった取り組みを進めていきます。

また、町内には多くの国・県等指定の無形文化財等がありますが、町全域への呼びかけや学校教育を中心とした取り組みにより、継承者の確保を目指すとともに、衣裳等の更新を進めていきます。

なお、川根高等学校と地元の4つの中学校による連携型中高一貫教育が行われており、地域の子供たちの生きる力の育成に力を注いでおります。

町内には図書館施設がないため、山村開発センターや町文化会館の図書室機能を補完し、町民の読書推進を図るため、老朽化している移動図書館車の更新を進めるほか、町内の小・中・高の図書を相互に貸し借りできるシステムを構築し、資源の共有化を図っていく考えです。

次に、31ページからの記述であります集落の整備ですが、合併により35の集落組織となり、その再編の必要性があるものの、それぞれに歴史等があって多くの課題が残されていますが、生活基盤としての道路網の整備とともに、地区住民の皆さんの意見を十分にお聞きした上で再編整備

を行う考えであります。

さらに、住民参加型の地域づくり事業を展開し、コミュニティー活動を通じた集落活性化のための自助努力の意識高揚を図るほか、若者や都会からの移住希望者のための受け皿づくりを進めてまいります。

最後になりますが、その他、地域の自立促進に関して必要な事項につきましては、31ページの記述のとおり、現在本町は過疎の町であり、人口が減少して地域の活力は減退を続けてきています。しかしながら、人口が少ないということは、それだけ個人個人の地域での役割が増え、活躍の場が多いということでもあります。

こうした過疎地域での自立を考える場合、住民の参画は不可欠であります。この地域を知り、魅力を発信し、地域づくりに参画する人材を育成するために、千年の学校等の事業の展開や、地域住民がみずから企画した事業等への支援を行い、地域間交流を図っていくとともに、地域の自立促進を図ってまいります。

また、後継者の育成や若者の定住化を図るため、都会の独身女性を対象とした縁むすび事業もスタートさせます。

以上、川根本町過疎地域自立促進計画を策定いたしました。なお、この計画は後期の5カ年計画であります。1年ごとにローリングしてまいります。

よろしく御審議いただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 26ページと28ページ、主に子供のことで質問をいたします。

子供が減っているということを経由に、この計画にはどんどん減らす目標、子供が減るのを食いとめるのではなくて、減らすために、子供が減っているから施設も減らしましょう、保育園も減らしましょう、学校も減らすことを検討しましょう、そういうことを書いているんですけども、子供が少なくなっても、これは5年間の計画ですよ。5年間の計画にそういうことを盛り込まなければいけない理由は何なのかお聞きします。

その5年間に学校統廃合の検討とか、あるいは保育園の集約ですか、これは時期は書いていないんですけども、保育園の集約についても時期が書いていないということで、住民の合意を図って進めるお考えかどうか、保育園の施設の統廃合については。

学校の方は、検討すべき時期を迎えているということで、これから話題にしていこうということなんでしょうけれども、5年間の計画の中にこういうことをうたわなければならない理由と、それから保育園の集約については時期を書いていないけれども、それは合意を図ってきちんと進めるということなのかどうか、2点お伺いします。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） この過疎自立促進計画について、議会の皆さんへの説明の中で、こうした川根地域の基本的な計画であるとともに、過疎債というのを意識した計画であるということを経由前からも申し上げております。したがって、ここに盛り込むことが、今後の我々の事業展開の幅を広げるという意味があることも御承知おきください。

それから、ここに保育園と小学校のことが載っているということでありましてけれども、今言ったような意味合いがあることと、現実問題として今の出生数を考えていけば、当然こうした対応をしていかなければならないということでありまして。住民から寄せられる多様なサービスを、限られた、あるいは厳しい財政状況の中で対応していくためにはそうした取り組みが必要であるという面と、子供の保育環境、あるいは学校教育環境というのがどういうものであるか等を十分議論した上で、環境の維持だけでもいいませんし、また財政的な側面だけで進めるということもそれは不十分だと思いますので、そういった両者を兼ね合わせながら事業を展開していかなければならないと思っております。そのためには、ここには載せておくべきだろうと思っておりますし、そういう時期に来ていると思っております。

議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 状況からいって、財政も厳しいし、子供が減っているという現状は間違いないんだから、載せなければならぬということですけども、旧町中川根側ですけども、保育園の1園化については、もう来年からという最初説明だったんですけども、そういう時期を載せていないということは、それについてはまだ住民の合意を図って進めていかなければならないということ意識してのことと理解していいですか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 先ほども言いましたように、過疎自立促進計画というのは、ここにうたってあるかどうかということが、その後の過疎債の適用等の推進に大きな意味を持つ。もちろん変更等もございますけれども、そういう意味で、別に時期を明記する必要がないことに関しては、こうした方向性の明示になっているというふうに思っております。

議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 過疎債を意識して計画するということですけども、載せるんだということですけども、特に過疎債を必要とする計画は、決まっていること以外は、保育園についても学校についても、その後の計画がないならば別に載せる必要はないんじゃないですか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） もちろんこの全体がこの地域の方向性を示したものである、もちろんすべてが100%過疎債だけを意識したものではないけれども、そういった過疎債を適用するということ意識しながら、その根底にある地域のこれからの方向性、あるいは基本的な考え方を示しているのがこの計画と考えております。

ですから、当然、今後の方向性の中に、この少子化の中で小学校の再編、あるいは保育園の再編等もしていかなければ、住民の多様な要望にはこたえていけないだろうということをお知らせした文言として受けとめていただきたいと思います。

議長（佐藤公敏君） 鈴木君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 川根本町の過疎地域自立促進計画に反対の立場から討論をいたします。

これは単に過疎債を借りるときのためにこういう事業を計画しているよということで、過疎債借入れを対象にしたというか、想定するための計画だという説明が繰り返されているわけですが、計画をつくるときから、議員に配付されたときから、あるいは県に出す前、訂正したときもそうなんですけれども、私は一貫して、子供たちに関するところのこの保育園や小学校の統廃合については、ここに載せるべきではないと、載せる必要はないんじゃないかと、今すぐにやらなければいけないことではないし、過疎債を借りてやろうとすることもないんだから、載せる必要はないんじゃないかということ強く言ってきました。それにもかかわらず載せられていますし、それが皆さんの合意なんでしょうけれども、私はこのことにはとても合意することができません。

なぜなら、学校を減らしていく、保育園を減らしていくということは、過疎地域の私たちの町にとって大切な、いわゆるドル箱ですよ、ドル箱とも言うべきものをみずから切っていく。それでどうやってこの地域の子供たちを増やしたり、職場を守ったりすることができるのでしょうか。

私はつい最近、見られた方がいらっしゃるかもしれませんが、10日ごろだったと思います。テレビで、私が毎週発行しているニュースにも書いたんですけど、沖縄県の奄美大島のほんの突端の一部と、それから向かい側に加計呂麻島という面積77.39平方キロメートルという広い島なんですけれども、皆さん想像つくかどうかわからない、広い島です。そこに、両方合わせて瀬戸内町という人口2,000人を切る町があって、その瀬戸内町の子供たちが、学校が転々としていて、子供たちが野球がやりたくてもやれない。自分でキャッチボールを壁を相手にぶつけてやるだけしかできない。それを見た若い電気屋さんのおじさんが、子供たちを集めてチームをつくったんですね。瀬戸内ファイターズというチームをつくって4年目です、結成して。

その取材、ずっと記録映画が放映されて、私はもう本当に胸が震えるほど感動しました。なぜなら、すぐに各学校から1人2人と集めて、やっと14人ぐらいの瀬戸内ファイターズという少年野球団を結成して、週4日、放課後、船に乗って、定期便なんですけれども、奄美本島のその瀬戸内町の役場があるところに大きなグラウンドがあるものだから、子供たちが各島から集まって練習に行くわけですよ。帰りは、もう定期便がないから、海上船をチャーターして、最終便に間に合わなくて11時ごろ家に着くという、そういうことをやりながら郡大会で優勝し、全国大会制覇を目指して頑張っているということで、もう本当に親も子も一緒になって、地域の住民、親たちが一緒になってやっているんですね。

そこまでだったら、私は何も感動に打ち震えないわけです。なぜそんな学校がちょびちょびあるんだろうと、不思議で不思議でたまらなくてずっと心に残っていたものですから、この議会が始まる先週でしたっけ、電話で番号を調べまして、この瀬戸内町の役場に電話を入れました。そして、学校の様子、子供たちの様子を聞いたんです。

そうしたら、何とこの瀬戸内町、人口2,000人弱の島に小学校が20校あるんです。その20校の小学校は、ほとんどが小・中併設校です。なぜなら、1つの学校に16人いる学校はいい方で、

小・中学生合わせて4人とか、7人とか、9人とか、7人、7人、8人、4人、6人、9人、こういうふうな生徒しかいない学校が20校もあるわけですよ。それで、中学校単独は2校、それから瀬戸内町の奄美本島の方にある学校も1校だけ大きな学校があって、あとはやはり8校あるんですけども、本島にも、そこにも子供たちが10人、二、三人、そういうところで学校をちゃんと守っている。そして、保育園はこの瀬戸内町には公立の保育園が1園あります。公立の幼稚園も1園あります。それから、私立の幼稚園が1園あります。それから、僻地の保育園が各地区に1カ所ずつあって8園あります。そういうところです。

一番驚いたのは、ここが一番大事なんですけれども、子供の数を、小学生の数を聞きました。小学生が何と678人、中学生が361人、人口2,000人弱です。私、うそじゃないかと、もう一度確かめたんです。「間違いありません」と平然として答えるんです。「学校の統廃合の計画なんかありますか」と聞いたら、「ありません。町の宝ですから」と、そう言うんです。私は、これが町を守る行政の姿勢ではないかと、本当に心が震える思いでした。

こういうことをやらないで、うちの町はどうやって子供たちを増やしたり、若い人たちの職場をこれから守っていったりするんでしょうか。子供が減るからあれも減らせこれも減らせ、こういうことをやっていて本当に町が守れるのか、しっかり考えていただきたい。

ましてや、やる必要もない計画をどんどん先に先につくってそこに向かって進んでいく。町を滅ぼしていくのと同じだと私は思って、怒りに震えています。

そういうことで、この計画に賛成できないことを明らかにして、反対討論とします。

議長（佐藤公敏君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。9番、森照信君。

9番（森 照信君） 私は賛成の立場で討論させていただきます。

この計画は、もう前々から各議員にもたびたび訂正した案を出して提出してあるものでありますし、確かに子供は宝であります。しかし、この自立の計画に載せたからといって、これをすぐさま実行するというものではなく、状況を判断してやっていくということであるし、また5年間の計画であるということでもありますから、私は別にこのあれが子供に対して、少子化に対してのことではないと思われまして、そんな立場から私は賛成の意見とさせていただきます。

委員各位の御同意をよろしくお願いいたします。

議長（佐藤公敏君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで討論を終わります。

これから議案第18号、川根本町過疎地域自立促進計画の策定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立多数です。

したがって、議案第18号、川根本町過疎地域自立促進計画の策定については、原案のとおり可決されました。

追加日程第2 議案第19号 工事請負契約の変更について（平成
17年度北部簡易水道配管布設工事）

議長（佐藤公敏君） 追加日程第2、議案第19号、工事請負契約の変更について（平成17年度北部簡易水道配管布設工事）を議題とします。

議案の朗読を省略して、直ちに町長から提案理由と議案説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第19号、工事請負契約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成17年6月13日に御議決いただきました平成17年度北部簡易水道配管布設工事の請負契約について、請負契約変更の議決をお願いするものであります。

これは徳山の野志本地区の皆様へ安定した水の供給を図るため、浄水場内の老朽化した配管を布設替えることが主な変更で、この事業量の増加に伴い、変更前請負金額に499万8,000円を増額し、変更後請負契約金額を7,114万8,000円としたいものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号、工事請負契約の変更について（平成17年度北部簡易水道配管布設工事）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第19号、工事請負契約の変更について（平成17年度北部簡易水道配管布設工事）は、原案のとおり可決されました。

追加日程第3 議案第20号 工事請負契約の変更について（平成
16年度公営住宅整備事業町営住宅沢

協団地 2・3・5号棟建築工事)

議長(佐藤公敏君) 追加日程第3、議案第20号、工事請負契約の変更について(平成16年度公営住宅整備事業町営住宅沢協団地2・3・5号棟建築工事)を議題とします。

議案の朗読を省略して、直ちに町長から提案理由と議案説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第20号、工事請負契約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成17年7月28日に御議決いただきました平成16年度公営住宅整備事業町営住宅沢協団地2・3・5号棟建築工事の請負契約について、請負契約変更の議決をお願いするものであります。

これは徳山に建設中の沢協団地の老朽化に伴う建て替え工事で、テレビ受信に必要な入力レベルを確保するための共聴アンテナを設置することが主なもので、変更前請負契約金額に269万1,150円を増額し、7,409万1,150円としたいものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

議長(佐藤公敏君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号、工事請負契約の変更について(平成16年度公営住宅整備事業町営住宅沢協団地2・3・5号棟建築工事)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(佐藤公敏君) 起立全員です。

したがって、議案第20号、工事請負契約の変更について(平成16年度公営住宅整備事業町営住宅沢協団地2・3・5号棟建築工事)は、原案のとおり可決されました。

閉 会

議長(佐藤公敏君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

よって、平成17年第3回川根本町議会定例会を閉会します。

これで散会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 4時44分